

平成27年度
障害者支援状況等調査研究事業
報告書

障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査

平成28(2016)年3月

みずほ情報総研株式会社

目次

障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査

第1章	はじめに	1
1.	本調査の目的	3
2.	調査の概要	3
	(1) 平成26年度の都道府県・市区町村における障害者虐待への対応状況等調査の集計・分析	3
	(2) 事例収集調査	3
	(3) 体制整備調査	3
第2章	平成26年度 障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査	5
1.	調査の概要	7
	(1) 目的	7
	(2) 実施方法	7
2.	結果要旨	9
3.	調査結果	11
	(1) 養護者による障害者虐待についての対応状況等	11
	1) 相談・通報対応件数(表1)	11
	2) 相談・通報者(表2)	11
	3) 事実確認の状況(表3)	12
	4) 事実確認調査の結果(表4、表5)	12
	5) 虐待行為の種類(表6)	13
	6) 被虐待障害者等の状況	13
	7) 虐待への対応策	17
	8) 虐待等による死亡事例	18
	(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等	18
	(2)-1 市区町村における対応状況等	18
	1) 相談・通報対応件数(表21)	18
	2) 相談・通報者(表22)	19
	3) 市区町村における事実確認の状況(表23)	19

4) 都道府県への報告(表 24)	20
(2) - 2 都道府県における対応状況等.....	20
1) 市区町村から都道府県へ報告があった事例(表 25)	20
2) 都道府県が直接把握した事例(表 26)	21
3) 虐待の事実が認められた事例件数(表 27、表 28)	21
(2) - 3 虐待の事実が認められた事例について	22
1) 施設・事業所の種別(表 29)	22
2) 虐待行為の種類(表 30)	23
3) 被虐待障害者の状況.....	24
4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況.....	25
5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況(表 39-1、表 39-2、表 39-3)	28
(3) 使用者による障害者虐待についての対応状況等	29
1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数	29
2) 相談・通報者(表 40)	29
(4) 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待についての対応状況等	29
1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数	29
2) 相談内容に該当する機関(表 41)	29
3) 相談の対応状況(表 42)	30
(5) 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について	30
1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況	30
2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況	32
第3章 事例収集調査.....	35
1. 調査対象.....	37
(1) 目的.....	37
(2) 実施方法.....	37
(3) 収集した事例の状況.....	37
2. 調査結果.....	43
(1) 類型別の障害者虐待事例の取り扱い.....	43
(2) 類型別の障害者虐待対応の具体的な経過.....	43
1) 身体的虐待.....	43
2) 性的虐待.....	48
3) 心理的虐待.....	54
4) 放棄、放置(ネグレクト)	59

5) 経済的虐待.....	65
3. 調査結果のまとめ	69
(1) 障害者虐待の背景と現状.....	69
(2) 種類別の虐待の特徴.....	69
(3) 分離を行う際の対応等.....	71
(4) 障害者虐待対応に係る自治体の意見.....	72
1) 障害者虐待防止法施行の効果と課題.....	72
2) 分離保護が必要な場合の社会資源の不足.....	72
3) チームケアとネットワークの必要性.....	72
第4章 体制整備調査結果.....	75
1. 調査概要.....	77
(1) 目的.....	77
(2) 実施方法.....	77
(3) 調査対象自治体	78
2. 調査結果.....	78
(1) 自治体の虐待対応への体制整備	78
1) 体制とネットワーク.....	78
2) 普及啓発と人材育成.....	85
(2) 自治体が虐待対応時に使用している帳票.....	85

第 1 章 はじめに

1. 本調査の目的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）が平成 24 年 10 月 1 日に施行され、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者から障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務が課されるとともに、国や地方公共団体等に対して障害者虐待防止のための責務等が定められた。本調査では、障害者虐待防止法の施行状況と自治体の対応状況を把握することを目的に調査を実施した。

2. 調査の概要

（1）平成 26 年度の都道府県・市区町村における障害者虐待への対応状況等調査の集計・分析

厚生労働省が実施している「『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」のデータ精査、都道府県への照会作業を行い、最終結果をとりまとめた。

なお、本報告第 2 章で掲載している調査結果は、平成 27 年 12 月 22 日に厚生労働省より公表された「平成 26 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果¹）」の「【参考資料 3】平成 26 年度 障害者虐待防止法対応状況調査報告書」と同一の内容である。

（2）事例収集調査

養護者虐待に対する具体的な自治体の対応状況を把握するため、5 類型の虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置（ネグレクト）、経済的虐待）別の事例を収集し、事例担当者へのヒアリング調査を行った。

（3）体制整備調査

養護者虐待に対する具体的な自治体の体制整備状況を把握するため、自治体の障害者虐待対応の取組について聴取した。調査対象となる自治体は上記（1）の調査結果をもとに、体制整備が進んでいると思われる 5 自治体を選出し、依頼した。

¹ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000107538.html>

第2章 平成26年度 障害者虐待防止法に基づく 対応状況等に関する調査

1. 調査の概要

(1) 目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」という。)の施行(平成24年10月1日)を受けて、平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 実施方法

全国1,741市区町村及び47都道府県を対象に、平成26年度中(平成26年4月1日～平成27年3月31日)に相談・通報(本人による届出を含む。以下同じ。)があった障害者虐待に関する事例について、主として以下の項目で構成される調査を行った。

○市区町村対象の調査

1. 養護者による障害者虐待

- (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
- (2) 事実確認の状況と結果
- (3) 虐待行為の種類
- (4) 被虐待障害者等の状況
- (5) 虐待への対応策
- (6) 死亡事例

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

- (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
- (2) 事実確認の状況と結果

3. 使用者による障害者虐待

- (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者

4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待

- (1) 相談・通報対応件数及び相談内容に該当する機関

5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

○都道府県対象の調査

1. 市区町村からの報告件数

2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報件数

3. 1及び2における具体的内容(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)

虐待があった施設等の種別、虐待行為の種類、被虐待障害者等の状況、行政の対応等

4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待

5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況
6. 虐待等による死亡事例の状況（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

【用語解説】

「養護者」とは、

- ・ 障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・ 「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

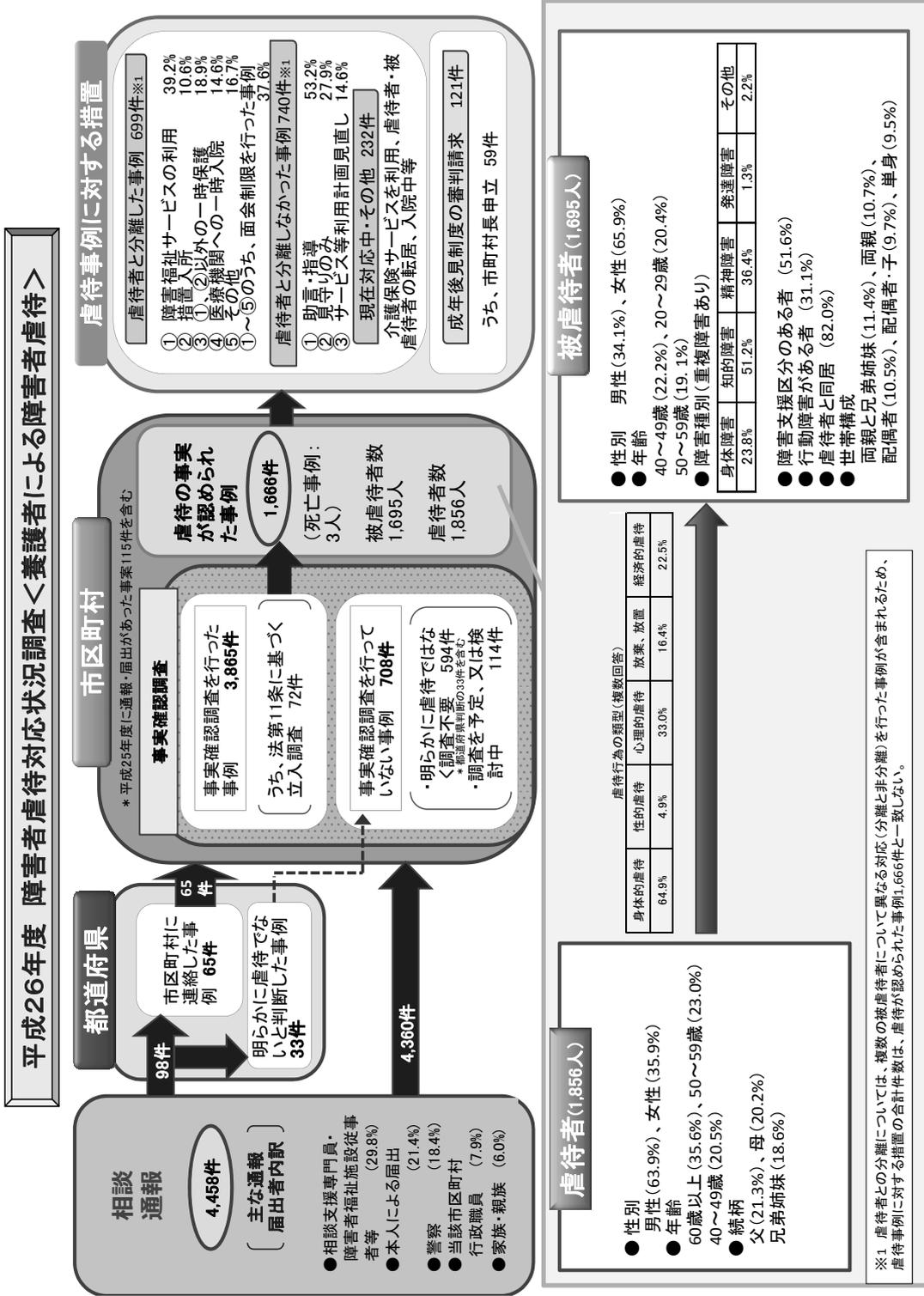
「使用者」とは、

- ・ 障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

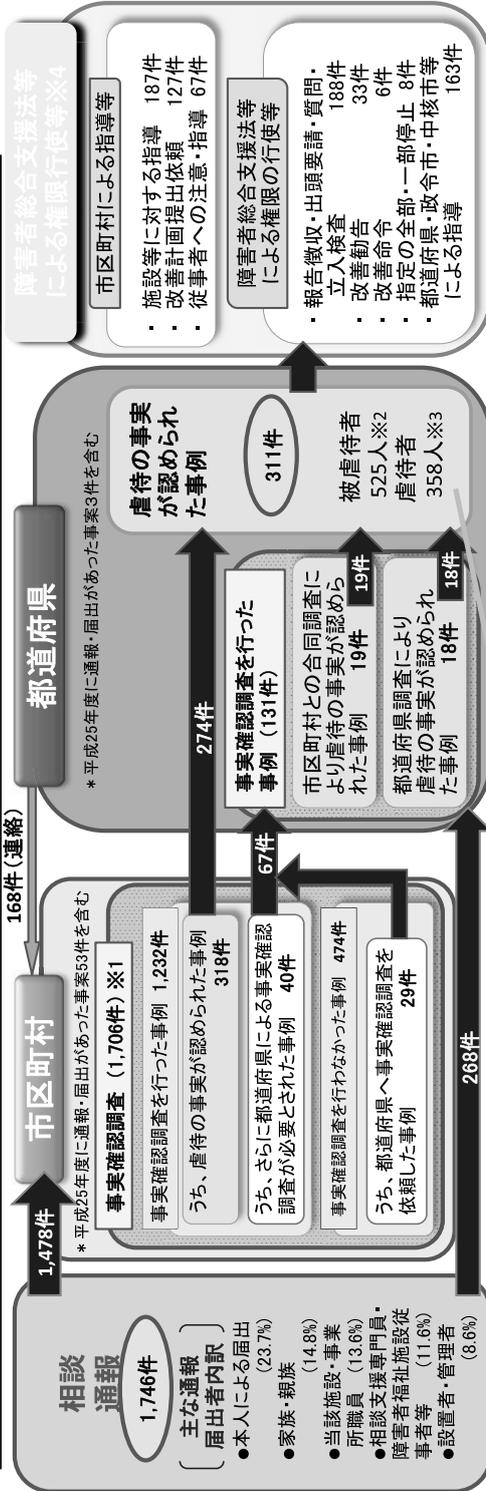
【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

2. 結果要旨



平成26年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



相談通報

1,746件

主な通報届出者内訳

- 本人による届出 (23.7%)
- 家族・親族 (14.8%)
- 当該施設・事業所職員 (13.6%)
- 相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等 (11.6%)
- 設置者・管理者 (8.6%)

都道府県

274件

事実確認調査を行った事例 (131件)

市区町村との合同調査により虐待の事実が認められた事例 19件

都道府県調査により虐待の事実が認められた事例 18件

市区町村の合同調査により虐待の事実が認められた事例 19件

都道府県調査により虐待の事実が認められた事例 18件

市区町村との合同調査により虐待の事実が認められた事例 19件

都道府県調査により虐待の事実が認められた事例 18件

障害者総合支援法等による権限行使等※4

市区町村による指導等

施設等に対する指導 187件

改善計画提出依頼 127件

従事者への注意・指導 67件

障害者総合支援法等による権限の行使等

報告徴収・出頭要請・質問・立入検査 188件

改善勧告 33件

改善命令 6件

指定の全部・一部停止 8件

都道府県・政令市・中核市等による指導 163件

虐待者 (358人)

- 性別 (76.3%)、女性 (23.7%)
- 年齢 40～49歳 (19.8%)、50～59歳 (18.2%)、60歳以上 (18.2%)
- 職種 生活支援員 (45.8%)、その他従事者 (12.8%)、管理者 (10.1%)、サービス管理責任者 (7.5%)

被害待者 (525人)

- 性別 男性 (61.3%)、女性 (38.7%)
- 年齢 20～29歳 (22.1%)、30～39歳 (19.4%)、40～49歳 (20.0%)
- 障害種別 (重複障害あり) 身体障害 75.6%、知的障害 13.5%、精神障害 2.3%、発達障害 21.9%、行動障害がある者 (25.7%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
57.9%	13.5%	42.4%	2.6%	8.4%

障害者虐待が認められた事業所種別	件数	割合
障害者支援施設	76	24.4%
居宅介護	12	3.9%
重度訪問介護	1	0.3%
療養介護	7	2.2%
生活介護	40	12.9%
短期入所	13	4.2%
自立訓練	3	1.0%
就労移行支援	4	1.3%
就労継続支援A型	22	7.1%
就労継続支援B型	45	14.5%
共同生活援助	45	14.5%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	1	0.3%
移動支援事業	3	1.0%
地域活動支援センター経営する事業	6	1.9%
福祉ホームを経営する事業	1	0.3%
児童養護施設	2	0.6%
放課後等デイサービス	30	9.6%
合計	311	100.0%

※1 複数の市区町村にまたがる事業があるため、事実確認の状況の合計は1,699件と一致しない。
 ※2 不特定多数の利用者に対する虐待のため被害待障害者が特定できなかった等の4件を除く305件が対象。
 ※3 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった13件を除く298件が対象。
 ※4 平成26年度末までに行われた権限行使等。

3. 調査結果

(1) 養護者による障害者虐待についての対応状況等

1) 相談・通報対応件数 (表1)

平成26年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、4,458件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が4,360件、都道府県が受け付けた件数が98件であった。

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報対応件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	270	東京都	306	滋賀県	120	香川県	38
青森県	27	神奈川県	258	京都府	72	愛媛県	72
岩手県	26	新潟県	59	大阪府	770	高知県	30
宮城県	48	富山県	28	兵庫県	179	福岡県	170
秋田県	23	石川県	59	奈良県	33	佐賀県	32
山形県	34	福井県	22	和歌山県	34	長崎県	37
福島県	44	山梨県	24	鳥取県	28	熊本県	45
茨城県	66	長野県	58	島根県	38	大分県	36
栃木県	22	岐阜県	42	岡山県	63	宮崎県	65
群馬県	81	静岡県	113	広島県	120	鹿児島県	71
埼玉県	165	愛知県	216	山口県	39	沖縄県	90
千葉県	184	三重県	72	徳島県	29	合計	4,458

2) 相談・通報者 (表2)

「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」が29.8%と最も多く、次いで「本人による届出」が21.4%、「警察」が18.4%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数4,458件に対する割合を記載している。

表2 相談・通報者 (複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	虐待者自身	警察	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	その他	不明	合計
件数	956	267	174	43	182	40	1,330	30	819	351	121	230	51	4,594
構成割合	21.4%	6.0%	3.9%	1.0%	4.1%	0.9%	29.8%	0.7%	18.4%	7.9%	2.7%	5.2%	1.1%	—

(注) 構成割合は、相談・通報件数4,458件に対するもの。

3) 事実確認の状況 (表 3)

市区町村の対応状況をみると、市区町村又は都道府県において受け付けた相談・通報 4,458 件と昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 115 件を加えた 4,573 件のうち「事実確認調査を行った」が 3,865 件 (84.5%)、「事実確認調査を行っていない」が 708 件 (15.5%：都道府県において明らかに虐待でないと判断した事例 33 件を含む) であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 72 件 (1.9%) であった。

法第 11 条に基づく立入調査以外の実事確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が 2,057 件 (54.2%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 1,736 件 (45.8%) であった。

事実確認を行っていない事例 708 件の内訳は、「(都道府県又は市区町村において) 相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 594 件 (83.9%) であった。

表 3 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	3,865	84.5%
法第11条に基づく立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	3,793	(98.1%)
訪問調査により事実確認を行った事例	2,057	[54.2%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	1,736	[45.8%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	72	(1.9%)
(立入調査のうち)警察が同行した事例	25	[34.7%]
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	[0.0%]
(立入調査のうち)警察に援助要請はせず、市区町村単独で実施した事例	47	[65.3%]
事実確認調査を行っていない事例	708	(15.5%)
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	594	[83.9%]
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	114	[16.1%]
合計	4,573	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数4,458件と、前年度検討中とした事例115件を加えた4,573件に対するもの。

4) 事実確認調査の結果 (表 4、表 5)

事実確認の結果、市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例 (以下、虐待判断事例という。) の件数は、1,666 件であり、事実確認調査を行った件数の約 4 割を占めた。

表 4 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	1,666	43.1%
虐待ではないと判断した事例	1,284	33.2%
虐待の判断に至らなかった事例	915	23.7%
合計	3,865	100.0%

(注) 構成割合は、事実確認調査を行った件数3,865件に対するもの。

表5 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	69	東京都	110	滋賀県	56	香川県	14
青森県	5	神奈川県	99	京都府	39	愛媛県	39
岩手県	11	新潟県	37	大阪府	272	高知県	8
宮城県	27	富山県	7	兵庫県	47	福岡県	45
秋田県	12	石川県	19	奈良県	12	佐賀県	4
山形県	14	福井県	7	和歌山県	13	長崎県	23
福島県	25	山梨県	7	鳥取県	16	熊本県	18
茨城県	31	長野県	35	島根県	20	大分県	9
栃木県	5	岐阜県	13	岡山県	28	宮崎県	18
群馬県	18	静岡県	47	広島県	26	鹿児島県	19
埼玉県	77	愛知県	102	山口県	16	沖縄県	38
千葉県	67	三重県	34	徳島県	8	合計	1,666

以下、虐待判断事例件数1,666件を対象に、虐待行為の種類、被虐待障害者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

5) 虐待行為の種類 (表6)

「身体的虐待」が64.9%と最も多く、次いで「心理的虐待」が33.0%、「経済的虐待」が22.5%、「放棄、放置」が16.4%、「性的虐待」が4.9%であった。

※1件の事例に対し、複数の虐待行為の種類がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数1,666件と一致しない。

表6 虐待行為の種類 (複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	1,081	81	549	274	375	2,360
構成割合	64.9%	4.9%	33.0%	16.4%	22.5%	—

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数1,666件に対するもの。

6) 被虐待障害者等の状況

1件の事例に対し被虐待者又は虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数1,666件に対し被虐待障害者数は1,695人、虐待者数は1,856人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢 (表7、表8)

性別では「女性」が65.9%、「男性」が34.1%と、「女性」が全体の6割強を占めていた。年齢階級別では「40～49歳」が22.2%と最も多く、次いで「20～29歳」が20.4%、「50～59歳」が19.1%であった。

表7 被虐待障害者の性別

	男性	女性	合計
人数	578	1,117	1,695
構成割合	34.1%	65.9%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,695人に対するもの。

表8 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人数	124	345	287	376	324	185	54	1,695
構成割合	7.3%	20.4%	16.9%	22.2%	19.1%	10.9%	3.2%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,695人に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表9）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が51.2%と最も多く、次いで「精神障害」が36.4%、「身体障害」が23.8%であった。

※1人の被虐待障害者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数1,695人と一致しない。

表9 障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合計
人数	404	867	617	22	37	1,947
構成割合	23.8%	51.2%	36.4%	1.3%	2.2%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,695人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表10、表11）

被虐待障害者1,695人のうち、障害支援区分のある者が全体の51.6%を占めていた。認定がない者は47.2%であった。区分がある者のうち「区分3」が全体の14.6%と最も多く、次いで「区分2」が11.0%であり、「区分4」が9.4%であった。

また、行動障害がある者が全体の31.1%を占めていた。

表10 被虐待者の障害支援区分がある者の支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	45	186	247	160	108	129	800	20	1,695
構成割合	2.6%	11.0%	14.6%	9.4%	6.4%	7.6%	47.2%	1.2%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,695人に対するもの。

表 11 行動障害の有無

	強い行動障害 (区分3、行動関連項目8点以上)	認定調査は受けていないが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	188	35	303	1,114	55	1,695
構成割合	11.1%	2.1%	17.9%	65.7%	3.2%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,695人に対するもの。

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）（表 12）

被虐待障害者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が 54.1%と最も多く、「自立支援医療」が 24.2%であった。サービスの利用がない者は 25.8%であった。

※1人の被虐待障害者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数 1,695 人と一致しない。

表 12 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市町村・都道府県が実施する事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	917	25	410	249	70	79	438	2	2,190
構成割合	54.1%	1.5%	24.2%	14.7%	4.1%	4.7%	25.8%	0.1%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,695人に対するもの。

オ. 被虐待者と虐待者との同居・別居の状況（表 13）

「虐待者と同居」が 82.0%と、約 8 割が虐待者と同居している状況であった。

表 13 虐待者との同居・別居の状況

	同居	別居	その他	不明	合計
件数	1,366	274	24	2	1,666
構成割合	82.0%	16.5%	1.4%	0.1%	100.0%

(注)構成割合は、虐待判断事例件数1,666件に対するもの。

カ. 被虐待者を含む世帯構成（表 14）

「両親・兄弟姉妹」と同居する者が 11.4%と最も多く、次いで「両親」世帯が 10.7%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の 43.2%を占めていた。「その他」に含まれる世帯構成のうち最も多かったのは、「兄弟姉妹世帯（配偶者・子）と同居」であり 22 件（1.3%）であった。

表 14 世帯構成

	単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母	母・兄弟姉妹	兄弟姉妹	子	その他	不明	合計
件数	158	176	161	178	190	74	38	114	126	123	79	246	3	1,666
構成割合	9.5%	10.5%	9.7%	10.7%	11.4%	4.4%	2.3%	6.8%	7.6%	7.4%	4.7%	14.8%	0.2%	100.0%

(注)構成割合は、虐待判断事例件数1,666件に対するもの。

キ. 虐待者の性別及び年齢（表 15、表 16）

虐待者の性別では、「男性」が 63.9%、「女性」が 35.9%と、「男性」が全体の 6 割程度を占めていた。年齢別階級では、「60 歳以上」が 35.6%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 23.0%、「40～49 歳」が 20.5%の順であった。「50 歳以上」の虐待者の数は全体の半数以上を占めていた。

表 15 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	1,185	667	4	1,856
構成割合	63.9%	35.9%	0.2%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,856人に対するもの。

表 16 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	12	122	184	380	427	661	70	1,856
構成割合	0.6%	6.6%	9.9%	20.5%	23.0%	35.6%	3.8%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,856人に対するもの。

ク. 被虐待障害者からみた虐待者の続柄（表 17）

被虐待障害者からみた虐待者の続柄は、「父」が 21.3%と最も多く、次いで「母」が 20.2%、「兄弟姉妹」が 18.6%、「夫」が 15.9%、「息子」が 4.8%、「娘」が 2.3%の順であった。

表 17 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	395	374	296	31	90	43	2	3	345	11	6	266	4	1,866
構成割合	21.3%	20.2%	15.9%	1.7%	4.8%	2.3%	0.1%	0.2%	18.6%	0.6%	0.3%	14.3%	0.2%	-

(注)構成割合は、虐待者数1,856人に対するもの。被虐待者が複数の場合、1人の虐待者が複数の続柄に計上される場合があるため、虐待者数1,856人と一致しない。

7) 虐待への対応策

ア. 分離の有無 (表 18)

虐待への対応として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例（複数の被虐待者がいる場合に一方では分離を行い、他方では分離を行わなかった事例 5 件を含む）」が 699 件（41.9%）の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例（複数の被虐待者がいる場合に一方では分離を行い、他方では分離を行わなかった事例 5 件を含む）」は 740 件（44.4%）であった。

表 18 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	構成割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	694	41.6%
被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例	5	0.3%
被虐待者と虐待者を分離していない事例（一度も分離していない事例）	735	44.1%
現在対応について検討・調整中の事例	91	5.5%
その他	141	8.5%
合計	1,666	100.0%

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数1,666件に対するもの。

イ. 分離を行った事例における対応の内訳 (表 19)

分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が 39.2%と最も多く、次いで「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が 18.9%、「医療機関への一時入院」が 14.6%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 10.6%の順であった。また、分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例は、37.6%であった。

表 19 分離を行った事例における対応の内訳

	件数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	274	39.2%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	74	10.6%
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	132	18.9%
医療機関への一時入院	102	14.6%
その他	117	16.7%
合計	699	—
分離を行った事例のうち、面会の制限を行った事例	263	37.6%

(注) 構成割合は、分離を行った事例件数699件に対するもの。

ウ. 分離を行っていない事例における対応の内訳 (表 20)

分離を行っていない事例における対応は、「養護者に対する助言・指導」が 53.2%と最も多く、次いで「見守りのみ」が 27.9%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が 14.6%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が 10.2%であった。

表 20 分離を行っていない事例における対応の内訳（複数回答：「見守りのみ」以外）

	件数	%
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減のための事業に至った事例を除く)	391	53.2%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	20	2.7%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	75	10.2%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	107	14.6%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	52	7.1%
その他	84	11.4%
見守りのみ	205	27.9%
	934	-

(注)構成割合は、分離していない事例件数735件に対するもの。

エ. 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「利用開始済み」が 66 件、「利用手続き中」が 55 件であり、これらを合わせた 121 件のうち、市町村長申立の事例は 59 件（48.8%）であった。

また、「日常生活自立支援事業の利用」は 63 件であった。

8) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例のうち、平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日に発生し、市区町村で把握している事例について情報提供を求めたところ、3 件の事例（被害者 3 人）が報告された。事件形態は、「養護者による被養護者の殺人」が 1 件、「養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死」が 2 件であった。

被虐待者の性別は「男性」が 3 人、年齢は「30～34 歳」が 1 人、「35～39 歳」が 1 人、「50～54 歳」が 1 人、障害種別は、「知的障害」のある人が 2 人、「身体障害」と「知的障害」のある人が 1 人であった。

虐待者の性別は「女性」が 2 人、「男性」が 1 人であり、続柄は「母」が 2 人、「兄弟姉妹」が 1 人であった。

被虐待者のサービスの利用状況は、障害福祉サービスを利用していた者が 1 人であった。

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

(2) - 1 市区町村における対応状況等

1) 相談・通報対応件数（表 21）

平成 26 年度、全国の 1,741 市区町村及び 47 都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、1,746 件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が 1,478 件、都道府県が受け付けた件数が 268 件であった。

表 21 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報対応件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	71	東京都	197	滋賀県	35	香川県	22
青森県	23	神奈川県	201	京都府	23	愛媛県	9
岩手県	4	新潟県	5	大阪府	147	高知県	7
宮城県	35	富山県	10	兵庫県	93	福岡県	73
秋田県	11	石川県	20	奈良県	14	佐賀県	15
山形県	12	福井県	8	和歌山県	22	長崎県	38
福島県	13	山梨県	11	鳥取県	21	熊本県	24
茨城県	22	長野県	37	島根県	21	大分県	14
栃木県	7	岐阜県	21	岡山県	25	宮崎県	15
群馬県	33	静岡県	32	広島県	37	鹿児島県	28
埼玉県	49	愛知県	75	山口県	10	沖縄県	24
千葉県	77	三重県	27	徳島県	28	合計	1,746

2) 相談・通報者 (表 22)

「本人による届出」が 23.7%と最も多く、次いで「家族・親族」による通報が 14.8%だった。当該施設・事業所の設置者・管理者、事業所職員からの通報は、合わせて 22.2%、また、相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等からは 11.6%だった。一方、当該施設・事業所元職員からの通報も 4.5%であった。

表 22 相談・通報者 (複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所設置者・管理者	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業等従事者等	その他	不明	合計
件数	413	259	96	2	16	3	203	238	79	151	19	12	3	161	187	1,842
構成割合	23.7%	14.8%	5.5%	0.1%	0.9%	0.2%	11.6%	13.6%	4.5%	8.6%	1.1%	0.7%	0.2%	9.2%	10.7%	-

(注) 構成割合は、相談・通報件数1,746件に対するもの。

3) 市区町村における事実確認の状況 (表 23)

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報 1,478 件、都道府県から連絡のあった 168 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 53 件の計 1,699 件うち、「事実確認調査を行った」が 1,232 件 (72.5%)、「事実確認調査を行っていない」が 474 件 (27.9%) であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は 318 件 (25.8%) である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が 548 件 (44.5%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が 366 件 (29.7%) であったが、後者のうち 40 件については、さらに都道府県による事実確認調査が必要とされる事案として、都道府県に報告されている。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 278 件 (58.6%)、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が 70 件 (14.8%) であった。また、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が 29 件 (6.1%) であった。

表 23 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	1,232	72.5%
虐待の事実が認められた事例	318	25.8%
虐待の事実が認められなかった事例	548	44.5%
虐待の判断に至らなかった事例	366	29.7%
事実確認調査を行っていない事例	474	27.9%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	278	58.6%
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の可否を検討中の事例	70	14.8%
都道府県へ事実確認調査を依頼	29	6.1%
その他	97	20.5%
合計	1,706	100.4%

(注)構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数1,478件、県から市区町村へ連絡された件数168件、昨年度、市区町村において検討中だった事案53件)の合計1,699件に対するもの。なお、複数の市区町村にまたがる事案があるため、1,699件とは一致しない。

4) 都道府県への報告(表 24)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第 17 条及び同法施行規則第 2 条の規定により、通報又は届出を受けた市区町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

平成 26 年度において、市区町村から都道府県へ 341 件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 274 件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が 67 件であった。

表 24 都道府県が市区町村から受け付けた報告件数(平成 26 年度)

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	274	80.4%
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	67	19.6%
合計	341	100.0%

(注)構成割合は、都道府県が報告を受けた事例件数341件に対するもの。

なお、虐待の事実が認められた事例274件と更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例67件において、同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため表23と一致しない。

(2) - 2 都道府県における対応状況等

1) 市区町村から都道府県へ報告があった事例(表 25)

市区町村から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」と報告があった事例 70 件のうち、64 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 19 件、「虐待ではないと判断した事例」が 19 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 26 件であった。

表 25 市区町村から報告された事例への都道府県の対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	19	27.1%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	19	27.1%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	26	37.2%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	6	8.6%
合計	70	100.0%

(注)構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事案件数67件に、平成25年度に「都道府県において事実の確認を行う必要がある事例」において、後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)で、当該年度に事実確認を行った事例を加えた70件に対するもの。

2) 都道府県が直接把握した事例 (表 26)

市区町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例 268 件のうち、67 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 18 件、「虐待でない」と判断した事例が 28 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 21 件であった。

表 26 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

	件数	構成割合
都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	268	-
計	268	-
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	18	6.7%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	28	10.4%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	21	7.8%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	5	1.9%
事実確認調査を行わなかった事例(通報段階で判断できた)	44	16.4%
合計	116	-

(注) 構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事案件数268件に対するもの。ただし、市区町村へ連絡した168件の事例等があるため、268件と一致しない。

3) 虐待の事実が認められた事案件数 (表 27、表 28)

虐待の事実が認められた事例は、市区町村から都道府県へ報告があった事例が 274 件、都道府県と共同して事実確認を行った事例が 19 件、都道府県が直接把握した事例が 18 件であり、これらを合わせた総数は、311 件であった。これを都道府県別にみると表 28 のとおりである。

表 27 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と認められた事案件数

区分	市区町村から都道府県に報告があった事例	市区町村と都道府県が共同で事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
件数	274	19	18	311

表 28 都道府県別にみた障害者福祉施設等による虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	9	東京都	26	滋賀県	9	香川県	1
青森県	3	神奈川県	15	京都府	9	愛媛県	1
岩手県	0	新潟県	1	大阪府	27	高知県	1
宮城県	9	富山県	1	兵庫県	18	福岡県	7
秋田県	2	石川県	2	奈良県	2	佐賀県	5
山形県	5	福井県	5	和歌山県	5	長崎県	14
福島県	2	山梨県	1	鳥取県	2	熊本県	5
茨城県	3	長野県	6	島根県	9	大分県	1
栃木県	0	岐阜県	0	岡山県	5	宮崎県	10
群馬県	10	静岡県	7	広島県	9	鹿児島県	1
埼玉県	9	愛知県	16	山口県	1	沖縄県	8
千葉県	20	三重県	4	徳島県	5	合計	311

(2) - 3 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた 311 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の種類、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

1) 施設・事業所の種別 (表 29)

「障害者支援施設」が 24.4%と最も多く、次いで「就労継続支援 B 型」と「共同生活援助」がそれぞれ 14.5%、「生活介護」が 12.9%の順であった。

表 29 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	76	24.4%
居宅介護	12	3.9%
重度訪問介護	1	0.3%
同行援護	0	0.0%
行動援護	0	0.0%
療養介護	7	2.2%
生活介護	40	12.9%
短期入所	13	4.2%
重度障害者等包括支援	0	0.0%
自立訓練	3	1.0%
就労移行支援	4	1.3%
就労継続支援A型	22	7.1%
就労継続支援B型	45	14.5%
共同生活援助	45	14.5%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	1	0.3%
移動支援事業	3	1.0%
地域活動支援センターを運営する事業	6	1.9%
福祉ホームを運営する事業	1	0.3%
児童発達支援	2	0.6%
医療型児童発達支援	0	0.0%
放課後等デイサービス	30	9.6%
保育所等訪問支援	0	0.0%
障害児相談支援事業	0	0.0%
合計	311	100.0%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待が認定された事案件数311件に対するもの。

(注2)「障害者支援施設」には「のぞみの園」を含む。

2) 虐待行為の種類 (表 30)

虐待行為の種類 (複数回答) は、「身体的虐待」が 57.9%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 42.4%、「性的虐待」が 13.5%であった。

表 30 虐待行為の種類（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	180	42	132	8	26	388
構成割合	57.9%	13.5%	42.4%	2.6%	8.4%	—

（注）構成割合は、虐待判断事例件数311件に対するもの。

3）被虐待障害者の状況

被虐待障害者の性別及び年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の6件を除く305件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し被虐待障害者が複数の場合があるため、305件の事例に対し被虐待障害者数は525人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア．被虐待者の性別及び年齢（表 31、表 32）

性別については、「男性」が61.3%、「女性」が38.7%と、全体の6割が「男性」であった。

年齢については、「20～29歳」が22.1%と最も多く、次いで「40～49歳」が20.0%、「30～39歳」が19.4%であった。

表 31 被虐待障害者の性別

	男性	女性	合計
人数	322	203	525
構成割合	61.3%	38.7%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった6件を除く305件の事例を集計

表 32 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	77	116	102	105	58	24	20	23	525
構成割合	14.7%	22.1%	19.4%	20.0%	11.0%	4.6%	3.8%	4.4%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった6件を除く305件の事例を集計

イ．被虐待者の障害種別（複数回答）（表 33）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が75.6%と最も多く、次いで「身体障害」が21.9%、「精神障害」が13.5%であった。

※1人の被虐待障害者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数525人と一致しない。

表 33 被虐待障害者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合計
人数	115	397	71	12	0	595
構成割合	21.9%	75.6%	13.5%	2.3%	0.0%	-

(注)被虐待障害者が特定できなかった6件を除く305件の事例を集計

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表 34、表 35）

被虐待障害者 525 人のうち、障害支援区分のある者が 67.4%を占めていた。「区分 6」が全体の 21.5%と最も多く、次いで「区分 5」が 15.8%であり、「区分 4」が 12.2%であった。また、行動障害がある者が全体の 25.7%を占めていた。

表 34 被虐待障害者の障害支援区分認定済みの者の支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	6	30	58	64	83	113	94	77	525
構成割合	1.1%	5.7%	11.1%	12.2%	15.8%	21.5%	17.9%	14.7%	100.0%

(注)被虐待障害者が特定できなかった6件を除く305件の事例を集計

表 35 行動障害の有無

	強い行動障害 (区分3、 行動関連 項目8点 以上)	認定調査 は受けて いない が、強い 行動障害 がある	行動障害 がある	行動障害 なし	行動障害 の有無が 不明	合計
人数	74	7	54	135	255	525
構成割合	14.1%	1.3%	10.3%	25.7%	48.6%	100.0%

(注)被虐待障害者が特定できなかった6件を除く305件の事例を集計

4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった 13 件を除く 298 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、298 件の事例に対し虐待者数は 358 人であった。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 36、表 37）

「男性」が 76.3%、「女性」が 23.7%であった。年齢については、「40～49 歳」が 19.8%と最も多く、次いで「50～59 歳」と「60 歳以上」が 18.2%であった。

表 36 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の性別

	男性	女性	合計
人数	273	85	358
構成割合	76.3%	23.7%	100.0%

(注)虐待者が特定できなかった13件を除く298件の事例を集計

表 37 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	47	64	71	65	65	46	358
構成割合	13.1%	17.9%	19.8%	18.2%	18.2%	12.8%	100.0%

(注)虐待者が特定できなかった13件を除く298件の事例を集計

イ. 虐待者の職種 (表 38)

「生活支援員」が 45.8%、「その他従事者」が 12.8%、「管理者」が 10.1%、「サービス管理責任者」が 7.5%であった。

表 38 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	件数	構成割合
サービス管理責任者	27	7.5%
その他従事者	46	12.8%
管理者	36	10.1%
医師	0	0.0%
設置者・経営者	17	4.8%
看護職員	5	1.4%
生活支援員	164	45.8%
理学療法士	0	0.0%
作業療法士	1	0.3%
言語聴覚士	1	0.3%
職業指導員	17	4.7%
就労支援員	3	0.8%
サービス提供責任者	0	0.0%
世話人	19	5.3%
機能訓練指導員	0	0.0%
相談支援専門員	0	0.0%
地域移行支援員	0	0.0%
指導員	10	2.8%
保育士	4	1.1%
児童発達支援管理責任者	1	0.3%
機能訓練担当職員	0	0.0%
児童指導員	2	0.6%
栄養士	0	0.0%
調理員	0	0.0%
訪問支援員	0	0.0%
居宅介護従事者	5	1.4%
重度訪問介護従事者	0	0.0%
行動援護従事者	0	0.0%
合計	358	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった13件を除く298件の事例を集計

5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況 (表 39-1、表 39-2、表 39-3)

都道府県又は市区町村が、虐待の事実が認められた事例 311 件のうち、平成 26 年度末までにおいて行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等 (複数回答) は、「施設等に対する指導」が 187 件、「改善計画提出依頼」が 127 件、「従事者への注意・指導」が 67 件であった。

表 39-1 市区町村による指導等 (複数回答)

		件数
市区町村による指導等	施設等に対する指導	187
	改善計画提出依頼	127
	従事者への注意・指導	67

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して平成 26 年度末までに障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が 188 件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が 33 件であった。その他都道府県等による一般指導は、163 件であった。

表 39-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	188
	改善勧告	33
	公表	0
	改善命令	6
	指定の全部・一部停止	8
	指定取消	0
	合計	235
都道府県・政令市・中核市等による指導	一般指導	163

当該施設等における改善措置 (複数回答) としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が 250 件、「勧告・命令等への対応」が 46 件であった。

表 39-3 当該施設等における改善措置 (複数回答)

		件数
当該施設等における改善措置 (複数回答)	施設等からの改善計画の提出	250
	勧告・命令等への対応	46

(注)「施設等から改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善措置 (118 件) 以外に、都道府県・指定・中核市等による一般指導を受けての改善措置の件数 (132 件) も含まれる。

(3) 使用者による障害者虐待についての対応状況等

1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数

平成26年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、664件であった。664件のうち、市区町村が受け付けた件数が405件、都道府県が受け付けた件数が259件であった。

2) 相談・通報者(表40)

「本人による届出」が34.9%、「家族・親族」による通報が13.4%、「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」が11.6%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、上記の割合は相談・通報件数664件に対する割合を記載している。

表40 相談・通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該市区町村行政職員	居宅サービス事業者等	その他	不明	合計
件数	232	89	22	1	4	3	77	18	7	3	14	1	199	22	692
構成割合	34.9%	13.4%	3.3%	0.2%	0.6%	0.5%	11.6%	2.7%	1.1%	0.5%	2.1%	0.2%	30.0%	3.3%	-

(注) 構成割合は、相談・通報件数664件に対するもの。

(4) 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待についての対応状況等

1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数

平成26年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待に関する相談・通報件数は、323件であった。323件のうち、市区町村が受け付けた件数が267件、都道府県が受け付けた件数が56件であった。

2) 相談内容に該当する機関(表41)

1) の相談内容に該当する機関は「医療機関」が24.8%、「官公署」が12.4%、「学校」が9.3%であった。

表41 相談内容に該当する機関

該当機関等	件数	構成割合
保育所等	2	0.6%
学校	30	9.3%
医療機関	80	24.8%
官公署	40	12.4%
その他	152	47.1%
不明	19	5.8%
合計	323	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数323件に対するもの。

3) 相談の対応状況 (表 42)

1) の相談の対応状況として、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署へ引き継いだ事例が 101 件であった。101 件のうち、「学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 23 件、「官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 23 件、「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 18 件であった。また、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署へ引き継がなかった事例が 222 件であり、そのうち「相談を受けた段階で、明らかに障害者に対する虐待ではなく、引継、紹介の対応不用と判断した事例」が 128 件であった。

表 42 相談の対応状況

該当機関等	件数	構成割合
該当機関等に引き継いだ事例	101	31.3%
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	3	3.0%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	23	22.8%
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	18	17.8%
官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	23	22.8%
その他	34	33.6%
該当機関等に引き継いでいない事例	222	68.7%
相談者に相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等を紹介した事例	66	29.7%
相談を受けた段階で、明らかに障害者に対する虐待ではなく、引継、紹介等の対応不用と判断した事例	128	57.7%
その他	28	12.6%
合計	323	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数323件に対するもの。

(5) 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 26 年度末の状況を調査した。

1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況 (表 43)

障害者虐待防止センター (法 32 条) については、市区町村の担当部局のみが直接担当している市区町村は全体の約 8 割、委託のみが行っている市区町村は約 1 割であった。

表 43 市区町村における障害者虐待防止センターの設置状況について (平成 26 年度末)

			該当
障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	市町村数	1,370
		構成割合	78.9%
	委託のみ	市町村数	154
		構成割合	8.9%
	直営と委託の両方	市町村数	213
		構成割合	12.2%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

イ. 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表 44）

平成 26 年度末の市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の 16 の項目について回答を求めたため、その結果を表 44 に示す。

表 44 市区町村における体制整備等に関する状況（平成 26 年度末）

		実施済み	未実施	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市町村数	1,441	296	
	構成割合	83.0%	17.0%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市町村数	592	1,145	
	構成割合	34.1%	65.9%	
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市町村数	1,256	481	
	構成割合	72.3%	27.7%	
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市町村数	898	839	
	構成割合	51.7%	48.3%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市町村数	937	800	
	構成割合	53.9%	46.1%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市町村数	568	1,169	
	構成割合	32.7%	67.3%	
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク	市町村数	879	858	
	構成割合	50.6%	49.4%	
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市町村数	645	1,092
		構成割合	37.1%	62.9%
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市町村数	423	1,314
		構成割合	24.4%	75.6%
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	879	858	
	構成割合	50.6%	49.4%	
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市町村数	550	1,187	
	構成割合	31.7%	68.3%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市町村数	789	948	
	構成割合	45.4%	54.6%	
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	市町村数	848	889	
	構成割合	48.8%	51.2%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	市町村数	586	1,151
		構成割合	33.7%	66.3%
	業務指針の作成	市町村数	370	1,367
		構成割合	21.3%	78.7%
	対応フロー図の作成	市町村数	662	1,075
		構成割合	38.1%	61.9%
事例集の作成	市町村数	85	1,652	
	構成割合	4.9%	95.1%	
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市町村数	651	1,086	
	構成割合	37.5%	62.5%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	432	1,305
		構成割合	24.9%	75.1%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	406	1,331
		構成割合	23.4%	76.6%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	312	1,425
		構成割合	18.0%	82.0%
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	309	1,428	
	構成割合	17.8%	82.2%	
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市町村数	715	1,022	
	構成割合	41.2%	58.8%	

注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況（表 45）

障害者権利擁護センター（法 36 条）については、都道府県の担当部局のみが直接担当している都道府県は全体の 6 割強、委託のみが行っている都道府県は 2 割強を占めた。

表 45 障害者権利擁護センターの設置状況について（平成 26 年度末）

			該当
障害者権利擁護センターの 設置状況	直営のみ	都道府県数	30
		構成割合	63.8%
	委託のみ	都道府県数	11
		構成割合	23.4%
	直営と委託の両方	都道府県数	6
		構成割合	12.8%

（注）構成割合は、都道府県数に対するもの。

イ. 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表 46）

平成 26 年度末の都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の 17 の項目について回答を求めたため、その結果を表 46 に示す。

表 46 都道府県における体制整備等に関する状況 (平成 26 年度末)

		実施済み	未実施	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	47	0	
	構成割合	100.0%	0.0%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	28	19	
	構成割合	59.6%	40.4%	
障害者権利擁護センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	47	0	
	構成割合	100.0%	0.0%	
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	都道府県数	35	12	
	構成割合	74.5%	25.5%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	46	1	
	構成割合	97.9%	2.1%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	都道府県数	0	47	
	構成割合	0.0%	100.0%	
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(新たなネットワーク構築に限らず、既存の協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。)	都道府県数	33	14	
	構成割合	70.2%	29.8%	
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	都道府県数	28	19	
	構成割合	59.6%	40.4%	
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	都道府県数	46	1	
	構成割合	97.9%	2.1%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	都道府県数	19	28	
	構成割合	40.4%	59.6%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介を行える体制の整備	都道府県数	42	5	
	構成割合	89.4%	10.6%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行える体制の整備	都道府県数	43	4	
	構成割合	91.5%	8.5%	
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供	都道府県数	33	14	
	構成割合	70.2%	29.8%	
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数	27	20
		構成割合	57.4%	42.6%
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	都道府県数	23	24
		構成割合	48.9%	51.1%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	都道府県数	25	22
		構成割合	53.2%	46.8%
	業務指針の作成	都道府県数	16	31
		構成割合	34.0%	66.0%
	対応フロー図の作成	都道府県数	29	18
		構成割合	61.7%	38.3%
事例集の作成	都道府県数	9	38	
	構成割合	19.1%	80.9%	
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	都道府県数	24	23	
	構成割合	51.1%	48.9%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等の虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	12	35
		構成割合	25.5%	74.5%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	14	33
		構成割合	29.8%	70.2%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	12	35
		構成割合	25.5%	74.5%
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	10	37	
	構成割合	21.3%	78.7%	

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

第3章 事例収集調査

1. 調査対象

(1) 目的

本事例調査では、自治体が平成 24～26 年度に対応した養護者虐待事例の中から 5 つの類型別（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置（ネグレクト）、経済的虐待）に事例を収集した。そのうえで、当該事例の具体的な状況、対応の経過、虐待防止にかかる今後の課題などを重点的に聴取し、今後の虐待防止に資するための資料とするとともに、全国自治体の取組みの参考とすることを目的とした。

(2) 実施方法

①自治体への協力依頼

- ・事例の抽出にあたっては、養護者による虐待事例のうち、5 種類の虐待類型（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置（ネグレクト）、経済的虐待）について、自治体として「重篤²」だと考えた事例を抽出するよう依頼した。

②ヒアリングの実施

- ・当該事例の状況、対応の経過、虐待防止にかかる今後の課題などを聴取した。
- ・平成 28 年 1 月にヒアリングを実施した。事例の具体的な内容を把握するため、当該事例の担当者にも同席いただいた。

(3) 収集した事例の状況

自治体がヒアリング対象として抽出した事例は表 47 のとおりである。事例は自治体が虐待として認定した際の虐待類型ごとに並べている。

調査を依頼したいずれの自治体でも、通常業務の中では「重篤」であるか否かの視点で事例を分類しておらず、事例の抽出には共通の条件を設けることが困難であった。代替として自治体の判断で、分離が行われた事例や、必要とする支援が多岐にわたる事例、虐待対応が長期に及んだ事例などが報告された。

<事例の特徴>

- ・ 緊急性が高いと判断された事例
- ・ 支援を要する課題が多岐にわたる事例
（虐待の発生に加えて、養護者が障害・疾病・高齢などにより養育能力や理解力の低さ、家族間の共依存、障害者自身の人格障害・行動障害・疾病・加齢に伴う退行、経済的困窮などがある事例）
- ・ 虐待が長期間にわたって行われた事例
- ・ 虐待対応が長期に及んだ事例
- ・ 福祉制度の狭間でサービスの利用要件に合致しない事例 等

² 調査依頼時に「重篤」の定義は示していない。

表 47 調査で抽出された事例

NO	被虐待者の属性	虐待者の属性	経緯・概要	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待	事例抽出理由
1	45-49歳 女 知的障害 区分：なし 行動：なし	弟の妻	本人は弟家族の家事・子育てを手伝うため遠方から引越してきた。弟家族と生活しながら日中の通所事業所の利用を検討していた際、本人から「弟の妻から暴言をはかれる、叩かれる」との話があり、施設職員がケースワーカーと相談、虐待のリスクが高い者として注意深く関わることとした。通所開始後まもなく、施設職員が本人の顔にあざを見つけ通報。弟世帯とは、一緒に居たくないとの本人意向に沿い、分離保護を決定した。	○					分離あり
2	50-54歳 女 精神障害 区分：なし 行動：なし	夫	夫からの暴力により鼻骨骨折し、病院からDVの疑いで連絡を受けた生活保護担当者から障害者虐待の担当課に通報。介護付きアパートへの入居により分離を図ったが、本人の意思で半月程で自宅に戻ってしまった。その後精神保健福祉センターと連携して定期訪問や面接等支援を継続していた。前述の分離から1年8ヶ月後の訪問時に夫の暴力によるあざがあること、本人が身動きできない状態であったことから救急搬送に至る。入院を経て、ケア付き住宅へ入居の対応となった。	○					分離あり
3	20-24歳 男 知的障害 区分：5 行動：あり (強くない)	母	母は熱心に子育てしていたが、行動障害がある本人への対応に悩み、ある時、本人の首を絞めてしまう。その後、我に返って、基幹相談支援センターへ母自らが電話通報した。母がパニックになっていたため、帰宅不可能と判断し分離の対応をとることとなった。措置で知的障害者の施設へショートステイ、その後、施設入所し生活している。	○					分離あり
4	30-34歳 女 知的障害 区分：5 行動：なし	母	以前から母から叩かれると本人の訴えがあり、通所事業所を通じて自治体も把握していたが、虐待防止法施行以前であり、明確な証拠が無い中で支援に入れず要観察状態であった。母の体調悪化がきっかけとなり介護保険の訪問介護を利用することとなった後、訪問介護員が、母による暴力・暴言の現場を目撃したため虐待であることが明確になった。虐待防止法の施行のタイミングと重なり、虐待認定に至った。本人の意向が定まらず、保護と自宅への帰宅を繰り返しながら、虐待認定の1ヶ月後には遠方地域の施設入所が決定し、入所による分離となった。	○		○			分離あり
5	35-39歳 男 知的・精神障害 区分：なし 行動：不明	兄	虐待者である兄は飲酒、違法薬物の中毒症状の状態で本人に数日間暴力をふるい続けていた。同時に同居の両親に対する高齢者虐待、障害者(父は身体障害あり)虐待、さらには近隣に居住するDV被害で逃れてきた母子家庭の妹世帯への被害も考えられ、複数の部署にまたがり緊急に対応を行った。本人は医療機関への一時入院ののち、他県の施設へ入所することとなった。	○		○			分離あり

※「被虐待者の属性」の欄の「区分」は「障害支援区分」、「行動」は「行動障害の有無」の略である。

NO	被虐待者の属性	虐待者の属性	経緯・概要	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(ネグレクト)	放棄・放置	経済的虐待	事例抽出理由
6	40-44歳 女 知的障害 区分：なし 行動：なし	両親	当初は高齢者虐待を疑う通報であったが、そのような実態はなく、障害のあるこの家の長女（事例の本人）がベランダで騒いでいたと判明した。本人の支援のために相談支援事業所が家庭訪問し両親から話を聞いたところ、本人が長い間引きこもっていること、不正出血が続き健康状態に不安があること、服薬管理ができておらず、暴れると多量の薬を飲ませ眠らせていること、母から本人に対する暴言・暴力等の状況が推察されたため、虐待通報となる。 コアメンバー会議開催後、複数回にわたり家庭訪問するも本人に会えない状況が続き、医療機関受診の勧めにも応じる様子がみられなかったため、虐待防止法に基づく立入調査の準備を行い、自宅訪問を実施したが、両親が説得に応じたため、実際には立入調査は実施せず両親の同意のもと加療分離した。	○		○	○			立入調査を検討
7	55-59歳 女 精神障害 区分：なし 行動：なし	息子	本人は子が幼少期の頃から、子に対し虐待を行っていた。しかし、息子が成長し立場が逆転。息子は普段は別居しているが、職と住まいがなくなると母の元に戻り金銭の搾取等を行うことが続いていた。本人から警察に通報し、警察から虐待の疑いの連絡となる事態が2回あった。特に2回目は、息子から首を絞められたとの本人の証言があり、分離を行うことを決定した。まずは警察による指導の下、息子が家を出て行くという形で分離となった。	○		○		○		複数回警察から通報
8	45-49歳 女 知的障害 区分：4 行動：なし	父	父が知的障害の本人と認知症の母の2人を介護していた。本人は知的障害に加えて糖尿病により食事療法とインシュリン治療が必要。通所事業所の職員がインシュリン注射の見守り時に腕にあざがあることを確認し通報。本人も両親もお互いに愛情があり、父の介護負担が課題と判断。しばらく介護サービス・障害福祉サービスの利用を増やして在宅生活を継続した後、自宅近くのグループホームに入居となった。	○			○			介護者が高齢
9	20-24歳 男 知的障害 区分：5 行動：あり (強い)	両親	本人はツバ吐き、他害等の行動障害が強い。擦り傷や貧弱な食事、入浴をしないなど、身の回りの世話が十分でないことから、児童相談所が長期にわたり対応してきた。父による暴力により、児童施設が一時保護したこともあるが、障害特性から集団生活が難しく、10日間で自宅へ戻る。18歳になったのち、障害福祉課に所管が移る。両親は施設入所に賛成しているが、本人の障害特性を受け入れられる施設がないために分離ができていない。サービスの増量により在宅生活継続をしているが未だ両親からの虐待の危険もあり、対応が終結していない。	○			○			分離できず見守りを継続
10	25-29歳 男 身体・知的障害 区分：6 行動：なし	姉	連日のように顔や後頸部に噛み傷がついていること、服やオムツの交換や食事、水分補給も十分にとっているか疑わしいことから、通所事業所が虐待通報。家族は虐待事実を認めなかったが、本人の介護を任されている知的障害のある姉（30代）によるものと判断した。初回の分離ではショートステイを利用後、両親と約束を交わし、居宅介護サービスの増量を行ったうえで、自宅へ戻した。しかし再び噛む等の虐待行為があり、再度分離を行うこととなった。	○			○			複数回分離対応

NO	被虐待者の属性	虐待者の属性	経緯・概要	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(ネグレクト)	経済的虐待	放棄・放置	事例抽出理由
11	45-49歳 男 身体・精神・その他の心身機能障害 区分：不明 行動：なし	弟	祖父母が亡くなり兄弟だけで生活していた。貧しいながらも、弟は兄に最低限必要な介護はしていた。状況を把握しているケアマネジャー（本人は介護保険サービスを併給）や支援者が、弟にかかる負担が大きいことを懸念しサービス利用を提案していたが、経済負担が大きいことを理由に長期入院や施設入所を拒否し、在宅介護を継続していた。そのような中で、ある日、弟が室内で放火し、本人が火傷を負う。本人の入院先の医師からの虐待通報となった。このまま同居生活を続けることはリスクが高いと判断し、分離を決定した。	○				○	○	分離あり
12	35-39歳 女 知的障害 区分：2 行動：なし	弟	本人と弟は2人暮らしであったが、弟によるあざの発見しにくい部位への暴行、あざや傷が目立たない夜間に本人を買物に行かせる、本人が外部への訴えを諦めさせるよう恫喝するなどの支配があった。姉弟ともに相談支援が必要な対象者であるにも関わらず地域に埋もれていた事例。本人自身が、近隣住民や知人とともに行政窓口へ届出を提出。怪我の状態が酷かったこと及び本人の意向もあり、会議により緊急分離を決定した。分離後、弟が「本人を帰宅させる」と関係機関への再三の架電や役所へ乗り込んで大声で虐待対応への抗議を行った。	○				○		分離あり
13	女（2人） 知的障害 （妹）35-39歳 区分：2 行動：なし （姉）40-44歳 区分：なし 行動：なし	父	父からの姉妹に対する性的虐待があると弟から通報があった。妹はグループホームに入居しているが、自宅に戻った際、父から性的虐待を受けたとしてグループホーム職員に相談。父と同居している姉も危険があるとして、通所事業所が確認。本人（姉）は否定するが、その様子から性的虐待の疑いが残った。父は否認していたが、本人と弟の証言から、同居する姉の緊急度が高いと考えショートステイ利用で避難させるようはかった。妹も週末自宅に帰宅しないよう対応をとった。現在は、姉妹別々の事業所とグループホームを利用している。		○					分離あり
14	45-49歳 女 知的・精神障害 区分：2 行動：不明	母の知人男性	母の知人の男（70代）と親しくなるうちに本人の居宅に上がり込まれ、性的関係を強要されることになった。母に訴えても聞いてもらえず、公的機関に相談する中、友人宅にかくまわれた。相談を受けた公的機関より通報があり、本人の発言がぶれないことから事実と判断した。自治体職員が、本人が嫌がっていることを母と虐待者に伝えたが、理解された様子がなく性的虐待を繰り返す危険があった。そのため、ショートステイを利用して一時保護後、一人暮らしをすることとなった。		○					分離あり
15	25-29歳 女 知的障害 区分：2 行動：あり （強くない）	両親	両親は離婚し、本人と父の2人暮らし。別居していた母が本人の年金や手当が入る預金通帳を管理し、本人・父には使わせなかった（経済的虐待）。本人宅にお金がないことを理由に、父が本人を通所させなかった（心理的虐待）。父は認知症を発症しており、自治体職員が毎日に訪問しても、通所再開の説得に耳を貸さない状況が続いていた。介入のタイミングを見計らっていたところ、父の認知症状悪化が顕著となり、自治体職員（生活保護の担当者）が危険な状態と通報。「父とは一緒に居たくない」という本人の意思確認により分離を決定。			○	○	○	○	分離あり

NO	被虐待者の属性	虐待者の属性	経緯・概要	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(ネグレクト)	放棄・放置	経済的虐待	事例抽出理由
16	20-24歳 女 知的障害 区分：4 行動：なし	母	施設に入所している本人の金銭管理を母が行っており、本人が受給している年金で利用料を支払うことができるはずのところ、滞納が続いていた。一時帰宅を契機として、母が本人を自宅に軟禁状態にし、誰にも会わせないようにしてしまった。 経緯を把握していた自治体職員が状況確認のため面接の際、入浴せず不衛生・精神症状と思われる発言があった事により、早急に分離を検討。本人の自立したいという意向を確認の上、分離を行うに至った。			○	○	○		分離あり
17	55-59歳 女 知的障害 区分：4 行動：あり (強くない)	母	多年に渡り認知症の母と不安定な生活(ごみ屋敷、近隣トラブル等)が続いていた。本人が、母への暴力行為や年金搾取を行っており、高齢者虐待の虐待者と認定された。しかし、本人自身も金銭管理や生活支援を必要とする障害があり、自治体のケア会議では「本人は虐待者だが家族からの被虐待者でもある」との判断をくださった。同居の継続は困難であると考えられること、本人の意向も踏まえ、母は介護施設へ入所、本人はグループホーム入居することとなった。				○			分離あり
18	50-54歳 女 精神障害 区分：なし 行動：なし	父、 セルフ ネグレクトも あり	本人は30年にわたり引きこもりを続けており、母屋ではなく離れの建物に一人で生活を続けてきた。長年精神疾患が未治療の状態が続いていた。「父が食事は1日1食しか与えていないうえ、与えているものがカビたパンや腐った弁当などである。通院もさせない」等の訴えを本人の妹が連絡。父によるネグレクトおよびセルフネグレクトの状態と考え、精神科医やケースワーカーとともに長期にわたり本人へのアプローチを繰り返してきたが、本人が部屋から出てくることはなく、対応が困難であった。ある時、本人が急性疾患による重度の腹痛で部屋から出てきたため、緊急搬送、内科での治療後精神科への入院となった。				○			精神疾患の治療拒否
19	45-49歳 女 知的・精神障害 区分：3 行動：なし	末弟	母、本人、妹(知的障害)、末弟で暮らしていた。本人と妹の障害基礎年金を末弟が管理し、毎日生活費を渡しているが、1日1,000円で本人、母、妹の食費や生活費を賄うという状況で、食事也十分に食べられないことがあった。また本人、母ともに通院費が支払えず治療中断していた。さらに現在は同居していない次弟が残した借金を、本人達は消費者金融に毎月返済していた。家族全員が何らかの支援を必要としており課題を解決する能力が弱いこと、キーパーソンとなる人が家族にいないことが課題となっていた。知人による通報があり、生活が困窮している実態から経済的虐待と認定し、複数の担当課で支援に入った。					○		家族全体に支援が必要

NO	被虐待者の属性	虐待者の属性	経緯・概要	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(ネグレクト)	経済的虐待 放棄・放置	事例抽出理由
20	40-44歳 女 知的障害 区分：2 行動：なし	姉	本人はひとり暮らし。本人の年金、生活保護費、工賃の管理を、本人同意のもと、市外に住む姉が行っていた。食事など必要なものはまとめて姉が購入し、本人宅の冷蔵庫に入れておいてくれるなど、良く世話をする養護者だと見られていたが、家賃や光熱水費の滞納、病院の診療代等の未払いが明らかになった。本人宅の家賃等の滞納状況から本人名義の預金通帳を姉が適切に管理しているとはいえ、本人の生活が切迫している状況から急を要する経済的虐待と判断。姉に必要な支払を求めるとともに、日常生活自立支援事業の利用に切り替えた。					○	日常生活自立支援事業の活用
21	50-54歳 男 知的障害 区分：なし 行動：なし	姪	本人の年金、生活保護費を長年、姪が管理していたが、覚えのない携帯電話の請求書が本人へ届いたため、不審に思ったグループホームの職員が行政へ通報した。本人が自身のために使っている費用の全体像が見えていなかったが、6ヶ月におよぶ綿密な証拠集め、使用金額の計算を経て、グループホームの入居費用の支払いが遅れることがある、十分なおこづかいが渡されず本人が生活を切り詰めていることが明らかになった。姪との交渉がスムーズに進まなかったため、成年後見人の利用を手続き中。					○	成年後見制度の活用

2. 調査結果

(1) 類型別の障害者虐待事例の取り扱い

ヒアリング調査によって収集された事例のうち、5類型ごとに2事例ずつを目安として、10事例について内容をまとめた。事例のタイトルには、「表47 調査で抽出された事例」のNOもあわせて表記している。

事例の匿名性担保のため、本人を含む関係者の属性、年月日、社会資源の場所、種類などは、事実関係を損ねない程度に加工して掲載している。

また、会議体の名称は自治体によって様々であるが、事例の匿名性担保のため、本報告書では厚生労働省の「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成27年3月）を参考として統一的に表記をした。相談・通報・届出を受けたときに初動対応の決定や初動対応のための緊急性の判断を行う会議体を「コアメンバー会議」、また、個別の虐待事案に対する援助方針、援助内容、各機関の役割、主担当者、連絡体制等について協議を行う会議体を「個別ケース会議」と表記している。

(2) 類型別の障害者虐待対応の具体的な経過

1) 身体的虐待

事例 NO 2 夫の身体的虐待による分離事例

類型	身体的虐待
年齢・性別	50～54歳、女性
家族状況	夫(50代)、本人
障害種別	精神障害
身体状況	障害支援区分なし、行動障害なし
経済状況	生活保護受給世帯
分離の有無／	分離：有
分離の内容	内容：医療機関への一時入院

【概要】

事例の抽出理由	分離を行った
経緯	夫からの暴力により鼻骨骨折し、病院からDVの疑いで連絡を受けた生活保護担当者から障害者虐待の担当課に通報。介護付きアパートへの入居により分離を図ったが、本人の意思で半月程で自宅に戻ってしまった。その後精神保健福祉センターと連携して定期訪問や面接等支援を継続していた。前述の分離から1年8ヶ月後の訪問時に夫の暴力によるあざがあること、本人が身動きできない状態であったことから救急搬送に至る。入院を経て、ケア付き住宅へ入居の対応となった。

補足	<p>本人は一次性変形性股関節症のため車椅子を利用しているが、身体障害者手帳には該当しない。65歳未満で特定疾病にも該当しないため介護保険も使えないが、身体介護が必要であるため、精神障害者のショートステイ施設、女性シェルター、自立支援施設の利用は困難。一方、精神障害があるため身体障害者のショートステイ施設も利用できず、分離先の確保が非常に困難なケース。</p> <p>精神科病院で虐待対応のための社会的入院として保護となった。</p>
----	--

【虐待通報以前の支援状況と通報後の対応】

虐待通報以前の支援状況	生活保護支給
通報・相談・届出日、主体	平成〇年8月、当該市区町村行政職員（生活保護担当者）
緊急性の判断	<p>① 当日会議を実施⇒虐待の事実・疑いあり（身体的虐待）として緊急分離の検討とした。</p> <p>② 1年8ヵ月後実施⇒虐待の事実・疑いあり（身体的虐待）として緊急分離の検討とした。</p>
安全確認・事実確認	<p>① 翌日実施⇒受診先を訪問し、顔面や腕に黒いあざがあることを目視。また、本人や行政職員から聞き取り。前日の受診先より、鼻骨骨折していることを確認している。</p> <p>② 1年8ヵ月後実施⇒本人が行政職員同行のもと来所し、顔面に黒いあざがあることを目視。同日の受診結果を含めて聞き取りを行い確認している。</p>
援助の実施	<p>① 翌日実施⇒帰宅困難と判断し、ショートステイの利用先を打診するが、身体介護が必要な精神障害者という条件が合わず、近隣の全ての施設から断られる。入院するほどの大怪我ではなかったため、ケア付き住宅に同日入居。16日後、本人が夫へ連絡を取り自己判断で帰宅。夫の飲酒問題や介護負担が背景にあると判断し、夫の精神科受診やホームヘルプ利用等を提案し、接触するが拒否される。それ以降は定期的な本人宅への訪問、面接の実施、通院同行、主治医への意見確認などを継続していた。</p> <p>② 1年8ヵ月後⇒本人宅訪問した際に、本人の顎下にあざがあり、再び暴力が発生したことを確認。本人が身動きできないような状態と見受け、受診。太ももや顎殴打されたため分離検討、ショートステイの利用先を打診するが身体介護が必要な精神障害者という条件が合わず、近隣すべての施設から断られる。本人から帰宅の要望が出たため、週明けに訪問確認すること、警察への協力要請をしたうえで帰宅。</p> <p>③ ②の2日後（閉庁日）⇒前日深夜に本人が警察へ通報、同日早朝に自治体へ警察から連絡、ショートステイ利用先を打診するが全ての施設から断られる。ホームレス向けの自立支援施設に緊急措置として1泊受け入れ。その翌日、通院先へ社会的入院の打診をした結果受け入れ可能となったため、同日から入院。その後夫が別件逮捕となり、もともと住んでいた家も大家から退去を求められたため居所喪失状態となる。</p>
結果	1年10ヵ月後⇒ケア付き住宅へ入居。障害福祉サービスでホームヘルプ導入。

【連携した社会資源】

キーとなる支援者・支援機関	精神保健福祉センターが定期訪問や面接等の支援を継続 生活保護担当、基幹相談支援センター
その他関わった専門的な施設・機関など	医療保護入院として病院と連携

【対応のポイントと自治体が考えている点】

- ・介護負担が大きかったことや、介護者の理解力の低さや飲酒問題などが重なった結果、身体的虐待となった。負担軽減のための提案や治療につなげるアプローチをするも、抵抗感を和らげることができず利用に至らなかった。
- ・共依存関係に陥っており、介入が難しいため時間をかけて関係づくりを行った。生活保護部門とも連携し、定期訪問や面談、病状確認や同行などで世帯の把握をし、比較的早期に危機介入ができた。

【その他（本事例に関連した自治体のご意見等）】

- ・虐待ケース発生したときに緊急で入所受け入れをしてくれる施設がない。交渉しても断られ、虐待対応担当に大きな負担がかかっているばかりでなく、本人が安心して身をおくことのできる保護先をすみやかに提供できないことで不安を与えてしまう。
- ・本人の特性や本人と加害側との関係性、飲酒などの多問題、介護者の知的水準なども考慮しなければ、虐待を回避することは事実上不可能。支援者側の情報の共有とローテーション、検討する場を定期的に設けることで継続支援につながると考えられる。

事例 NO 3 : 母親の身体的虐待による分離事例

類型	身体的虐待
年齢・性別	20～24歳、男性
家族状況	父（離婚）、母（40代）、兄（20代）、本人
障害種別	知的障害（自閉症）
身体状況	障害支援区分5、行動障害あり（強い行動障害に該当しない程度）
経済状況	生活保護受給世帯
分離の有無／ 分離の内容	分離：有 内容：知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置

【概要】

事例の抽出理由	分離を行った
経緯	母は熱心に子育てしていたが、行動障害がある本人への対応に悩み、ある時、本人の首を絞めてしまう。その後、我に返って、基幹相談支援センターへ母自らが電話通報した。母がパニックになっていたため、帰宅不可能と判断し分離の対応をとることとなった。 措置で知的障害者の施設へショートステイ、その後、施設入所し生活している。
補足	両親は離婚しており母子家庭であった。 本人には行動障害があり、母の本人に対する思い（愛着）が強い。 母は施設への不信感がきっかけで、世間を狭めていたが、ボランティア支援者には全幅の信頼を寄せており、事件当日も自宅へ来てもらっていた。

【虐待通報以前の支援状況と通報後の対応】

虐待通報以前の支援状況	基幹相談支援センターにて障害年金の相談
通報・相談・届出日、主体	平成〇年2月（本事例の基準日）、母が本人の首を絞めた後、母自身が基幹相談支援センターに通報。
緊急性の判断	緊急性あり：母がパニックになっていたため、帰宅不可能と判断。
安全確認・事実確認	通報の同日に実施。 本人は首を絞められ失神・失禁し、目が覚めた時にわっと泣いた、首を絞められている間、本人は抵抗せずじっとしていたと母の証言あり。 自宅が荒れており、本人が大変興奮しているのを職員が確認した。 但し、施設職員が首を絞められた痕を確認できず、本当に首を絞める行動があったのか、真偽は不明である。

	真偽は不明であるものの、成年後見人を離婚した本人の父へ打診することに母が不本意ながら協力していることから、母にとってよほどの出来事だったと推測され、おそらく母の証言は事実なのではないかと考えている。
援助の実施	通報の同日、分離のため施設へショートステイ。その後、ショートステイを2ヶ所移る（その間、何度もカンファレンスで適合性を検討）。 ⇒ 1ヵ月後、域外のグループホームへ入所
結果	・現在は、施設に入所して問題なく生活している。（成年後見人は裁判所が選任中、年金管理は母が行っている）。 母も居場所は知っているが不穏な動きは特にはない。 ・分離は行ったが、統合の可能性はある。

【連携した社会資源】

キーとなる支援者・支援機関	ショートステイ施設の所長、福祉事務所の知的障害担当者、日中の通所事業所、基幹相談支援センター、ボランティア支援者
その他関わった専門的な施設・機関など	ショートステイ施設、グループホーム

【対応のポイントと自治体が考えている点】

<ul style="list-style-type: none"> ・本人に対する職員間の情報共有ができていたので、状況がわかりやすく対応しやすかった。 ・本人はこだわりが強く、ショートステイ先でも様々な行動に現れた（車に乗らない・部屋の中に入らない・ご飯を食べない等）。本人は性格的に人懐っこいところもあるため、自治体職員と受け入れ施設が連携してきめこまかく適応への支援を行うことで、ショートステイ先になじむことが出来た。 ・本来、在宅で生活支援を使ったほうが良いが、現在、母は本人が遠隔地にいることで安堵している。また、「本人に会った時に自分がどうなるか心配だ」と言う。時が経過して母が冷静になれば、将来的には帰宅も視野に入れて検討している。

【その他（本事例に関連した自治体のご意見等）】

<ul style="list-style-type: none"> ・母の負担が大きいのところに支援が入っていれば、親子を分離せずにすんだかもしれない。 ・分離保護することで発生する支援は関係機関等との長期にわたる連携が必要になってくる。また、虐待者の面会制限と家族関係の調整の難しさや、成年後見制度の利用手続き及びそれまでの金銭管理方法なども課題となる。 ・分離保護という判断を行った場合、その受入れ先となる施設を確保する困難性と、措置後に発生する利用者負担について虐待者に理解を求め支払いをしてもらうことも課題になる。

2) 性的虐待

事例 NO13 : 父親からの性的虐待による分離事例

類型	性的虐待
年齢・性別	妹：35～39歳女性、姉：40～44歳女性
家族状況	父（60代）、姉本人（知的障害B：相手の言っていることへの理解は概ね可能。しかし、自分の伝えたいことを表現することは難しい。）、妹本人（知的障害A：相手の言っていることへの理解は概ね可能。自分の伝えたいことも表現できるが、相手のことを考えて行動や発言等することは難しい。）、グループホーム入居）、弟（別居）
障害種別	知的障害
身体状況	姉：障害支援区分4・行動障害なし、妹：障害支援区分4・行動障害なし
経済状況	生活保護受給世帯、自宅：支払不能により売却
分離の有無／ 分離の内容	分離：有 内容：契約による障害福祉サービスの利用 面会の制限：有（分離先を知らせなかった）

【概要】

事例の抽出理由	父からの性的虐待のため事実認定や対応に配慮を要した。
経緯	父からの姉妹に対する性的虐待があると弟から通報があった。妹はグループホームに入居しているが、自宅に戻った際、父から性的虐待を受けたとしてグループホーム職員に相談。父と同居している姉も危険があるとして、通所事業所が確認。本人（姉）は否定するが、その様子から性的虐待の疑いが残った。父は否認していたが、本人と弟の証言から、同居する姉の緊急度が高いと考えショートステイ利用で避難させるようはかった。妹も週末自宅に帰宅しないよう対応をとった。現在は、姉妹別々の事業所とグループホームを利用している。
補足	知的障害のため、本人たちが性的虐待防止策を十分に認識することが難しいため、携帯電話の使用や行動を自由にしてしまうと再び、家に帰ったり、父親との接触をしてしまうことが推測された。 当初姉妹の一時保護に協力してもらったグループホームには、本人たちの見守り等で大きな負担を強いてしまった。また、この見守りを妹が「監視されている」ととらえ精神的に不安定になる等、分離を実施後、居所を落ち着かせるまでの対応が難しいケースであった。

【虐待通報以前の支援状況と通報後の対応】

虐待通報以前の支援状況	生活保護支給、生活支援および就業支援
通報・相談・届出日、主体	平成〇年1月（本事例の基準日）、家族（弟）からの通報
緊急性の判断	緊急性あり：通報日に電話での臨時のコアメンバー会議を開催した。緊急対応後の結果を受けて、再度、コアメンバー会議を通報から8日後に開催。父と同居している姉について緊急度が高いと判断し、電話で会議メンバーと連絡を取り合い協議実施。姉を父親からの分離させることが決定されたため、ショートステイ先を選定し、通報から3日後に障害者支援施設へ短期入所させる。（妹はもともとグループホームに入居しており、日常的な父との接触はなかった。）
安全確認・事実確認	通報者の弟より通報同日、父に確認するも全面否認。妹本人の申し出及びその友人からの聞き取りや、姉の通所事業所職員が本人に聞き取りをした状況から、事実等があったと判断。
援助の実施	妹も週末は帰宅し父と過ごしていることから、父との接触を制限するため、姉妹共に同じグループホーム（妹にとってはこれまでとは異なるグループホーム）に入居させることとした。 職員としては、姉妹が同じ場所で生活するほうが安心して過ごせるだろうと考え、同じグループホームで過ごさせていた。ところが、姉妹の障害の程度の差により職員の関わり方に違いがあることに姉妹が互いにやきもちをやき、ちょっかいを出す、虚偽の発言をするなど関係が悪化してしまった。そのため、姉妹別々に、それぞれにあった分離先を探すこととした。 妹は通報当初、障害支援区分の認定を受けていなかったが、支援区分が必要な障害福祉サービスを利用するの支援を行うこととなったため、対応の途中で区分4を取得した。姉も含めそれぞれの状況に応じた障害福祉サービスの利用を調整し支援した。
結果	現在は、姉妹別々の通所事業所とグループホームを利用している。 心配していた父からのアクションは当初から一切ないため、1年1ヵ月後 虐待案件としては終了した。 成年後見人は、弟が面倒を見るため不要との判断。

【連携した社会資源】

キーとなる支援者・支援機関	弟、弟の同居人（女性）
その他関わった専門的な施設・機関など	福祉事務所、委託の相談支援事業所（事業所探し）、姉妹各々のグループホーム

【対応のポイントと自治体が考えている点】

- ・父からの性的虐待案件ということから、いつ本人が父と連絡をとるか、遭遇するかわからなかったため、通所事業所への送迎、休日の買い物等についても、グループホーム職員に見守りを依頼した。域外施設での対応も検討したが、支援者及び支援機関が充実していることから域内での対応とした。
- ・姉妹それぞれの状況に応じた福祉サービスの利用を支援し調整した。
- ・定期的に本人（姉妹）を含めたすべての関係機関を集めての個別ケース会議を実施し、姉妹の状況確認や事業者よりサービス利用時の困ったことなど聞き取り、利用可能な障害福祉サービス等検討し、必要であれば随時変更した。

事例 NO14 : 母の知人男性による性的虐待の分離事例

類型	性的虐待
年齢・性別	45～49歳、女性
家族状況	父（死亡）、母（80代、認知症）、本人
障害種別	知的障害（B1養育手帳） 精神障害
身体状況	障害支援区分2、行動障害の有無不明
経済状況	母は年金受給、本人は生活保護
分離の有無／ 分離の内容	分離：有 内容：契約による障害福祉サービスの利用

【概要】

事例の抽出理由	分離を行った
経緯	母の知人の男（70代）と親しくなるうちに本人の居宅に上がり込まれ、性的関係を強要されることになった。母に訴えても聞いてもらえず、公的機関に相談する中、友人宅にかくまわれた。相談を受けた公的機関より通報があり、本人の発言がぶれないことから事実と判断した。自治体職員が、本人が嫌がっていることを母と虐待者に伝えたが、理解された様子がなく性的虐待を繰り返す危険があった。そのため、ショートステイを利用して一時保護後、一人暮らしをすることとなった。
補足	本人も、異性に勘違いをさせてしまったり、はっきりと断ることできないなどの自覚はあるが、いざ自分から言い出そうと思っても言えない。 本件では単に分離を行うだけではなく、今後同様の事件に巻き込まれないために本人に対するいろいろな支援が必要だった。具体的には、相手に意思をはっきりと伝えるなど、今後の自立した生活を送るためのプロセスを支援する機関と共有していく必要がある。 本人には知的障害と精神障害があり、集団での適応を日々行いながらスキルを身につけていくには困難も予想され、様子をみながら支援を継続している。

【虐待通報以前の支援状況と通報後の対応】

虐待通報以前の支援状況	父が本人の障害を認めず、一般の高校入学。そこで、いじめに遭い16歳で不登校になった。親が保健所へ相談した時から行政として係わり始める。その際に知的障害が判明し、本人は受け入れたが父は認めなかった。20歳までは人格障害（ヒステリー）で乖離性の意識障害・リストカット・飛び降り未遂等、多くのトラブルを起こしていた。 以前も、ある男性と不本意に同棲することになり、性的関係を強要されたと相談に来たことがある。 生活保護を受給。
-------------	--

	障害福祉サービス：ホームヘルプ、基幹相談支援センター
通報・相談・届出日、主体	平成〇年9月（本事例の基準日）、本人が友人宅へ駆け込み、連絡を受けた保健所の相談員が通報
緊急性の判断	緊急性あり
安全確認・事実確認	通報同日、本人の発言がぶれないことから事実と判断
援助の実施	<p>通報同日、知的障害者施設のショートステイを利用し保護分離を開始。</p> <p>⇒ その後、複数回のコアメンバー会議を開催 本人に依存性、集団生活トラブルの問題があるため虐待認定を行ったのちのショートステイ等を利用した保護が可能かについて議論した。これまでは職員との生活上の約束を守れないことも多く見られたが、今回は、適切な投薬や相談により本人自身で集団生活を続けられるよう、課題をクリアした。</p> <p>⇒ 一人が苦手なためグループホームを見学するが、相手の状況を考えられずに一方的に話してしまうことから、条件が合わないと利用を断われ、ショートステイを1年以上利用した後、市内で一人暮らしを開始（生活保護受給）。日中は通所事業所へ通う。</p> <p>通報後しばらく経ってから</p> <p>⇒ 本人にとって「自身の意見を表明する機会」として、自治体職員同席のもと、本人と虐待者とを面会させ、嫌な思いをしたことを等を伝える場を用意した。本人はしっかりと自分の意見を述べる事ができたが、虐待者には何が問題であったのか理解してもらうことは難しかった。</p>
結果	<p>1年以上にわたってショートステイを利用しながら支援を行った結果、現在は市内で一人暮らし</p> <p>※虐待対応は一人暮らし開始時点で終結。現在は地域の保健センター（基幹相談支援センター併設）にて見守りを継続している。</p>

【連携した社会資源】

キーとなる支援者・支援機関	知的障害の地域福祉会、基幹相談支援センター、更生相談所、こころの相談、生活保護担当部署、相談支援センター、保健センター
その他関わった専門的な施設・機関など	警察（地域生活を始めるにあたり、管轄の警察に協力を求め、本人宅へのパトロールの強化など虐待者から守る体制を敷いてもらった。これにより、地域での一人暮らしへの強い不安も消失し精神症状も安定した。） ショートステイ先の知的障害者施設

【対応のポイントと自治体が考えている点】

- ・本人はよく話す（言葉が多い）ので障害者とは思われない。
- ・現在、通っている通所事業所は以前ショートステイした施設の職員が人事異動した事業所ということで、顔見知りがあったため本人も円滑に適応できた。
- ・本人は依存的なため、母元に行かせず虐待者と交流を持たせないようにすることが虐待回避には重要。

【その他（本事例に関連した自治体のご意見等）】

- ・性的虐待はなかなか表に出ないが、件数としてはそれなりの数があると思われることから今後増えてくるのではないかと予想している。
- ・性的虐待は、DVや保護者の養育力が低い家庭など、多方面にわたる問題をはらむことが多い。

3) 心理的虐待

例 NO 6 : 判断能力に乏しい高齢の両親からの虐待事例

類型	身体的虐待／心理的虐待／放棄、放置（ネグレクト）
年齢・性別	40～44歳、女性
家族状況	父（70代）、母（60代）、本人（中学卒業後交通事故に遭うまで就労していた）
障害種別	知的障害
身体状況	障害支援区分4、行動障害あり
経済状況	ゆとりはないが自立家庭
分離の有無／ 分離の内容	分離：有 内容：知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置

【概要】

事例の抽出理由	本人の健康状態を危ぶみ、関係機関連携の元、虐待防止法に基づく立入調査を検討した。
経緯	当初は高齢者虐待を疑う通報であったが、そのような実態はなく、障害のあるこの家の長女（事例の本人）がベランダで騒いでいたと判明した。本人の支援のために相談支援事業所が家庭訪問し両親から話を聞いたところ、本人が長い間引きこもっていること、不正出血が続き健康状態に不安があること、服薬管理ができておらず、暴れると多量の薬を飲ませ眠らせていること、母から本人に対する暴言・暴力等の状況が推察されたため、虐待通報となる。コアメンバー会議開催後、複数回にわたり家庭訪問するも本人に会えない状況が続き、医療機関受診の勧めにも応じる様子がみられなかったため、虐待防止法に基づく立入調査の準備を行い、自宅訪問を実施したが、両親が説得に応じたため、実際には立入調査は実施せず両親の同意のもと加療分離した。
補足	両親に医療受診についての説得ができたため、納得の上、病院を受診していただいた。受診後は帰宅するのではなく、分離の必要性があったため措置入所へつなげた。分離後、本人は子宮癌に侵されていたことがわかり、すぐ手術を行った。両親ともに障害者手帳は持っていないものの、事の重要性の認識がなく、判断能力が低いと感じられた。

【虐待通報以前の支援状況と通報後の対応】

虐待通報以前の支援状況	無
-------------	---

通報・相談・届出日、主体	「××家の娘がベランダで大騒ぎをしている」と警察へ通報があり、高齢者虐待との連絡が入る。 平成〇年4月（本事例の基準日）、職員が家庭訪問をした際に、高齢者虐待の事実はないが、母親の本人に対する暴言や暴力が推察されたため障害者虐待として改めて通報された。
緊急性の判断	緊急性あり：6日後 個別ケース会議開催 父親の話から、母からの暴力、暴言、両親外出時は服薬させ寝かせる、不正出血があるも病院受診していない、などの情報がわかり、身体的虐待、心理的虐待、医療受診をさせないネグレクトと判断。 不正出血があるとのことから緊急性ありとし、医療へつなげる方針を決定。
安全確認・事実確認	個別ケース会議開催後、複数回、家庭訪問するも本人に会えない状況が続く。本人の薬を処方している精神科クリニック医師、地域活動支援センターからの助言を仰ぐがうまくいかなかった。
援助の実施	通報から3ヵ月半後、立入調査実施予定の自宅訪問を契機に養護者と分離。措置入所から病院受診、手術と支援が進む(施設入所支援と生活介護を利用)。
結果	通報から3ヵ月半後の立入調査計画日からやむを得ない措置による入所。面会制限なし。 1年3ヶ月後、成年後見人選任（弁護士）。 1年4ヶ月半後から契約入所となり、1年5ヵ月後 虐待案件としては終結。

【連携した社会資源】

キーとなる支援者・支援機関	立ち入り調査計画時の関係者： 障害者福祉担当課、福祉事務所担当課及び福祉事務所保健師、委託相談支援事業所（当該地区の知的相談を主に行う）、虐待防止法センター（基幹相談支援センター）、警察、 ※保健師から、受診の必要性等を家族に対し説得した。
その他関わった専門的な施設・機関など	病院、入所施設

【対応のポイントと自治体が考えている点】

<ul style="list-style-type: none"> 立入り時、両親の説得ができたため、納得の上、病院受診から措置入所へつなげることができた。なぜこれまでの訪問時と異なり、すんなりと納得されたのかは不明であるが、説得した保健師の話し方が良かったのではないかと考えている。 両親に対して、障害者虐待の調査として面会に行くのではなく、地域包括支援センターと連携して地域の高齢者の家を巡回する訪問の一環、という理由で訪問したほうが話を聞きやすい。 虐待防止法施行後、初めての法に基づく立入調査（結果としては立入調査としては実施しなかった）ということもあり、警察や病院関係者と密に情報交換を行って準備した。
--

【その他（本事例に関連した自治体のご意見等）】

- ・ サービスを提供しようとしても拒否されてしまう場合に、どのように介入したらよいかは課題。サービスを拒否する理由は、自分達が面倒を見なければという意識が強い、楽になる実感がわからない、家に人が入るのが嫌、等様々である。
- ・ 「手帳のない人」「手帳はあるがサービスを使っていない人」をどうやって見つけ出すかが課題。
- ・ 高齢で判断能力に乏しい養護者に介護されている障害者の存在を知るすべがないのが現状のため、地域包括支援センターと委託相談支援事業所、虐待防止センターの連携を推進していくことが必要だと考える。

事例 NO16 : 母親の虐待による分離事例

類型	心理的虐待／放棄、放置（ネグレクト）／経済的虐待
年齢・性別	20～24歳、女性
家族状況	母（60代）、姉（別居）、長兄（30代）、次姉（20代）、本人
障害種別	知的障害
身体状況	障害支援区分4、行動障害なし
経済状況	本人：障害基礎年金
分離の有無／ 分離の内容	分離：有 内容：知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置

【概要】

事例の抽出理由	分離を行った
経緯	施設に入所している本人の金銭管理を母が行っており、本人が受給している年金で利用料を支払いきるはずのところ、滞納が続いていた。一時帰宅を契機として、母が本人を自宅に軟禁状態にし、誰にも会わせないようにしてしまった。 経緯を把握していた自治体職員が状況確認のため面接の際、入浴せず不衛生・精神症状と思われる発言があった事により、早急に分離を検討。本人の自立したいという意向を確認の上、分離を行うに至った。

【虐待通報以前の支援状況と通報後の対応】

虐待通報以前の 支援状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が中学生の時に父が亡くなるまでは家で生活していたが、「母には養育困難」との姉からの相談が入り福祉課が係わるようになる。18歳までは児童養護施設にいた。その後、本人の意向もあり障害者支援施設へ入所。 ・本人が20歳の年金取得時から母が使い込みをし、施設の支払いを滞納していた。行政の法律相談では「とりあえずもう一度施設に入り母の対応を見るべき」との見解だった ・本人は、母から「お金がないので、施設を出て帰ってらっしゃい」と言われるプレッシャーが大きく心身共に不安定になった。帰宅時に発作をおこし入院した後、母が退院させて家に軟禁状態にしてしまった。 ・障害者虐待防止法の施行とともに虐待になることを家族へ忠告したが理解されず、分離の検討も始めた。
通報・相談・届 出日、主体	平成〇年10月（本事例の基準日）、当該市区町村行政職員
緊急性の判断	緊急性あり
安全確認・事実 確認	・同日、面接の際、入浴せず不衛生・精神症状と思われる発言があった事により、早急に分離検討。

	<ul style="list-style-type: none"> ・1ヵ月後、本人の自立のための練習をしたいという意向を確認の上、分離。
援助の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・1ヵ月後、やむをえない措置で域外の入所施設へ3ヶ月入所、その後他の施設へ3ヶ月ずつショートステイで入所、通算10ヵ月間ショートステイを利用して繋ぐ。 ・本人の年金と自治体独自の手当での受取先を変更して、施設の滞納費用にあてた。
結果	<p>現在、施設入所中（面会は立会いの下、実施）</p> <p>やむを得ない措置として分離保護したが、現在、成年後見人が選任され、契約へと移行している。年に数回、施設職員、後見人、自治体職員の立会いの下、保護者との面会をしているが、自治体と保護者の関係は修復できていない。</p>

【連携した社会資源】

キーとなる支援者・支援機関	姉、知的障害者相談員、基幹相談支援センター
その他関わった専門的な施設・機関など	主治医

【対応のポイントと自治体が考えている点】

<p>■家族への説得の困難さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母は本人の障害受容が出来ていない。兄姉もコミュニケーションをとる事が難しい。 <p>■相談員の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分離後、母からの苦情申し立てを受ける（後見人候補者も自治体の選任した候補者から弁護士に家裁が変更） <p>⇒自治体側と家族との関係は修復されていない。たまたま、知的障害者相談員が母と知り合いだったことによりパイプ役になってもらっている。</p>

【その他（本事例に関連した自治体のご意見等）】

<p>■母に対する支援</p> <p>親同士で理解しあえ、相談に乗れる相手がいるとよい。</p>
--

4) 放棄、放置（ネグレクト）

事例 NO8：高齢の両親による虐待事例

類型	身体的虐待／放棄、放置（ネグレクト）
年齢・性別	45～49歳、女性
家族状況	父（80代）、母（80代、認知症）、兄2人（遠方に居住）、本人、弟（近隣に別居、義母介護）
障害種別	知的障害（自閉症）
身体状況	障害支援区分4、行動障害なし
経済状況	特に問題なし
分離の有無／ 分離の内容	分離：有 内容：契約による障害福祉サービスの利用 （契約により、ショートステイやグループホームを利用し、家庭から分離）

【概要】

事例の抽出理由	介護者である親が高齢化し、複数の要介護者を介護している事例。両親による虐待と認定しているが母親も認知症を発症している。
経緯	父が知的障害の本人と認知症の母の2人を介護していた。本人は知的障害に加えて糖尿病により食事療法とインシュリン治療が必要。通所事業所の職員がインシュリン注射の見守り時に腕にあざがあることを確認し通報。本人も両親もお互いに愛情があり、父の介護負担が課題と判断。しばらく介護サービス・障害福祉サービスの利用を増やして在宅生活を継続した後、自宅近くのグループホームに入居となった。
補足	主介護者が高齢であり、対応への理解が進まない等の課題がある。 また、本事例は父が認知症の母を介護しながら、知的障害の本人を介護する状況であったが、一人の主介護者によるダブル介護や高齢の親が子の介護をせざるを得ない困難性についての課題を認識した。

【虐待通報以前の支援状況と通報後の対応】

虐待通報以前の支援状況	通所サービス利用
通報・相談・届出日、主体	平成〇年7月（本事例の基準日）、通所事業所のサービス管理責任者がインシュリン注射の見守り時、腕にあざを確認し通報。

緊急性の判断	15日後、重篤と判断したが様子見となる。 →1ヵ月後と8ヵ月後に個別ケース会議を開催。 殆どサービスが入っていなかったため様子見となり、その後、基幹相談支援センターの担当者が変更になり仕切り直しとなった。
安全確認・事実確認	通報同日、自治体の職員が腕にあざがある事を確認
援助の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・両親共、在宅サービスを拒絶していたが、7ヵ月後、母が本人の介護時の転倒（腰椎圧迫）が元で認知症を発症、要介護状態となり介護保険サービスの利用開始（訪問リハビリ、デイケア、ショートステイ）。 ・本人も移動支援、ショートステイ、ホームヘルプを利用。ショートステイは、通常支給量は月7日のところ、虐待事例のため必要性を判断して支給量を月31日に増やし、3ヶ所の事業所を延べ6ヶ月にわたり利用。
結果	ショートステイを経てグループホームに入居し、以前と同様に通所介護を利用している。

【連携した社会資源】

キーとなる支援者・支援機関	自治体の担当職員、基幹相談支援センターの職員	
その他関わった専門的な施設・機関など	(本人の関係) ショートステイ先（3ヶ所） 通所事業所（生活介護）のサービス管理責任者 移動支援事業所、ヘルパー事業所	(母の関係) 地域包括支援センター ケアマネジャー

【対応のポイントと自治体が考えている点】

<p>■両親に虐待の認識がない点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加齢にしたがい本人のこだわりが強くなってきて介護が大変になり、両親は対応方法が分からず手をあげてしまう。昔から叩いたりつねったりして躰をしてきたので、両親に虐待の認識がない。⇒ これ以上エスカレートして顔にあざができたり命に関わる状況になった場合に備えて本格介入の準備をしてきた。 <p>■グループホーム入居</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父は母と本人のダブル介護で負担が大きい。これだけ在宅サービスを多数入れても無理なら本人の入所をと説明するが、娘可愛さゆえに近場しか認めない。⇒ 空きを見つけ2～3ヶ月入所する（本人は性格的には協調性もありグループホームでも可能と施設側に判断される） ・本人のインシュリン治療（自己注射）がネックだったが、近隣に対応可能なサービス管理責任者のいるグループホームが見つかり入居可能となる（通所先を変更せず、家族が土日に面会できる） ⇒ その後前出のサービス管理責任者が12月末で退職し、グループホームより退居要請があったが、自治体から説得し継続入居できている。 ・本人は、家にいると財布からお金を抜き取って買い食いをしたり、冷蔵庫の食品を勝手に食べるため、糖尿病悪化のおそれがある。 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム入居直後、父が心臓病（重症）で入院 ・家族の中では弟がキーパーソンであるが、妻の両親の介護を自宅で行っているため実際の面倒は見られない ・兄2人もいるが全く関わりなし

【その他（本事例に関連した自治体のご意見等）】

- 本人と虐待者（親）の心情的な結びつきが強い場合の分離対応の困難さ
本人は通所事業所で頻繁に家に帰りたいと言う。親も娘を可愛いと思っている。お互いの愛情を尊重しつつ虐待が起こらない状況を作らなくてはならない。
- 父親への教育が必要
幼少期からの本人との関わり方をふまえ話し合っていく必要がある。父親に対しては虐待といわずに教育をしていく。
- 後見人問題
両親が亡くなる前に後見人をつける必要がある。

事例 NO17：高齢な認知症の母親のネグレクトによる分離事例

類型	放棄、放置（ネグレクト）
年齢・性別	55～59歳、女性
家族状況	父：死亡、母（90代）、本人
障害種別	知的障害
身体状況	障害支援区分4、行動障害あり（強い行動障害に該当しない程度）
経済状況	
分離の有無／ 分離の内容	分離：有 内容：契約による障害福祉サービスの利用 （被虐待者、虐待者双方を医療機関に保護。精神的な安定を図るため入院治療を継続）

【概要】

事例の抽出理由	分離を行った：契約による障害福祉サービスの利用
経緯	多年に渡り認知症の母と不安定な生活（ごみ屋敷、近隣トラブル等）を続けていた。本人が、母への暴力行為や年金搾取を行っており、高齢者虐待の虐待者と認定された。しかし、本人自身も金銭管理や生活支援を必要とする障害があり、自治体のケア会議では「本人は虐待者だが家族からの被虐待者でもある」との判断をくださった。同居の継続は困難であると考えられること、本人の意向も踏まえ、母は介護施設へ入所、本人はグループホーム入居することとなった。
補足	本人は医療も受けられず精神状態が不安定であった。近隣住民との間にトラブルが絶えず、裁判等も起こされていた。 自治体としてもハイリスク家庭との認識があり、訪問や説得を試みていたが、本人に拒否されていた。

【虐待通報以前の支援状況と通報後の対応】

虐待通報以前の支援状況	<p>中学卒業後、域内事業所（就労継続支援B型）へ通っていたが、20年ほど前に辞めている。当時は本人の親に対する暴行・暴言があった。</p> <p>⇒ 7年前、近隣トラブルがあり域内別所に転居</p> <p>⇒ 家庭の実権を握っていた父が糖尿病・脳血管障害を患ってから、本人の父に対する攻撃が始まった。高齢者虐待防止法の措置で父を特別養護老人ホームへ入居させた。</p> <p>当時の状況は、①近隣トラブル（罵詈雑言・クレーム）②父の遺族年金を搾取し、母に渡さない（この頃から母の認知症が始まる）③ローン返済被害トラブル（法的訴え）があった。自治体としては何とかサービスが出来るように係わるが、本人の拒否が強く役所窓口で書類を破る・刃物を投げ</p>
-------------	---

	<p>る・嘔み付く等の激しい行動を取る（本人は精神障害者保健福祉手帳1級を持っていたが、更新せず無くなり「愛の手帳」のみが残った）。</p> <p>一時は精神科を受診していたので、自治体の担当者が入院を勧めたが、拒否された。</p> <p>⇒ その後、見守りを中心に関わっていたが「年金受給日に親の年金を浪費する・家にはカーテンがない、冷蔵庫も米びつも空・箆箆にボールを隠し持っている・テレビの配線を引き抜く」という劣悪な環境だった。自治体としては、介護指導職（ヘルパー・自治体独自の職種）の訪問やケースワーカーによる対応を試みてきた。</p> <p>⇒ 6年前、分離の方針が出たが、本人・家族の拒否のため保護や分離には至らず。</p>
通報・相談・届出日、主体	<p>平成〇年8月（本事例の基準日）、本人による通報。</p> <p>※本人から「母の状態が悪い」と通報があった。</p> <p>当初は高齢者虐待の事例として対応していた。障害者虐待としては、高齢者虐待の検討を行うなかで自治体として判断、認定することとなった。</p>
緊急性の判断	<p>－</p> <p>（高齢者虐待の検討後のため、障害者虐待としての緊急性の判断はなし）</p>
安全確認・事実確認	<p>通報同日、職員が家に行き、母に「失禁・足の痛み・頭部の打撲」がある事を確認。</p>
援助の実施	<p>通報同日、</p> <p>⇒ 救急車を呼び母を入院させた。母への愛着があることから、本人も病室へ泊まらせた。しかし、本人に「点滴を抜去・歩けない母を歩かせようとする・病院職員に暴言を吐く」等不穏な行動があったため、分離が決定。</p> <p>⇒ 分離調整中に車椅子の母を連れ、脱走してしまう。</p> <p>⇒ 数日後、母への身体的・心理的・経済的虐待・ネグレクトとして身柄確保。本人は、首長同意で域内の病院へ医療保護入院、母は元の病院へ。当初、大暴れしていたが、投薬により感情のコントロールが可能になった。</p> <p>⇒ 母は治療後、老健施設から特別養護老人ホームへ措置入所。首長申し立てで成年後見人を選任。</p> <p>⇒ 6回の個別ケース会議で、「本人は虐待者だが家族からの被虐待者でもある」との判断となる。本人は、3ヶ月しか病院にいられないので治療をどうするか課題があったため、一定の距離をおいた分離を念頭に調整。</p> <p>⇒ 病院では、3回カンファレンスを開催し、本人に全12回面談。弁護士にも相談したところ、施設入所は本人の意思の尊重が最重要とのことだった（入所候補先の施設職員に本人の様子を見てもらう）。</p> <p>⇒ 24日後、生活保護申請、2週間後に取得。首長申し立てで成年後見人の申請準備のため、自治体の保健センターへ。社会福祉士会と弁護士に相談したところ、域外の入所施設の紹介により後見人が見つかり内諾も取れて、6ヵ月後に決定。</p> <p>⇒ 1年4ヵ月後、本人よりグループホーム入所の意思確認がとれた。本人の強い希望により、入所前に母と面会。その後、職員が2名付き添い、グループホームへ入居させ、成年後見人に引継ぐ。</p> <p>⇒ 3年3ヶ月後、施設職員付き添いの下、母に面会。本人は、グループホームでの生活をとても気に入って満喫している。</p>

結果	<ul style="list-style-type: none"> ・本人は現在、別自治体に所在するグループホームで生活中。日中は生活介護の施設へ通っている。 （日中活動の提供があり自然環境の良いところ、という本人の希望を考慮し、別自治体のグループホームへ入居することとなった。） ・母は、入院治療後、老健施設から特別養護老人ホームへ入所。
----	---

【対応のポイントと自治体が考えている点】

<ul style="list-style-type: none"> ・自治体内の資源だけでなく、つてをたどって全国の入所施設、グループホーム等と連絡をとり、本人の意向にあった入所先を見つけることができた。
--

【その他（本事例に関連した自治体のご意見等）】

<ul style="list-style-type: none"> ・分離先の確保に非常に労力を要する。 ・以前から家庭内で暴力をふるうなどの傾向は見られたが、父が健在であったころや、母がまだ元気であったころは、これほど大きな問題にはなっていなかった。家族構成の変化や、養護者の加齢などにより、家庭内のパワーバランスが崩れて問題が大きくなったと考える。

5) 経済的虐待

事例 NO20 : 姉による経済的虐待事例

類型	経済的虐待
年齢・性別	40～44歳、女性
家族状況	姉（別居、4年程前に父が脳梗塞で死亡し20年ぶりに再会）、本人
障害種別	知的障害
身体状況	障害支援区分2、行動障害なし
経済状況	障害基礎年金、生活保護受給
分離の有無／ 分離の内容	分離：無（虐待者とは別居している）

【概要】

事例の抽出理由	障害者の金銭管理に関するトラブルの中でも、本人の生活への影響が大きい
経緯	本人はひとり暮らし。本人の年金、生活保護費、工賃の管理を、本人同意のもと、市外に住む姉が行っていた。食事など必要なものはまとめて姉が購入し、本人宅の冷蔵庫に入れておいてくれるなど、良く世話をする養護者だと見られていたが、家賃や光熱水費の滞納、病院の診療代等の未払いが明らかになった。本人宅の家賃等の滞納状況から本人名義の預金通帳を姉が適切に管理しているとはいえ、本人の生活が切迫している状況から急を要する経済的虐待と判断。姉に必要な支払を求めるとともに、日常生活自立支援事業の利用に切り替えた。
補足	当初、姉は本人宅へ来る際の交通費等であると言い、金銭の使い込みを否定していたが、自身の生活費に使っていたとのこと。 障害者の金銭管理に関するトラブルは多く、成年後見制度や日常生活自立支援事業による支援を本人が拒否し、時間がかかる場合が多い。当該ケースは、本人が通う事業所及び同法人の相談支援事業所の親身な対応により、比較的早く、通報から支援に結びつけることができた。

【虐待通報以前の支援状況と通報後の対応】

虐待通報以前の支援状況	生活保護支給、生活支援および就労支援
通報・相談・届出日、主体	平成〇年9月（本事例の基準日）、相談支援専門員

緊急性の判断	<p>緊急性なし：6日後 虐待対応会議開催</p> <p>本人宅の家賃の滞納状況から、本人名義の預金通帳を姉が適切に管理しているとはいえ、姉が支出しているお金の内訳が明らかでなく、その結果、本人の生活が切迫している状況から経済的虐待と判断。</p> <p>緊急性はないが、滞納が数か月継続すると退去の可能性もあるため、今後、本人宛に振り込まれる生活費（年金、生活保護費）の確保が必要。</p>
安全確認・事実確認	<p>虐待対応会議同日、権利擁護センターに日常生活自立支援事業の利用を打診、翌月から利用できる見込みがたった。</p> <p>計画相談支援事業所から姉に電話。家賃返済の確約をとる。</p>
援助の実施	<p>滞納の状況や姉と連絡が取りにくい等の状況があったため、姉からの預金通帳の返還は難しいと判断した。通報の7日後、障害基礎年金・生活保護費口座の変更手続きのため、本人と計画相談支援の職員で銀行へ出向く。</p> <p>1ヶ月半後、家賃・入院費滞納分については概ね姉が支払うも、姉により使い込まれていた生活保護費は返納されず。</p> <p>3ヶ月半後、権利擁護センター面談に同行（本人、福祉事務所）。</p>
結果	<p>本人は日常生活自立支援事業の利用により、姉からの経済的虐待を受ける恐れがなくなり、安定した生活を送れている。引き続き通所事業所・計画相談支援事業所・権利擁護センター・生保ケースワーカー等で連携し生活支援を継続することとし、8ヶ月後 虐待案件としては終結した。</p> <p>その後、姉とは音信不通。</p>

【連携した社会資源】

キーとなる支援者・支援機関	生活支援：通所事業所、相談支援事業所、権利擁護センター、生活保護のケースワーカー
その他関わった専門的な施設・機関など	

【対応のポイントと自治体が考えている点】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の金銭管理に関するトラブルは多いが、成年後見制度や日常生活自立支援事業による支援を本人が拒否し、時間がかかる場合が多い。当該ケースは、本人が通う事業所及び同法人の相談支援事業所の親身な対応により、比較的早く、通報から支援に結びつけることができた。
--

【その他（本事例に関連した自治体のご意見等）】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、権利擁護センターが金銭管理を行っているため、経済的虐待を受けるおそれはなくなっている。現在は首長申立により選任した成年後見人が対応している。 ・ 生活保護期間の後見人費用（弁護士月約2万円）は自治体が負担しているが、生活保護をはずれると、その後の費用支払いの経済的負担が大きい。

事例 NO21 : 姪夫婦による経済的虐待の事例

類型	経済的虐待
年齢・性別	50～54歳、男性
家族状況	本人（グループホーム入所）、姪（別居）
障害種別	知的障害
身体状況	障害支援区分なし（介護給付なし）、行動障害なし
経済状況	生活保護、障害基礎年金受給
分離の有無／ 分離の内容	分離：無

【概要】

事例の抽出理由	本人の年金・生活保護費を長年、姪夫婦が使い込んでいた。
経緯	本人の年金、生活保護費を長年、姪が管理していたが、覚えのない携帯電話の請求書が本人へ届いたため、不審に思ったグループホームの職員が行政へ通報した。本人が自身のために使っている費用の全体像が見えていなかったが、6ヶ月におよぶ綿密な証拠集め、使用金額の計算を経て、グループホームの入居費用の支払いが遅れることがある、十分なおこづかいが渡されず本人が生活を切り詰めていることが明らかになった。姪との交渉がスムーズに進まなかったため、成年後見人の利用を手続き中。
補足	本人が少ないおこづかいをどうにかやりくりしながら生活していたため、本人に十分な金額が渡されていないことが発覚するまでに時間がかかってしまった。

【虐待通報以前の支援状況と通報後の対応】

虐待通報以前の支援状況	グループホーム・就労継続支援B型を利用
通報・相談・届出日、主体	平成〇年3月（本事例の基準日） 覚えのない携帯電話の請求書が本人宛に届いたため不審に思い、グループホームの職員が行政へ通報した。
緊急性の判断	緊急性なし
安全確認・事実確認	6ヶ月間、年金が本当に本人のために使われているか綿密に証拠を積み重ねてきた結果、姪が勝手に使い込んでいたことを確認。

援助の実施	<p>通報後、福祉事務所の知的障害担当者・グループホームの職員が使用金額（定期代、食事代等）を情報収集し会議で集約・把握する裏づけ調査を6ヶ月間実施。</p> <p>その間、債務業者（携帯電話の利用料金）への負債相談も行う。</p> <p>⇒ 7ヵ月後、姪へ虐待通告。通帳の返却依頼をしたが、すぐには無理とのこと。</p> <p>⇒ その2日後、通帳の引渡し。その際、姪は本人へ「金銭管理をさせてもらえないなら、もう会えなくなる」と言ったため、姪をかわいがっていた本人は動揺するが、一方で「自分のお金は自分のために使いたい」という意思是明確。</p> <p>⇒ 11ヵ月後、希望のグループホームへ転居</p> <p>負債に関しては、姪に何度も返済へ向けた手続きについて提案の手紙を送付するも返事がなく事態が改善されないため、弁護士へ相談。その結果「成年後見人をつけるべき」と判断され、福祉事務所の知的障害担当者で申し立て準備。8ヵ月後、申し立てが同意され、現在手続き中。尚、成年後見人がつくまでは社会福祉協議会の日常生活自立支援事業で金銭管理をすることになる。</p>
結果	<p>7ヵ月後、本人同席で通帳を返却してもらい、社会福祉協議会と日常生活自立支援事業の契約を結んだ時点で虐待対応は終結。</p> <p>本人の希望通り「お金の管理（通帳を見たいときにいつでも見られる）」・「好きな食べ物にお金を使える」・「行きたいグループホームへ行ける」を全て実現することができた。</p> <p>現在、社会福祉協議会が金銭管理を引継ぎ、福祉事務所が成年後見人をつける準備中である。</p>

【連携した社会資源】

キーとなる支援者・支援機関	福祉事務所の知的障害担当者、グループホームの職員、社会福祉協議会、就労継続支援B型の作業所、専門相談員
その他関わった専門的な施設・機関など	携帯電話の請求会社および債権会社

【対応のポイントと自治体が考えている点】

<ul style="list-style-type: none"> ・最初は虐待ではないと思っていたが、調べるにつれ虐待だということがわかってきた。そのまま介入しなければ、さらに大きな額に膨らむ可能性があった。 ・以下の本人の希望は明確であった。①通帳を自分で管理したい。②好きな物を食べに行きたい。③一人部屋のグループホームへ引越したい。 ・出来るだけ姪との関係性を崩さないように解決すべく、時間をかけて証拠を集め説得を試みた。現在は姪からも連絡があり、少しずつ繋がりを戻している。 ・本人は姪を恨んでいるわけではなく、むしろ今でも会いたいと思っている。

【その他（本事例に関連した自治体のご意見等）】

<ul style="list-style-type: none"> ・事例の重篤さと対応の困難さは必ずしも一致しない。本件では虐待認定まで6ヶ月の調査期間をかけた、地道な作業の積み重ねが必要となった。
--

3. 調査結果のまとめ

(1) 障害者虐待の背景と現状

今回収集した事例には、幼少期から障害者手帳の取得、教育・保健・福祉サービスの利用などで行政とのつながりがあるケースも複数報告された（事例3、4、9、11、14、17）。行政とのつながりがすでにある事例においては、経過や家庭の情報があつたことから、その延長で虐待認定や対応、訪問の決定を行うことができていた。

また、事例17の自治体意見にあるように、それまでは深刻な虐待に陥ることなく生活できていた家族であっても、年数が経過して、養護者の疾病・障害・高齢化、障害者の加齢による心身機能の後退などによって、養護者の介護負担が増したり、家族間のパワーバランスが崩れたりして、虐待につながってしまった事例も複数報告された（事例5、8、10、11、15、17）。特に養護者が高齢化している問題は全国的に課題となっているため、養護者の高齢化に伴う虐待リスクの増加の可能性には、今後注意が必要と考えられる。

障害者虐待の背景としては他に、養護者の理解力や養育能力が十分でない事例、共依存の事例、低所得で経済的なゆとりがない事例が報告された（事例2、7、11、12、16、19）。前述の養護者の疾病・障害・高齢化などともあわせ、被虐待者と虐待者の双方を取り巻く環境に支援が必要な事例では、障害者虐待の担当部署が被虐待者の保護を行うだけでなく、生活保護、高齢者福祉、児童福祉、DV、精神保健などの担当課が協働して対応にあたっていた。

一方、軽度の障害で公的な支援やサービスを利用していなかった事例、養護者・本人が障害を受容せず支援を拒否していた事例など、「地域に埋もれていた事例」が障害者虐待と認定される事例もあつた（事例2、6、12、18）。こうした支援につながっていなかった事例においては、障害者虐待の通報があつて初めて家庭の状況の把握と虐待の事実認定を行うこととなる。

さらに、障害者が被虐待者となるだけでなく、虐待者でもある事例も報告された（事例17）。本事例を報告した自治体以外からも、障害者が高齢の家族に対する虐待者となってしまう可能性についての意見があり、障害者による高齢家族の虐待防止も求められていると考えられる。

(2) 種類別の虐待の特徴

今回ヒアリング調査では、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置（ネグレクト）、経済的虐待の5種類の類型別に事例を抽出した、それぞれの対応の特徴を表48のとおり整理した。

表48 類型別の虐待対応の特徴

分類	概要
1. 身体的虐待	<ul style="list-style-type: none">・ 家庭内での暴力は顕在化しにくいと考えられるが、福祉サービス事業者の従業員があざに気づき通報にいたるケースが複数報告されており、サービス提供者が虐待発見にいたる重要なキーパーソンのひとつであると考えられた（事例1、8、10）。・ 一方、本人の「叩かれる」等の訴えだけで傷やあざなどの形跡が残っていない場合には虐待と判断することが難しいようであった。福祉サービス事業者が家庭の内部で「叩く」現場を目撃することを根拠として介入できた事例も報告された（事例2）。・ 身体的虐待であっても、幼少の頃から躰の一環として「叩く」などの行為が行われてきた場合、本人にも家族にも、虐待の認識が乏しい場合もあつた（事例6、8）。・ 生命の危険性が判断されると緊急的に分離して保護となっていた（事例2、5、7、11）。

2. 性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・被虐待者本人は性的虐待を受けたとの認識が乏しい場合もあり、虐待が表面化しにくい（事例 13）。 ・性的虐待の認定においては事実確認が難しく、配慮や工夫が必要である。例えば、報告された事例はいずれも、同性の職員が聞き取りを行っていた。また、意見がぶれないかどうか複数回くりかえし尋ねたり、同居家族など虐待者以外への聞き取りを合わせて行うなどして総合的な判断をおこなっていた（事例 13・14）。 ・虐待者は性的虐待の事実を認めないことや、性的虐待が虐待のひとつであるということを理解してもらえないこともある（事例 14）。
3. 心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的虐待単独で、虐待の度合いが深刻になるということは少ないようで、身体的虐待とあわせて認定された事例（事例 4～7）や、放棄・放置（ネグレクト）、経済的虐待とあわせて認定された事例（事例 6、7、15、16）が報告された。 ・心理的虐待の認定は難しく、福祉サービス事業所の職員が「養護者が本人に対して暴言を吐いている」ことを目撃したり、本人が精神症状を発症するほど追い詰められていたり、という客観的に確認された事実によって自治体が確信をもって積極的な介入に取り組めるようであった（事例 4、6、16）。
4. 放棄・放置（ネグレクト）	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者の放棄・放置（ネグレクト）事例には、養育能力が低く本人へのケアが不十分である事例（事例 8、11、15、17）と、養育能力はあると思われるが十分にケアされていない事例（事例 6、10、16）、本人がケアされることを拒んでいるセルフネグレクト事例（事例 18）が報告された。 ・養育能力が十分でない事例の具体的な要因としては、養護者自身の障害、疾病、高齢による認知機能の低下、貧困・負担感などであり、虐待者への支援を必要とする。
5. 経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的虐待として報告のあった事例は、同居している家族からの事例（事例 11、12、16、19）、別居で金銭管理をしている家族からの事例（事例 20、21）の両方があった。 ・自治体職員の意見としては、障害者が家族と同居していて、賃金や障害基礎年金等を家族の間で世帯の収入として管理されている場合、家計に占める本人分の支出を把握することは難しく、経済的虐待を認定しづらいとの声があった。 ・一方で、被虐待者が障害福祉サービス等の利用者負担や、一人暮らしの場合の住居代（家賃・グループホームの利用料等）に滞納がみられる場合には、本人のために支出すべき金銭の管理が適正になされていないという判断が比較的行いやすいようであった。 ・身に覚えのない携帯電話料金の請求があったことを発端とした調査事例では、被虐待者が少ないおこづかいをやり繰りしながらどうにか生活していたために「生活が苦しい」ことの発覚が遅れ、虐待の事実確認を行うための調査に数ヶ月の時間を費やしていた（事例 21）。 ・経済的虐待における対応としては、虐待者に対して虐待であることを明確に告げて、通帳等を本人に返還して経済的な搾取をやめるよう求めるほか、被虐待者と自治体職員もしくは福祉サービス従事者が一緒に銀行へ行き、口座の変更手続きをとることもある。 ・虐待者に代わる金銭管理者としては、日常生活自立支援事業の利用や成年後見制度につなげる対応があるが、成年後見制度につなげる場合、利用開始までに時間がかかることや、後見人への報酬が負担となるなどの意見があった。

(3) 分離を行う際の対応等

分離は身体的虐待や放棄・放置（ネグレクト）によって生命の危険がある、またはそのような状態に陥る可能性が高い場合、また、性的虐待がある場合に行われていた。

分離を行った事例の対応に関する詳細は、詳細事例の N02、N03、N06、N08、N013、N014、N016、N017 を参照されたい。

<分離保護先の確保>

- ・分離の方針を決定しても、即日保護できる障害者虐待専用のシェルターがあるわけではなく、現状では、行政職員の人的なネットワークで探す、都道府県に照会をする、多数の施設に電話をして受け入れを打診するなどして受け入れ先を確保していた。
- ・精神障害者、行動障害のある障害者、インシュリン注射など医療処置を必要とする障害者などの受け入れ先が極めて限られる。
- ・ショートステイ施設が確保できなかった場合、ケア付き住宅、救護施設、医療機関への社会的入院、高齢者の介護保険施設で保護するなど、障害福祉分野に限らず社会資源を活用する柔軟な対応がとられていた。
- ・DVシェルターには、障害のある被虐待者については職員に専門知識や経験が無い、ケアを行う人手が不足している、他の入所者との共同生活が難しいなどを理由として受け入れを断られることがある。

<分離保護を行った後の長期的な受け入れ先の確保>

- ・一時的な分離保護の受け入れ先を確保して分離した後、さらに分離を継続する場合は、長期的な受け入れ先を探す必要がある。長期的な受け入れ先については、本人の意思、本人のニーズを考慮して、体験入所などを経た上で決定している。虐待者である養護者との良好な関係を継続させる意図がある場合には、養護者が会いに行ける範囲内で受け入れ先を探すこともある。
- ・虐待者に追跡され虐待を受ける危険性を考慮する必要がある場合、本人の属性（性別・障害種別等）や希望に合った受け入れ先を居住地外の都道府県まで探すこともある。そのため、虐待対応の分離後、落ち着いて生活できる環境を見つけられるまで、分離から数ヶ月～年単位と長期間にわたり支援を行い、虐待対応の終結を迎えられたという事例も複数報告された。
- ・分離を行うことによって、突然環境が変わるため、障害特性によっては適応できずパニックを起こしてしまうこともある。そのため虐待者からの追跡の危険がないと判断される場合には、通い慣れた日中活動の通所先を継続できる範囲で住居を探すこともある。
- ・障害者の長期的な受け入れ先としては、グループホームも選択肢となる。その場合、日常生活の自立度、他の入所者との折り合い、通所先の確保など条件がつけられる場合がある。

<分離後の障害者に対する適応支援>

- ・利用にあたっては、緊急的な受け入れ先、長期的な受け入れ先ともに、本人が施設に適応できるまで、行政職員は被虐待者に対して様々な支援をしていた。例えば、緊急で分離を行うため、衣服の着替えや日常生活品も持っていないことも多く、行政職員が必要な物品を手配したり、一緒に買い物に同行したりしていた。
- ・受け入れ先の施設職員に対しても、虐待事例ということで丁寧な経過説明と受け入れにあたっての留意点などの情報の共有化を行っていた。

＜関係機関、関係者が留意すべき点＞

- ・虐待事例対応において、分離すべきか否かの判断は自治体職員にゆだねられることもあり、判断に迷うこともあるとのことであった。そのような場合において、「家族のもとに帰りたい」という意思を被虐待者がもっている場合には、本人の意思が尊重されるべきではないかとの意見があった。分離については、研修や事例対応等を通じて、障害者虐待防止に係る職員間で認識を共通化することが重要である。
- ・分離保護した場合、虐待者が追跡をして虐待を繰り返すおそれがある場合、分離保護先の住所や名称を虐待者に知られることが無いよう、機密保持には十分に配慮する必要がある。住民票を移した場合も、住民票の閲覧を制限して秘匿する制度は法制度上整っているが、行政窓口の職員、受け入れ施設、医療機関、関係機関、支援者などが虐待事例であることを認識し、情報管理にあたらなくてはならない。

（４）障害者虐待対応に係る自治体の意見

１）障害者虐待防止法施行の効果と課題

法施行により、介入のタイミングを見計らっていた事例について、法に基づき「虐待」と明確に判断することで法の後ろ盾をもって介入・支援に踏み切れたという声が複数の自治体から聞かれた。

養護者による障害者虐待において、被虐待者と虐待者の結びつきが強い場合、「虐待」と認定して介入・支援に入ることの難しさが指摘された。行政や関係機関の間では「虐待」事例として取り扱っているが、被虐待者と虐待者に対しては「虐待」と明言せず、「良好な関係を維持するため」であったり、「障害者本人の今後の自立を視野に入れて」という理由を説明しながら対応にあたっている事例もみられた。虐待防止のためには、養護者への教育や支援も重要だと考えられる。

障害者福祉や生活保護などを通じた行政とのつながりが無い家庭の場合、虐待の発見が困難で、かなり行き詰ってから通報となる事例があるため、虐待の早期発見のため、地域の関係機関や住民との協力、地域の見守りネットワークの構築が今後の課題として指摘された。

２）分離保護が必要な場合の社会資源の不足

今回ヒアリングを行ったすべての自治体から、分離保護の受け入れ先となる社会資源が不足しているとの意見がきかれた。

障害者は、障害の種別、程度、性別、年齢、疾病などが多様なため、すべての条件を十分に満たす保護先は見つからないということもある。この点、年齢、障害の種類などが必ずしも施設の利用要件に合致しなくても、行政職員や受け入れ施設側の配慮と対応などによって、緊急的な受け入れ施設としてうまく活用している事例もみられた。

また、障害者支援施設以外では、精神科病院、ケア付き住宅、救護施設・更生施設、医療機関への社会的入院、高齢者の介護保険施設などに受け入れてもらったなど、分離保護の受け入れ先の確保が困難な現状に対応するためには、柔軟な対応が必要とされていた。

３）チームケアとネットワークの必要性

通報後は、行政内部のチーム会議で緊急性等の判断が迅速に行われ、対応の方針とアクションプランが決定され実行に移されていた。特に緊急性の高い事例では即日、対策会議が開催され、

対応がとられていた。養護者による虐待対応ということで、自治体には客観的な事実の収集と判断を行うことが求められる。

事例によっては、障害者虐待の担当部署だけでなく複数の担当部署が関わる事例もあり、障害者福祉、保健、生活保護、高齢者福祉と密接な連携の元で、虐待対応に当たっていた。障害者や家庭の状況をふまえ、最も効果的な部署がチームのキー機関となっていた。

「重篤」な虐待事例への対応は数ヶ月～年単位と長期にわたることから、対応事例件数が累積して増加していくことが今後の課題として挙げられた。

第4章 体制整備調査結果

1. 調査概要

(1) 目的

体制整備調査では、自治体の体制整備の状況、虐待防止にかかる今後の課題などを重点的に聴取し、今後の虐待防止に資するための資料とするとともに、全国自治体の取組みの参考とすることを目的とした。

(2) 実施方法

①有識者へのプレヒアリング調査の実施

- ・体制整備調査に先立ち、下記の有識者にプレヒアリングを実施し、自治体の虐待対応の現状、調査先の推薦等を確認した。

◎独立行政法人 国立精神神経医療研究センター 精神保健研究所 (堀口寿広氏)

◎独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 主任研究員 (志賀利一氏)

②自治体への協力依頼

- ・有識者プレヒアリングでの推薦、アンケート調査結果から体制整備が進んでいると思われる5自治体を選出し、調査協力を依頼した。
- ・虐待対応のマニュアル、体制図、帳票など提供可能な資料を提供していただいた。

③調査の実施

- ・平成28年1月に訪問して調査を実施した。

(3) 調査対象自治体

有識者の推薦と虐待対応件数等を考慮して、障害者虐待対応の先進自治体として下記の自治体の調査を実施した（表 49）。

結果的に人口数十万人以上の自治体が対象となった。

表 49 調査対象自治体

所在地	都市区分
さいたま市	政令指定都市
世田谷区	特別区
川崎市	政令指定都市
静岡市	政令指定都市
堺市	政令指定都市

2. 調査結果

(1) 自治体の虐待対応への体制整備

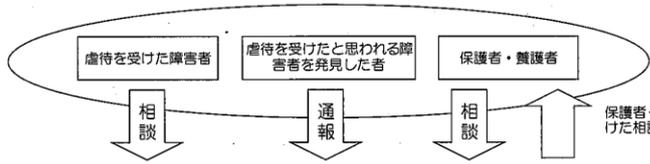
1) 体制とネットワーク

- ・今回、調査を実施した自治体の障害者虐待の体制図もしくは対応の流れを以下に掲載する。
- ・夜間や休日の電話による通報対応を外部機関に委託している自治体もあるが、養護者による障害者虐待は、本人・親族、支援センター職員からの通報が多く、平日の日中時間帯に役所に直接入ってくることが多い。
- ・虐待の対応は長期間となるため、自治体の虐待対応件数は累積していくこととなる。最終の判断、見守りの体制整備など、行政が手を離していかないと業務が過重になり、適切な対応が困難になることも予想される。
- ・自治体は通報があると相談票を作成するとともに、直ちにコアメンバーにより緊急性の有無や虐待の可能性の初期判断を行う。今回調査を実施した自治体は、プロセス、対応責任者、対応手順、判断の考え方や基準、作成する帳票などをマニュアルに示していた。

家庭内での障害者虐待への対応

周知・啓発

虐待に関する相談窓口の設置と周知、啓発活動



発見

障害者虐待対応機関
【支援課（福祉事務所）】
障害者生活支援センターへ協力要請
【障害者生活支援センター】
支援課へ直ちに報告

対応

（直ちに招集）
緊急性の判断 【支援課（福祉事務所）が判断する】
○緊急性の判断、障害者の安全確認方法、関連機関等への確認事項整理、担当者決定等
メンバー：支援課長（障害福祉係長）・担当ケースワーカー・障害者生活支援センター職員
※緊急の判断を要する場合は、支援課長（障害福祉係長）が必ず参加する

危険が大きいと関係する

（障害者虐待・差別相談票を障害福祉課へ送付）
障害者の安全確認、事実確認 【支援課・障害者生活支援センター】
○関連機関等から情報収集
○訪問調査による障害者、保護者・介護者の状況把握

【立入調査】
○（必要に応じて）警察への援助要請
○障害者の安全確認
○介護者等の状況把握
○緊急性の判断 → 入院、一時保護

警察、医療機関、その他関連機関への連絡・調整

（事実確認後速やかに招集）
個別ケース会議
○援助方針、支援内容、各機関の役割、担当者、連絡体制等を決定
※高齢・障害者権利擁護センターへ助言の打診

【積極的な介入の必要性が高い】
○保護者・介護者との分離を検討（入院・措置入所）
※生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておく重大な結果を招くおそれや予測される場合、あるいは他の方法では虐待の軽減が期待できない場合など

【虐待発生の危険性もしくは兆候がある】
【虐待が発生しているが、既存の枠組みで対応が可能】
○継続した見守りと予防的な支援
○障害福祉サービス等社会資源の活用による支援
○支援方針の見直し
○介護技術等の情報提供
○問題に応じた専門機関による支援

入院・保護

関係機関・関係者による援助の実施

【適切な権限の行使】
○身体障害者福祉法・知的障害者福祉法等によるやむを得ない措置
○緊急ショートステイ
○障害者施設などへの入所

定期的な訪問等によるモニタリング

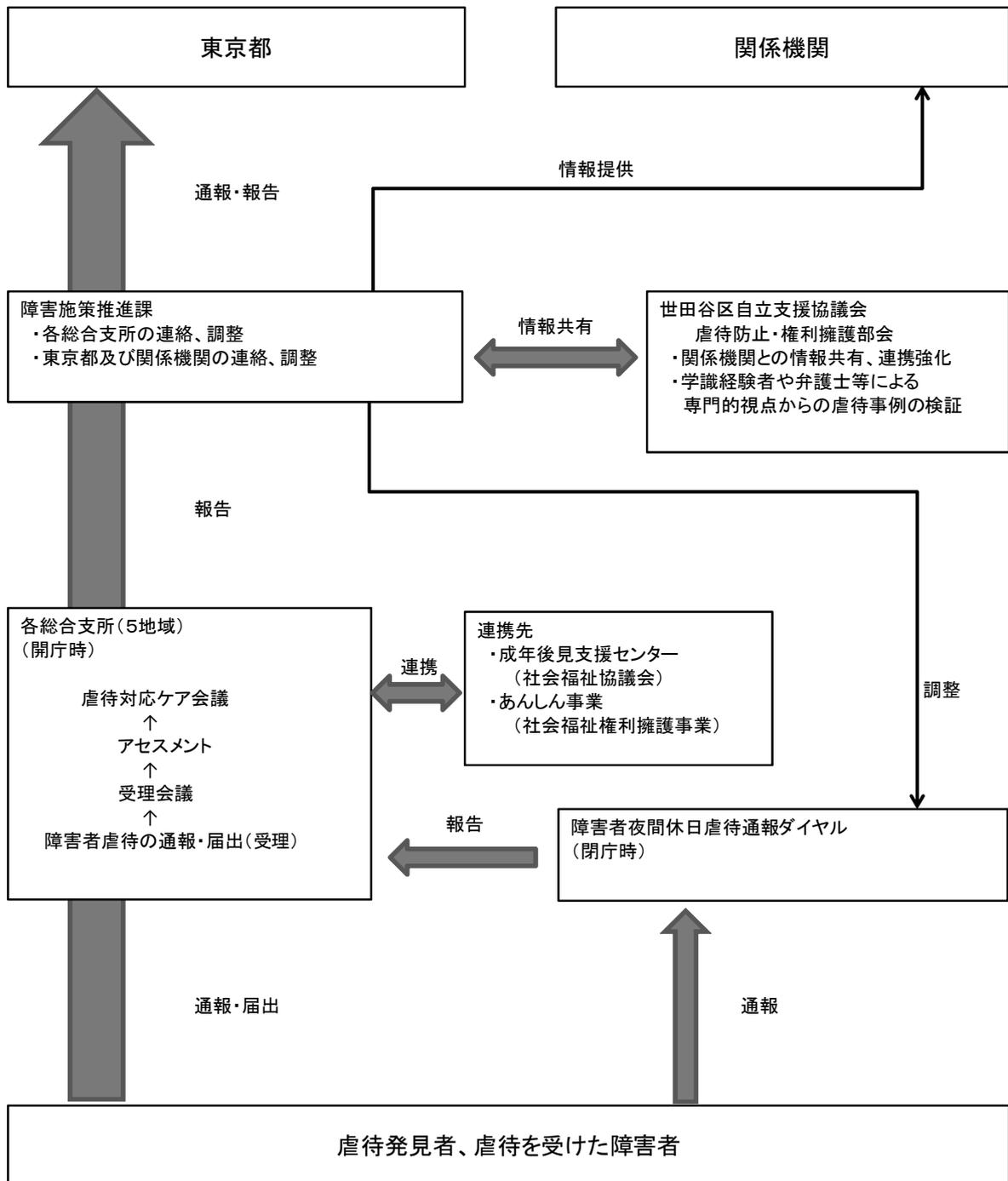
ケース会議による評価 ※必要に応じ、実施
○援助方針、内容、各機関の役割の再検討

終結・再発予防

計画的なフォローアップ

②世田谷区

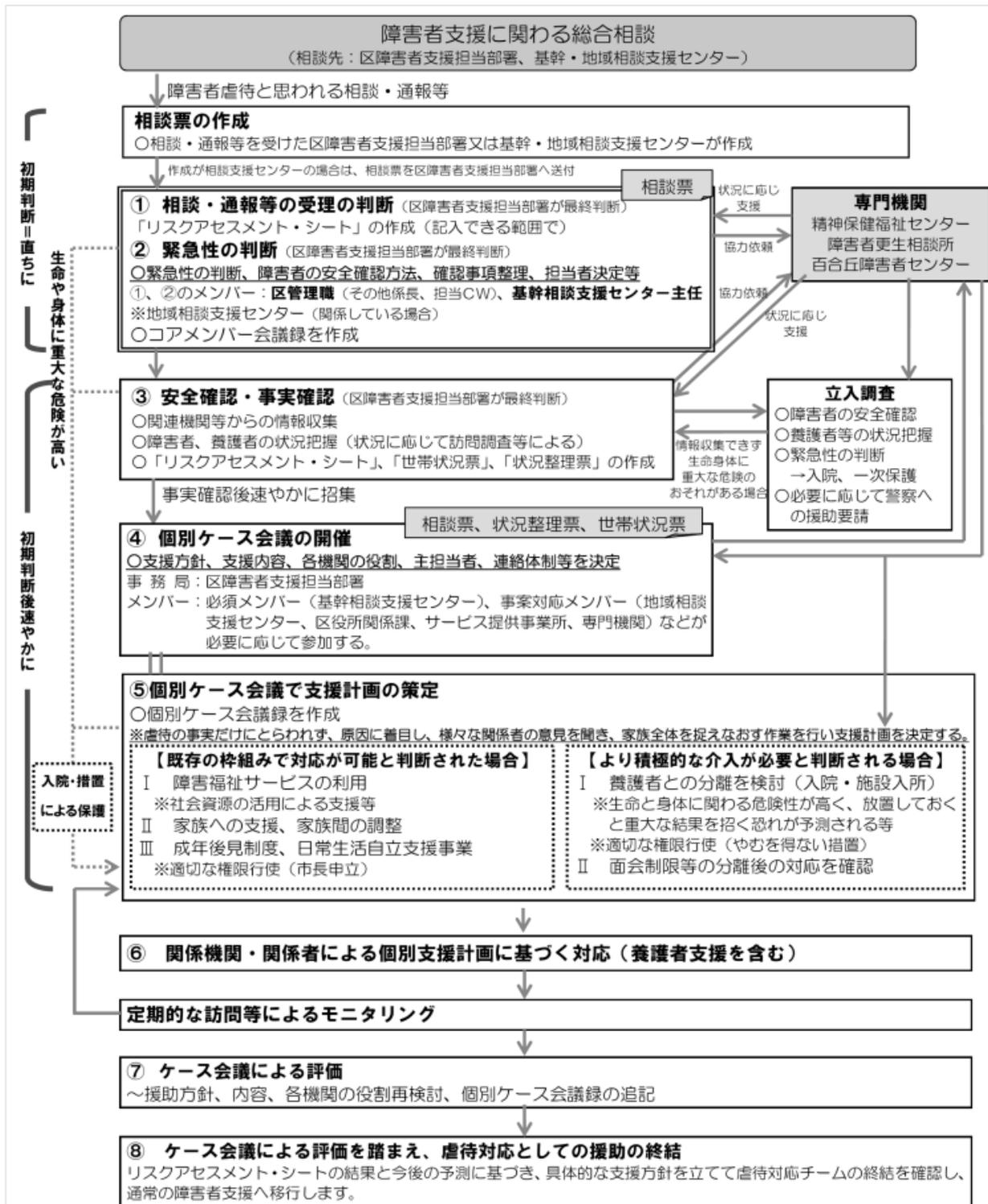
障害者虐待防止（体制図）



③川崎市

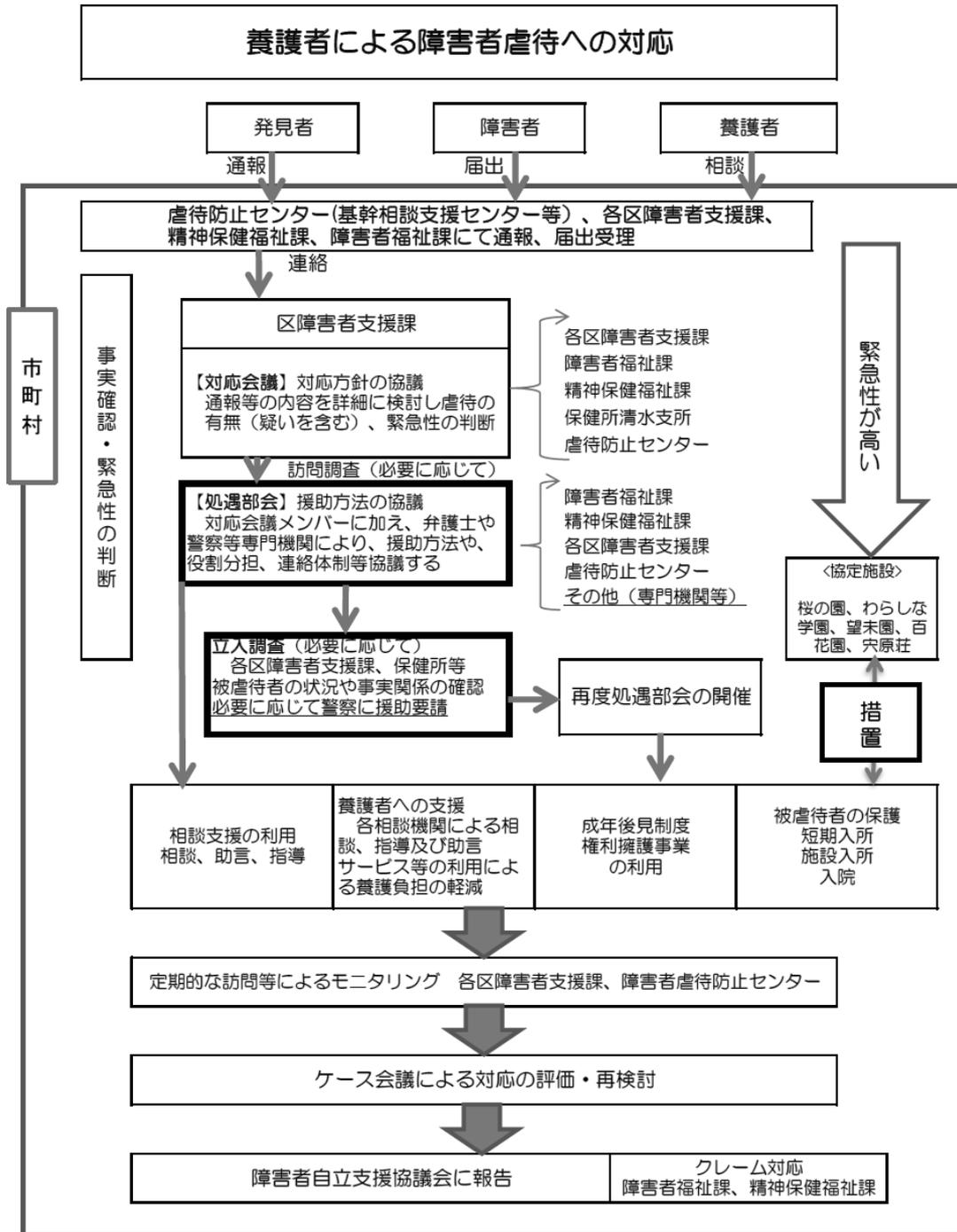
養護者による虐待対応システムフロー

※このフローで「区障害者支援担当部署」とは、各区保健福祉センター及び地区健康福祉ステーションの障害者支援を行う係を指す。



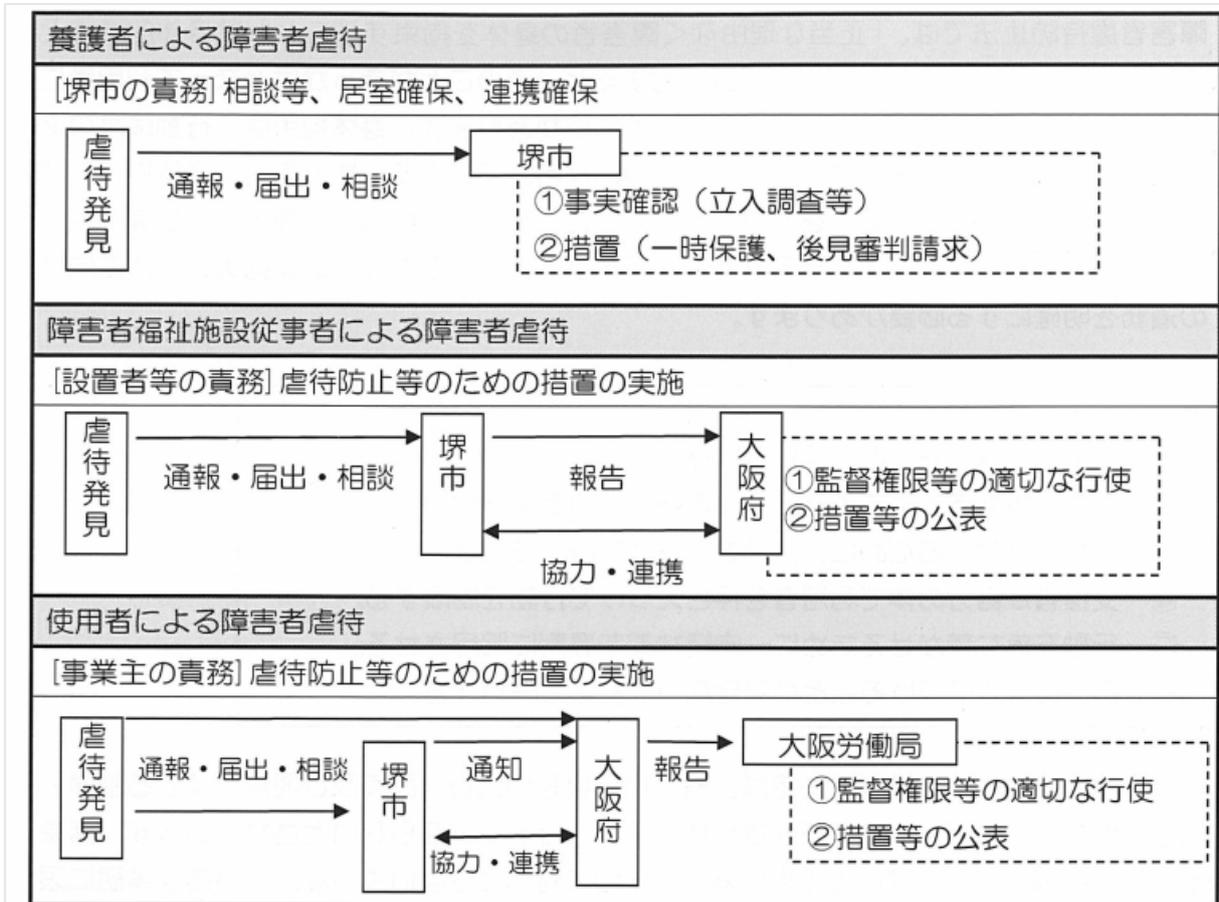
④静岡市

養護者による障害者虐待への対応

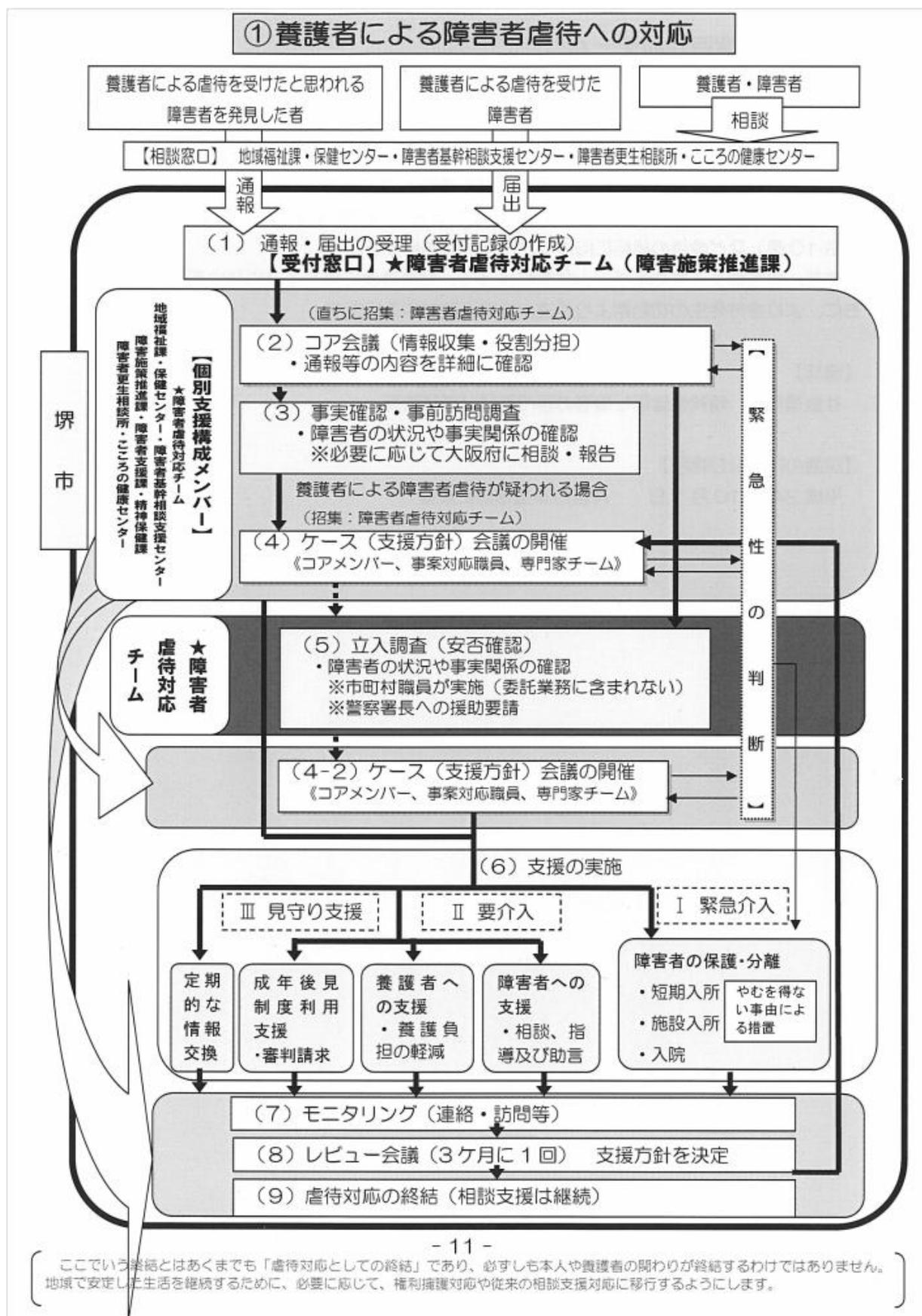


⑤堺市

障害者虐待防止等のスキーム



養護者による障害者虐待対応の流れ



2) 普及啓発と人材育成

今回調査では、行政職員、施設職員に様々な機会をもうけて普及啓発や研修を行っていた。

<マニュアル等の整備>

- ・今回調査を実施した自治体はいずれも、対応マニュアル、帳票などを独自で作成していた。
- ・法施行後3年目となり、対応のノウハウが蓄積する一方で、課題も明らかになってきているとのことで、マニュアル改定を予定している自治体もみられた。

<研修の実施>

- ・虐待対応においては、保健師、精神保健福祉士といった専門職が活躍しているが、専門職だけでなく、行政の事務職員もチームに参画していた。行政の事務職員は実際の虐待事例の対応や防止に取り組む中で、障害特性や虐待対応について知識や経験を得て、チームとして対応にあたっているとのことだった。
- ・虐待対応には、行政職員だけでなく、域内の福祉サービス事業者、関係機関と連携して対応にあたることも多いとのことであった。行政が企画・実施する研修も行政職員を対象とするものだけでなく、虐待防止に係る域内の福祉サービス事業者、関係機関の従事者を対象とした研修を積極的に実施している自治体もみられた。

(2) 自治体が虐待対応時に使用している帳票

- ・障害者虐待対応は通報から終結まで年単位で時間のかかるケースが多い。虐待対応チームは職員の異動もあることから、経過を記録として残しておくことが重要だとの指摘があった。
- ・今回、調査を実施した自治体で使用している帳票を掲載するので参照されたい。

①さいたま市

H〇〇-〇〇〇〇

障害者 虐待 ・ 差別 相談票 ※虐待又は差別に〇をつける

相談日時	年 月 日()		時 分～ 時 分	
相談者			本人との関係	
			連絡先	— —
被虐待(差別)者氏名	性別	男・女	生年月日	T S 年 月 日(歳) H
被虐待(差別)者住所			電話番号	
被虐待(差別)者の障害の状況	身体障害(手帳 級)(種類)・知的障害(手帳 ① A B C)・精神障害(手帳 級)・発達障害・難病・その他()			
かかりつけ医院(主治医)				
障害福祉サービスの申請の有無	有・無 障害程度区分()	サービス 利用状況		地域との つながり (主な支援者)
虐待(差別)者	(歳)	特記事項 (家族関係 ・経済状況等)		世帯 構成
被虐待(差別)者との関係				
虐待・差別の種類				
虐待の緊急度				
相談内容				
対応				
対応者				

相談受理機関(支援課 ・ 障害者生活支援センター ・ その他 ())

障害者虐待サインリスト

氏名	担当者	評定年月日	年	月	日
1. 経済的問題 本人の金銭管理は <input type="checkbox"/> ある程度できる <input type="checkbox"/> ほとんどできない					
収支のバランス <input type="checkbox"/> 過剰消費 (収入にふさわしくなく極端な少額消費) <input type="checkbox"/> 過剰消費 (収入を上回る浪費・無駄遣い) <input type="checkbox"/> 福祉サービス利用料・光熱水費・電話代・家賃の滞納 <input type="checkbox"/> 多額の負債 (ローン・借入金等)					
日常の小遣い <input type="checkbox"/> ほとんど渡されていない <input type="checkbox"/> お金がもらえないとの訴え					
預貯金・資産管理 <input type="checkbox"/> 本人の意向確認や同意確認のない流用・搾取 <input type="checkbox"/> 単身世帯 <input type="checkbox"/> 家族と同居 <input type="checkbox"/> グループホーム <input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> アパート・マンション <input type="checkbox"/> 施設					
2. 居住環境 衛生状態 <input type="checkbox"/> ゴミの散乱・放置 <input type="checkbox"/> 食事後の食器類の放置 <input type="checkbox"/> 異臭・悪臭 自室・寝室 <input type="checkbox"/> 自室がない <input type="checkbox"/> 居場所がない <input type="checkbox"/> 廊下や玄関で寝ている <input type="checkbox"/> 万年床 <input type="checkbox"/> 寝具のひどい汚れ 窓・雨戸 <input type="checkbox"/> 閉まったままの雨戸 <input type="checkbox"/> 窓ガラスのひび・割れの放置					
3. 健康・疾病・傷病 (該当の症状に○、特記事項に部位を記入) 本人の症状の訴えは <input type="checkbox"/> ある程度できる <input type="checkbox"/> ほとんどできない					
身体	<input type="checkbox"/> 傷 やけど 毒 <input type="checkbox"/> 傷あと やけどの痕 <input type="checkbox"/> 褥瘡				
手足	<input type="checkbox"/> あかざね しもやけ ひどいささくれ <input type="checkbox"/> 伸びたままの爪 機能的な爪垢				
体重	<input type="checkbox"/> 急激な減少 <input type="checkbox"/> 急激な増加 <input type="checkbox"/> 標準体重よりかなりやせている <input type="checkbox"/> 標準体重よりかなり太っている				
口腔	<input type="checkbox"/> 虫歯が多い <input type="checkbox"/> 虫歯の放置 <input type="checkbox"/> ひどい口臭				
性器	<input type="checkbox"/> 傷 やけど <input type="checkbox"/> 傷あと やけどの痕 <input type="checkbox"/> おりものが増えた <input type="checkbox"/> 生理が止まる <input type="checkbox"/> 性感染症 <input type="checkbox"/> 失禁が増えた <input type="checkbox"/> 睡眠リズムの乱れ <input type="checkbox"/> 睡眠不足の継続 <input type="checkbox"/> 不眠の訴え				

アディクション (情緒・依存)	<input type="checkbox"/> アルコール <input type="checkbox"/> 麻薬・覚せい剤 その他薬物 () <input type="checkbox"/> ギャンブル <input type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> 異性関係
4. 情緒・行動	
情緒不安定・不安	<input type="checkbox"/> うめき声をあげる <input type="checkbox"/> 大声を突然出す <input type="checkbox"/> 以前より口癖が壊れた <input type="checkbox"/> 表情が乏しくなった <input type="checkbox"/> ふさぎこむ <input type="checkbox"/> ひきこもる、人との接触を避ける <input type="checkbox"/> 怯える (人を恐れる・顔色を獲う・視線をそらす・おどおどする) <input type="checkbox"/> 「生まれてこなければ良かった」と訴える <input type="checkbox"/> ベタベタ甘える <input type="checkbox"/> 自傷行為の増大 (叩く・つねる・引っかく・爪噛み) <input type="checkbox"/> 「死にたい」と訴える (希死念慮)
反社会的・脱社会的・衝動的行動	<input type="checkbox"/> 自殺企図 <input type="checkbox"/> 「家出したい」と訴える <input type="checkbox"/> 家出企図 (家に帰らない・家出の繰り返し) <input type="checkbox"/> 自分よりも弱い立場の人をいじめ、暴力をふるう <input type="checkbox"/> 小動物をいじめる・殺す <input type="checkbox"/> 不純異性交遊 <input type="checkbox"/> 万引き・窃盗 <input type="checkbox"/> 支援を受けることに拒否的
5. 日常生活	
食事	<input type="checkbox"/> 1日3食を食べていない <input type="checkbox"/> 孤食 (家族と同居の場合) <input type="checkbox"/> 機能的な偏食 (菓子・スナック・菓子パン・菓子の清涼飲料) <input type="checkbox"/> 食事への強い執着 (がつがつ食べる・人の食べ物を盗る) <input type="checkbox"/> 入浴していない (汗後の垢、べたついた髪、ふけ、ひどい体臭) <input type="checkbox"/> 洗濯されていない着衣 <input type="checkbox"/> 着た切り <input type="checkbox"/> 穿れない衣服 (やぶれ、ほつれ、かざざき・とれたボタン)
清潔・衣服	
6. 労働・日中活動	
様子の変化	<input type="checkbox"/> 欠勤・遅刻・早退が増える <input type="checkbox"/> 集中力がなくなる <input type="checkbox"/> 間違いが多くなる <input type="checkbox"/> 就業環境の変更 (上司・同僚の人事異動) <input type="checkbox"/> 仕事・作業内容・持ち場の変更
条件の変化	

7. 虐待者・家族	
暮らし向き	<input type="checkbox"/> 主たる世話・介護者の加齢に伴う距離の増大（認知症・足腰の弱り） <input type="checkbox"/> 主たる世話・介護者の変更・交代（親のリタイア等） <input type="checkbox"/> 疾病・障害・負債・経済的困窮による複数の生活困難がある <input type="checkbox"/> 地域社会から孤立している（町内会・当事者組織とのつながりが無い）
本人との関係	<input type="checkbox"/> 障害・疾病に関する無理解・決めつけ <input type="checkbox"/> 欠柄・欠陥・運到算の連絡をしてくれない、理由を説明しない <input type="checkbox"/> 本人の福祉サービスの利用、医療機関の受診・治療に消極的である <input type="checkbox"/> 虐待（セガ、やけど、脅迫等）の説明が不自然である、ここを変更する <input type="checkbox"/> 本人への攻撃的・権威的な発言 <ul style="list-style-type: none"> ・支援方針や利用料を決めつける・強く干渉する ・子ども扱いする
家族文化	<input type="checkbox"/> 本人の預貯金・養老等を本人の同意・了解なく流用・処分する <input type="checkbox"/> 家族に他者・支援者を入れることへの拒拒・拒否 <input type="checkbox"/> 高い感情表出を伴うコミュニケーション（高感情表出家族） <ul style="list-style-type: none"> ・批判的・干渉的コメントが多い ・激怒する言動が目立つ ・大きな感情のもつれ・巻き込み <input type="checkbox"/> 束縛的ルールへの強制（機能不全家族） <ul style="list-style-type: none"> ・外出・通信の制限 ・柔軟さや合理性に欠ける家庭内役割の強固
家族のアディクション（構構・依存）	<input type="checkbox"/> アルコール <input type="checkbox"/> 賭博・覚せい剤 その他薬物（ ） <input type="checkbox"/> ギャンブル <input type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> 異性関係

障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート

氏名	担当者・機関	評定年月日	年	月	日	
I. 虐待の程度 (「状況」欄：該当する…○、疑い△、不明…?)						
I-1 現在の虐待の状況						
最重度	身体的虐待	身体がいずれかの部位に、入院を必要とする外傷、骨折、火傷がある 健康に有害な食物や薬物を与えられている 本人の自殺企図 一家心中 (水浸を含む) 囚人集中、ベッドや部屋に拘束、監禁されている 法定の労働安全・衛生の遵守されていない職場で働かされている 脱水、栄養不足による衰弱がある 潰瘍や褥瘡が悪化している 口腔内の出血・腫れ 治療中の服用薬を飲んでいない、飲ませてもらえない 生命にかかわる医療拒否がある (宗教やオカルトを理由とする場合を含む) ライフラインがすべて止まっている	状況	特記事項		
	ネグレクト	性行為、わいせつな行為を強要されている 性風俗業で働くことを強要されている 性感帯に罹患している 本人名義の預貯金・資産が家族、他者に不当に流用・処分されている 認知症の患者に多額の金銭を巻き上げられている 最低賃金以下で働かされている 身体がいずれかの部位に、通院を必要とする外傷・骨折・火傷がある 外出・通信が著しく制限されている				
	性的虐待	著しい体重の増減がある 偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある 家族と同居しているが、実質的な言語・介護者はいない 必要な医療を受けることができない 必要な福祉サービスを受けられない 医療機関の指示と異なる医薬品調整が行われている 本人が家出・徘徊をしても放置するか、無関心である				
	経済的虐待	家族の自殺企図 家族や身近な人から本人の意向にそぐわない宗教、オカルトを強要される 性的ないやがらせ、はずかしめを受けている 障害を理由に、交際する異性との関係を引き裂かれている 本人名義の預貯金・資産が本人の了解なく家族、他者に管理されている 遺棄相談等で差別的な扱いを受けている 虐待防止法の被害に接近されている				
	身体的虐待	通院を必要とするほどではないが、治療の必要な外傷・火傷がある 繰り返し傷・あざがある				
	性的虐待	健康問題につながる可能性のある暴露や不衛生等、衣食住の不潔さがある 必要な医療を受けることを制限されることがある				
	経済的虐待	必要な福祉サービスの利用を制限されることがある 本人がしばしば欠食・欠勤していても連絡をしてくれない、無関心である				
	身体的虐待					
	ネグレクト					
	心理的虐待					
中度						

心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いによって情緒的問題が出ている 必要な医療・福祉サービスの内容を周囲が勝手に決める 来客者から強い拒否感の訴えがある			
性的虐待	障害を理由に、他者から異性との交際を禁じられている 他者から強張や不自然なアプローチを受けている (関係妄想と区別する)			
経済的虐待	「小遣いがありもらえない」と訴える 周囲の人間からお金をたかわれている			
身体的虐待	治療の必要はない程度の外傷がある			
ネグレクト	来客者から暴力を振るってしまうとの訴えがある 健康問題がだまに生じるほどではないが、衣食住の不潔さがある 本人・周囲ともに必要な医療や福祉サービスの内容を考えていることができない			
心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いを受けている 家族の間でけんかや争いごとがしばしば起きている 来客者から拒否感の訴えがある			
I-2 過去の不適切な状況				
最重度	虐待による入院歴、分離保護歴がある (子ども期を含む) DVによる入院歴、分離保護歴がある 子ども期からずっと必要な支援を受けていない 性的虐待を受けた経験がある 性風俗業で働いた経験がある	状況	特記事項	
中度	虐待による通院歴がある 不安定な性的交友関係の継続的経験がある 本人以外の家族に、DVや虐待による入院歴、分離保護歴がある			
軽度	虐待の通告歴がある 本人以外の家族に、DVや虐待による通院歴がある			
I-3 本人と虐待者の距離・パワーバランス				
本人と虐待者は同居	虐待者は一人 (身近に虐待を抑制できる人がいる) いない 虐待者は複数 (身近に虐待を抑制できる人がいる) いない			
本人と虐待者は日中のほとんどを共有	虐待者は一人 (身近に虐待を抑制できる人がいる) いない 虐待者は複数 (身近に虐待を抑制できる人がいる) いない			
虐待者ははたまたまに会う関係	虐待者は一人 (身近に虐待を抑制できる人がいる) いない 虐待者は複数 (身近に虐待を抑制できる人がいる) いない			

各項目に現れない特記事項

評定	I-1 現在の虐待の状況	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
I-1	現在の虐待の状況	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
I-2	過去の不適切な状況	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
I-3	距離・パワーバランス	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
I	I. 虐待の程度	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明

II. 本人の状況			
〔状況〕欄：該当する…○、疑い…△、不明…？			
II-1 現在の状況	該当する項目に○、疑いのある項目に△、() 内は具体的補足	状況	特記事項
障害	低体重 肥満 栄養不良 衰弱 外傷 火傷 瘻 (部位) 自傷 口腔内疾患 () 褥瘡 皮膚疾患 () 性感失症 () その他の疾患 ()	()	
身体状況	不潔 口臭 口のべたつき 抜け あかざれ しもやけ 大食い 飲み食い 偏食 睡眠リズムの乱れ 不眠 睡眠不足	()	
生活状況	攻撃的 衝動的 怒り 乱暴 (他者に 動物に) 怯え (面色をうかがう 人を怯れる 視線をそらす などおどする) 知うつ (想像がましい マスクをかぶったような言い) とじこもり ひきこもり べたべたさせる (家 職場 施設 その他) のことを話したがらない	()	
アディクション (嗜癖・依存)	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物 () ギャンブル 買い物 異性関係	()	
反社会的・社会的行動	希死念慮 自殺企図 家出の訴え 家出企図 徘徊 万引き 窃盗 不規則性交遊	()	
社会生活上の問題	通勤・通所の不安定 (欠勤・欠席 遅刻 早退) 孤立 (家 職場 施設等 その他)	()	
II-2 リスク要因	該当する項目は○、疑いのある項目は△、() 内は具体的補足	()	
主たる障害以外の病歴	疾病名 () 疾病名 () 疾病名 ()	()	
現在の薬歴との別居歴 現在の配偶者との別居歴 ()		()	
各項目に現れない特記事項			

II. 本人の状況			
〔状況〕欄：該当する…○、疑い…△、不明…？			
II-1 現在の状況	該当する項目に○、疑いのある項目に△、() 内は具体的補足	状況	特記事項
障害	低体重 肥満 栄養不良 衰弱 外傷 火傷 瘻 (部位) 自傷 口腔内疾患 () 褥瘡 皮膚疾患 () 性感失症 () その他の疾患 ()	()	
身体状況	不潔 口臭 口のべたつき 抜け あかざれ しもやけ 大食い 飲み食い 偏食 睡眠リズムの乱れ 不眠 睡眠不足	()	
生活状況	攻撃的 衝動的 怒り 乱暴 (他者に 動物に) 怯え (面色をうかがう 人を怯れる 視線をそらす などおどする) 知うつ (想像がましい マスクをかぶったような言い) とじこもり ひきこもり べたべたさせる (家 職場 施設 その他) のことを話したがらない	()	
アディクション (嗜癖・依存)	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物 () ギャンブル 買い物 異性関係	()	
反社会的・社会的行動	希死念慮 自殺企図 家出の訴え 家出企図 徘徊 万引き 窃盗 不規則性交遊	()	
社会生活上の問題	通勤・通所の不安定 (欠勤・欠席 遅刻 早退) 孤立 (家 職場 施設等 その他)	()	
II-2 リスク要因	該当する項目は○、疑いのある項目は△、() 内は具体的補足	()	
主たる障害以外の病歴	疾病名 () 疾病名 () 疾病名 ()	()	
現在の薬歴との別居歴 現在の配偶者との別居歴 ()		()	
各項目に現れない特記事項			

III. 虐待者の状況			
〔状況〕欄：該当する…○、疑い…△、不明…？			
III-1 現在の状況	該当する項目に○、疑いのある項目に△、() 内は具体的補足	状況	特記事項
疾患・障害の有無	認知症 足腰の痛み 精神疾患・精神障害 () 身体障害 知的障害 発達障害 () その他の疾患 ()	()	
情緒・性格	攻撃的・暴力的 威圧的言動 衝動的 感情の高ぶりを抑制できない 強迫的・束縛的言動 (○○しない、○○でなければならぬ) 認知の歪み (自分勝手な受けとめ方・思いこみ・自分の考えへの強い執着) 共感性の欠如 (相手の気持ちや立場を理解できない) 孤立 非社会的 対人関係の困難が高い	()	
アディクション (嗜癖・依存)	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物 () ギャンブル 買い物 異性関係	()	
反社会的・社会的行動	希死念慮 自殺企図 家出企図 徘徊 万引き 窃盗 福祉サービスの利用・介入に拒否的である	()	
本人との親密さ・関係性	拒否 (嫌悪する 排除する 厄介者扱い 他の者との差別) 距離 (本人のことを頼りたくない 自立できない人間とあきらめている) 無関心 (注意を向けない) 支配・執着 (思いどおりにコントロールしようとする) 適度な要求 (感情的な要求・役割の押しつけ) 依存 (ひたすら本人のために献身していきたくないと思える) 否定 (していない、知らない、本人の不注意・責任だと言い張る) 正当化 (行為の事実を認めるが、しつげであると本人の問題を指摘する)	()	
虐待の認識	同意 (虐待行為を容認し加担する) 否認 (虐待行為を知っているが、止めさせようとしない) 観察 (虐待行為を容認し、面白そうに見ている) 回避 (虐待行為の事実そのものに気づかないふりをする)	()	
II-2 リスク要因	該当する項目は○、疑いのある項目は△、() 内は具体的補足	()	
被害者・被DV者	誰から () 被害 誰から () 被害	()	
虐待・DV歴	誰に () 被害 誰に () 被害	()	
各項目に現れない特記事項			

III. 虐待者の状況			
〔状況〕欄：該当する…○、疑い…△、不明…？			
III-1 現在の状況	該当する項目に○、疑いのある項目に△、() 内は具体的補足	状況	特記事項
疾患・障害の有無	認知症 足腰の痛み 精神疾患・精神障害 () 身体障害 知的障害 発達障害 () その他の疾患 ()	()	
情緒・性格	攻撃的・暴力的 威圧的言動 衝動的 感情の高ぶりを抑制できない 強迫的・束縛的言動 (○○しない、○○でなければならぬ) 認知の歪み (自分勝手な受けとめ方・思いこみ・自分の考えへの強い執着) 共感性の欠如 (相手の気持ちや立場を理解できない) 孤立 非社会的 対人関係の困難が高い	()	
アディクション (嗜癖・依存)	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物 () ギャンブル 買い物 異性関係	()	
反社会的・社会的行動	希死念慮 自殺企図 家出企図 徘徊 万引き 窃盗 福祉サービスの利用・介入に拒否的である	()	
本人との親密さ・関係性	拒否 (嫌悪する 排除する 厄介者扱い 他の者との差別) 距離 (本人のことを頼りたくない 自立できない人間とあきらめている) 無関心 (注意を向けない) 支配・執着 (思いどおりにコントロールしようとする) 適度な要求 (感情的な要求・役割の押しつけ) 依存 (ひたすら本人のために献身していきたくないと思える) 否定 (していない、知らない、本人の不注意・責任だと言い張る) 正当化 (行為の事実を認めるが、しつげであると本人の問題を指摘する)	()	
虐待の認識	同意 (虐待行為を容認し加担する) 否認 (虐待行為を知っているが、止めさせようとしない) 観察 (虐待行為を容認し、面白そうに見ている) 回避 (虐待行為の事実そのものに気づかないふりをする)	()	
II-2 リスク要因	該当する項目は○、疑いのある項目は△、() 内は具体的補足	()	
被害者・被DV者	誰から () 被害 誰から () 被害	()	
虐待・DV歴	誰に () 被害 誰に () 被害	()	
各項目に現れない特記事項			

IV. 家族の状況															
〔状況〕欄：該当する…○、疑い…△、不明…？															
IV-1 現在の状況	該当する項目に○、疑いのある項目に△、() 内は具体的補足	状況	特記事項												
家族関係	高い感情表出を伴う関係 ・批判的・干渉的コメントが多い ・けんか騒ぎや敬意ある相互の運動が目立つ ・大きな感情のもつれ、感情の巻き込みが多い 束縛的なレールの強制 ・外出・通信の制限 ・柔軟性と合理性に欠ける家庭内役割の強制 ひとり親家庭 内縁者の同居・出入り														
経済的問題	失業中（求職中 就職をみくらめている 求職の意志はない） 不安定就労（不正規就労 日々雇用 休職中） 多額の負債 光熱水費：電話代・家賃の滞納 本人の職業年金が家族の生計費に組み込まれている 療養保険 生活保護（申請中 受給中）														
生活環境	不衛生（臭臭、室内にゴミ散乱） 家事が実質的に営まれていない（食事、洗濯、入浴、掃除）														
関係機関の受け入れ	拒否・拒否（権利を拒む、電話・訪問に応じない、根深い不信） 接難困難（連絡が取れない、応答がない） 社会的孤立（近隣や友人、当事者組織との交流がない）														
関係改善の媒介者	本人と媒介者との関係改善を媒介できる第三者の存在（あり：親族 知人、なし）														
各項目に記されない特記事項															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評 定</th> <th>軽 度</th> <th>中 度</th> <th>軽 度</th> <th>問 題 な し</th> <th>不 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IV. 家族の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				評 定	軽 度	中 度	軽 度	問 題 な し	不 明	IV. 家族の状況					
評 定	軽 度	中 度	軽 度	問 題 な し	不 明										
IV. 家族の状況															

評価シート

氏名		評価協議した機関・チーム
評価日	年 月 日	

※評価は単独の支援者によるものではなく、虐待対応チームまたは支援機関（支援課、障害者生活支援センター、虐待対応チーム等）が組織的に協議して実施すること

A. 事実確認の経過記録				
	実施年月日	実施機関	担当者氏名(必ず複数)	方法
最初の安全確認	年 月 日			
事実確認 ①	年 月 日			
事実確認 ②	年 月 日			
事実確認 ③	年 月 日			

B. 最終評価						
I. 虐待の状況	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
II. 本人の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
III. 虐待者の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
IV. 家族の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
介入の緊急度	非常に高い (取り急ぎ介入)	やや高い (落ち着いた介入)	状況の推移次第 (様子を見て介入)	やや低い (あまり介入の必要はない)	低い (介入は不要)	
支援の必要度	本人	非常に高い (全面的な多くの支援)	やや高い (多くの支援)	ターゲットを絞った支援の必要 (部分的でインテンシブな支援)	通常の支援 (通常支援の範囲内)	
	家族 ()	非常に高い (全面的な多くの支援)	やや高い (多くの支援)	ターゲットを絞った支援の必要 (部分的でインテンシブな支援)	通常の支援 (通常支援の範囲内)	

C. 支援の利用状況

D. 虐待対応チーム	
ケースマネジメント機関	
現在の虐待対応チームの構成	
新たに加えるべき機関	

E. 当面する支援の重要課題		
順位	支援課題	対応方法
1		
2		
3		

②世田谷区

第1号様式(第3条関係)

障害者虐待通報・届出受付票 (電話・面接・その他)

受付番号

(世・北・玉・砧・鳥) 受付者 ()

受付年月日	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
対象者 氏名	男・女 S・H 年 月 日 生 (歳)
障害状況 (障害名)	身障 (級)・知的 (度)・精神 (級) (通・入)
施設名	施設所在地
生活状況	勤務先
住所	勤務先所在地 世田谷区 丁目 番 号 (戸建て・集合住宅・アパート・都営・社宅・GH・入所施設)
氏名	(父)
氏名	S・H 年 月 日 生 S・H 年 月 日 生 職業
氏名	S・H 年 月 日 生 S・H 年 月 日 生 職業
住所	障害者と同じ・世田谷区 丁目 番 号
Tel	()
虐待者及び 状況	実父・実母・養父・養母・継父・継母・祖父・祖母・兄弟・同居人・おじ・おば・その他 () 障害 (有・無) 認知 (有・無) 経済状況
氏名	
住所	() Fax 携帯
Tel	
関係	家族・近隣・障害者施設・勤務先・相談支援機関・ヘルパー 相談委員・民生委員・その他 () 本人
通報協力	調査協力 (諾・否) こちらからの連絡 (諾・否)

気になったのはどんなことか (※虐待の状況)

いつ頃から

直近ではいつか

どんな時間帯か 朝・昼・夕・夜・深夜 (時頃)

頻度はどのくらいか 毎日・

障害者の姿を見かけたか 見たことが無い・見た (頃)

※障害者の様子、洋服の汚れなど

対象家庭との交流はあるか

※虐待の状況

【身体的】 慮・傷・火傷・刺し傷・殴る・打撲・骨折・骨折・投げ落とす・
蹴れさせる・逆さづり・首を絞める・その他 ()

【心理的】 泣き声・怒鳴り声・ことばによる脅し・心を傷つける言葉を繰り返す・無視・拒否・配偶者間の暴力・その他 ()

【ネグレクト】 不潔・食事を与えない・戸外に締め出す・室内に閉じ込める・
放置する・医療につなげない・セルフネグレクト・その他 ()

【性的虐待】 性的な行為やわいせいな行為の強要・卑猥な会話を聞かせる・
性的ないやがらせや辱め・その他 ()

【経済的虐待】 年金や貸金を渡さない・勝手に財産や預貯金を使う・日常生活に必要な金銭を与えない・その他 ()

決 裁	月 日	保 健 福 祉 課		
		課長	係長	係長
			主査	担当

第1号様式(第3条関係)

受理会議議事録

開催年月日：平成 年 月 日 () S・H 年 月 日 生

障害者名	男・女	(歳)
出席者	保健福祉課長	
	障害支援係長	

会議内容

1	障害支援相談歴 (有・無)	
	区 (生活保護・地域支援)	
	生活保護 (有・無)	
	施設 (有・無)	
	障害福祉サービス (有・無)	
	勤務先 (有・無)	
	年金 (有・無)	
	手当 (有・無)	
	医療機関()地域 (障害者相談員・障害者支援センター)	
	住民票 (有・無)	
	その他	
2.	安否確認 (家庭・施設・職場)	
3.	緊急性 (有・無・判断不可)	
4.	警察への援助要請 (有・無) 担当者	
5.	一時保護の必要性 (有・無)	

6. 今後の方針と申し合わせ

調査方針等	担当者
・ 安全確認・訪問調査・事実確認	
・ 一時保護の必要性	
・ 養護者支援の必要性	

7. その他

次回予定 年 月 日

決 裁	月 日	保 健 福 祉 課			
		課長	係長	係長	主査 担当

障害者虐待通報・届出受理簿

No.	相談日	受付方法	対応者	相談者(通報者)		本人の状況				受理会議		アセスメント (事実確認、訪問調査) 事実確認の結果	備考
				氏名	住所または所属機関名	氏名 【性別・年齢】	現住所	主障害	虐待の可能性 (疑いを言む)	開催日	対応方針の決定		
	/	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 ()			<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族(同居・別居) 続柄: <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生・児童委員 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス 事業所 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 不明(匿名) <input type="checkbox"/> その他 ()	【男・女】 歳	<input type="checkbox"/> 区内 世田谷区 <input type="checkbox"/> 区内 () 【居所区分】 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他 ()	/	<input type="checkbox"/> 事実確認 <input type="checkbox"/> 訪問調査 実施日: 月 日 <input type="checkbox"/> 関係者等からの情報収集 <input type="checkbox"/> 事実確認不可能 <input type="checkbox"/> 相談継続 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 相談終了 <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次ぎ・轉送 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 虐待 一緊急性・重大性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある <input type="checkbox"/> 虐待ではない	
	/	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 ()			<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族(同居・別居) 続柄: <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生・児童委員 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス 事業所 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 不明(匿名) <input type="checkbox"/> その他 ()	【男・女】 歳	<input type="checkbox"/> 区内 世田谷区 <input type="checkbox"/> 区内 () 【居所区分】 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他 ()	/	<input type="checkbox"/> 事実確認 <input type="checkbox"/> 訪問調査 実施日: 月 日 <input type="checkbox"/> 関係者等からの情報収集 <input type="checkbox"/> 事実確認不可能 <input type="checkbox"/> 相談継続 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 相談終了 <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次ぎ・轉送 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 虐待 一緊急性・重大性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある <input type="checkbox"/> 虐待ではない	
	/	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 ()			<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族(同居・別居) 続柄: <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生・児童委員 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス 事業所 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 不明(匿名) <input type="checkbox"/> その他 ()	【男・女】 歳	<input type="checkbox"/> 区内 世田谷区 <input type="checkbox"/> 区内 () 【居所区分】 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他 ()	/	<input type="checkbox"/> 事実確認 <input type="checkbox"/> 訪問調査 実施日: 月 日 <input type="checkbox"/> 関係者等からの情報収集 <input type="checkbox"/> 事実確認不可能 <input type="checkbox"/> 相談継続 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 相談終了 <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次ぎ・轉送 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 虐待 一緊急性・重大性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある <input type="checkbox"/> 虐待ではない	

I 虐待の程度								
I-1 現在の虐待の状況								
番号	虐待の種類	会議開催の目安 状況	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1	特記事項	
			早急にケア会議にかける。	1週間以内にケア会議にかける。	2週間以内にケア会議にかける。	3週間以内にケア会議にかける。		
1 2 3 4 5 6 7 8 9	身体的虐待	外傷・骨折・やけど	身体の内ずれかの部位に入院を必要とする外傷・骨折・やけどがある。	身体の内ずれかの部位に通院を必要とする外傷・骨折・やけどがある。	通院を必要とするほどではないが治療の必要な外傷・やけどがある。	治療の必要はない程度の外傷がある。		
		繰り返しの傷・あざ			繰り返しの傷・あざがある。			
		養護者から暴力の告白				養護者から暴力を振るってしまうとの訴えがある。		
		違法な薬物等の投与等	違法な薬物等を与えられている。			無理やり飲食物を口に入れる医療的必要性に基づかない投薬により動きを抑制する		
		自殺企図	行動化を伴う本人の自殺企図がある。				行動化を伴わない本人の自殺企図がある。	
		一家心中	一家心中(未遂を含む)がある。					
		拘束・監禁		四六時中、ベッドや部屋に拘束・監禁されている。	ミトンやつなぎ服を着せている			
		外出、通信の制限		外出、通信が著しく制限されている。	外出、通信が自由にできない、行事への参加を制限されている。			
		労働・安全・衛生の遵守の問題		法定の労働・安全・衛生の遵守されていない職場で働かされている。				
1 2 3 4	性的虐待	性行為・わいせつな行為の強要	性行為・わいせつな行為を強要されている。		性的な嫌がらせ、辱めを受けている。(人前でのおむつ交換、下着をはかせない等)	本人の前でわいせつな言葉を発したり会話をする。		
		性風俗業の強要	性風俗業で働くことを強要されている。					
		障害を理由した異性との交際の制限		障害を理由に、他者が交際する異性との関係を引き裂く。	障害を理由に、他者から異性との交際を禁じられている。			
		他者からの窃視や不自然なアプローチ			他者から窃視や不自然なアプローチを受けている。(関係妄想と区別する)			
1 2 3 4 5 6	心理的虐待	家族の自殺企図		家族の自殺企図がある。				
		本人の意向にそぐわない宗教・オカルトの強要		家族や身近な人から本人の意向にそぐわない宗教・オカルトを強要される。				
		無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱い			無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いによって情緒的な問題が出ている。	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いを受けている。		
		家族間のけんかや争いごとの繰返し				家族の間にけんかや争いごとがしばしば起こる。		
		医療・福祉サービス内容を勝手に決める			必要な医療・福祉サービスの内容を周囲が勝手に決める。			
		養護者からの拒否感の訴え			養護者から強い拒否感の訴えがある。	養護者から拒否感の訴えがある。		
1 2 3 4 5	経済的虐待	預貯金・資産の不当な流用・処分		本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用・処分されている。				
		預貯金・資産が本人了解なく管理		本人名義の預貯金・資産が本人の了解なく家族・他者に管理されている。	「小遣いがありもらえない」と訴える。			
		悪徳商法業者等からの被害、又は接近		悪徳商法の業者に多額の金銭を巻き上げられている、又は接近されている。	周囲の人からお金をたかられている。			
		低賃金労働		最低賃金以下で働かされている。				
		遺産相続上の差別的取扱い		遺産相続等で差別的な扱いを受けている。				

番号	虐待の種類	会議開催の目安	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1	特記事項
		状況	早急にケア会議にかける。	1週間以内にケア会議にかける。	2週間以内にケア会議にかける。	3週間以内にケア会議にかける。	
1	ネグレクト	脱水・栄養不足による衰弱や体重の増減	脱水・栄養不足による衰弱がある。	著しい体重の増減がある。			
2		医療拒否がある	生命にかかわる医療拒否がある(宗教やオカルトを理由とする場合を含む)				
3		ライフラインの問題		ライフラインがすべて止まっている。			
4		健康上の問題		偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある。	健康問題につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不適切さがある。	健康問題が直ちに生じるほどではないが、衣食住の不適切さがある。	
5		実質的な世話・介護者不在		家族と同居しているが、実質的な世話・介護者はいない。			
6		福祉サービスの利用制限		必要な福祉サービスを受けることができない。	必要な福祉サービスの利用を制限されることがある。		
7		家族の放置・無関心		本人が家出・徘徊をしても放置するか、無関心である。	本人がしばしば欠席・欠勤しているか、無関心である。		
8		医療の制限等		必要な医療を受けることができない。 具体例) 治療中の服用薬を飲んでいない、飲ませてもらえない。	必要な医療を受けることを制限されることがある。 具体例) 潰瘍やじくそうが悪化している。口腔内の出血・腫れがある。医療機関の指示と異なる服薬調整が行われている。	本人・周囲ともに必要な医療や福祉サービスの内容を考えることができない。	
1	セルフネグレクト	生活管理上の不備	ライフラインがすべて止まっている。	ごみが部屋の周囲に散乱している。部屋から臭いがする。	郵便物がたまったまま放置されている。	長期間、昼間でも雨戸が閉まっている。	
2		生活環境の問題			野良猫のたまり場になっている。	近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度が見られる。	

I-2 過去の不適切な状況

番号	状況	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1	特記事項
1	虐待による入院歴、分離保護歴がある。(子ども期を含む)		<input type="checkbox"/>			
2	DVIによる入院歴、分離保護歴がある。		<input type="checkbox"/>			
3	子ども期からずっと必要な支援を受けていない。		<input type="checkbox"/>			
4	性的虐待を被った経験がある。		<input type="checkbox"/>			
5	性風俗業で働いた経験がある。		<input type="checkbox"/>			
6	虐待による通院歴がある。			<input type="checkbox"/>		
7	不安定な性的交友関係の継続的経験がある。			<input type="checkbox"/>		
8	本人以外の家族に、DVや虐待による入院歴、分離歴がある。			<input type="checkbox"/>		
9	虐待の通告歴がある。			<input type="checkbox"/>		
10	本人以外の家族にDVや虐待による通院歴がある。			<input type="checkbox"/>		

I-3 本人と虐待者の距離・パワーバランス							
1	本人と虐待者は同居	障害者は一人(身近に虐待を抑止できる人が:いる・いない)	<input type="checkbox"/>				
2		障害者は複数(身近に虐待を抑止できる人が:いる・いない)	<input type="checkbox"/>				
3	本人と虐待者は日中のほとんどを共有	障害者は一人(身近に虐待を抑止できる人が:いる・いない)	<input type="checkbox"/>				
4		障害者は複数(身近に虐待を抑止できる人が:いる・いない)	<input type="checkbox"/>				
5	虐待者とはたまに会う関係	障害者は一人(身近に虐待を抑止できる人が:いる・いない)	<input type="checkbox"/>				
6		障害者は複数(身近に虐待を抑止できる人が:いる・いない)	<input type="checkbox"/>				
II 本人の状況							
II-1 現在の状況							
番号	状況	状態	該当	疑い	不明	なし	特記事項
1	身体状況	低体重 肥満 栄養不良 衰弱					
2		外傷 火傷 痣(部位:_____)					
3		虫歯 口腔内疾患					
4		褥瘡 皮膚疾患					
5		性感染症					
6		その他の疾患					
1	生活状況	不潔 異臭 口臭 髪の毛のべたつき ふけ あかぎり しもやけ					
2		大食い・盗み食い・偏食					
3		睡眠リズムの乱れ 不眠 睡眠不足					
1	情緒	攻撃的 衝動的 怒り 乱暴 (他者に 動物に)					
2		怯え (顔色をうかがう 人を恐れる 視線をそらす おどおどする)					
3		抑うつ (表情が乏しい マスクをかぶったような笑い)					
4		とじこもり ひきこもり					
5		べたべた甘える					
6		(家 職場 施設 その他_____)のことを話したくない					
1	クアデシナイ	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物					
2		ギャンブル 買い物 異性関係					
1	反社会的・社会的行動	希死念慮 自殺企図					
2		家出訴え 家出企図 徘徊					
3		万引き 窃盗					
4		不純異性交遊					
1	生活上の生活	通勤・通所の不安定(欠勤・欠席・遅刻・早退)					
2		孤立(家 職場 施設等 その他_____)					
II-2 リスク要因							
番号	状況	状態	該当	疑い	不明	なし	特記事項
1	主たる障害以外の病歴	疾病名(_____ : _____ 歳頃)					
2		疾病名(_____ : _____ 歳頃)					
3		疾病名(_____ : _____ 歳頃)					
1	現在の養護者との別居層(_____)						
2	現在の配偶者との別居層(_____)						

第3号様式(第4条関係)

氏名				評定協議した支所			
氏名	日	年	月	日	世田谷	北沢	玉川・碓・烏山
※評定は事柄の支店者によるものではなく、虐待対応チームまたは支援機関で組織的に協議して実施する。							
A. アセスメント(事実確認、訪問調査)の経過記録							
		実施年月日		担当者氏名(必ず複数)		方法	
最初の安全確認	平成	年	月	日			
事実確認①	平成	年	月	日			
事実確認②	平成	年	月	日			
事実確認③	平成	年	月	日			
B. 評定結果(チェックシートの結果に基づき総合的に判断)							
I. 虐待の状況	<input type="checkbox"/> レベル4	<input type="checkbox"/> レベル3	<input type="checkbox"/> レベル2	<input type="checkbox"/> レベル1	<input type="checkbox"/> 問題なし		
II. 本人の状況	<input type="checkbox"/> レベル3	<input type="checkbox"/> レベル2	<input type="checkbox"/> レベル1	<input type="checkbox"/> 問題なし			
III. 虐待者の状況	<input type="checkbox"/> レベル3	<input type="checkbox"/> レベル2	<input type="checkbox"/> レベル1	<input type="checkbox"/> 問題なし			
IV. 家族の状況	<input type="checkbox"/> レベル3	<input type="checkbox"/> レベル2	<input type="checkbox"/> レベル1	<input type="checkbox"/> 問題なし			
介入の緊急度	<input type="checkbox"/> 非常に高い(取り急ぎ介入) <input type="checkbox"/> やや高い(落ち着いて介入) <input type="checkbox"/> 状況の推移次第(様子を見て介入) <input type="checkbox"/> やや低い(あまり介入の必要はない) <input type="checkbox"/> 低い(介入は不要) <input type="checkbox"/> 非常に低い(全般的な多くの支援)						
支援の必要度	本人	<input type="checkbox"/> やや高い(多くの支援) <input type="checkbox"/> ターゲットを絞った支援の必要(部分的でインテング的な支援) <input type="checkbox"/> 通常の支援(通常支援の範囲内)					
	家族()	<input type="checkbox"/> 非常に高い(全般的な多くの支援) <input type="checkbox"/> やや高い(多くの支援) <input type="checkbox"/> ターゲットを絞った支援の必要(部分的でインテング的な支援) <input type="checkbox"/> 通常の支援(通常支援の範囲内)					
C. 支援の利用状況							

第3号様式(第4条関係)

D. 虐待対応チーム					
ケアマネジメント機関	現在の虐待対応チームの構成	新たに加えるべき機関			
E. 課題と対応方法					
順位	支	種	課題	対応	方法
1					
2					
3					
4					
5					

障害者虐待対応ケア会議 記録票

記入者氏名 _____

開催日 年 月 日 開催時間 _____ 開催場所 _____ 開催回数 回

開催の経緯	<input type="checkbox"/> 事業者からの相談 <input type="checkbox"/> 区民からの相談 <input type="checkbox"/> 区からの提案 <input type="checkbox"/> その他()				
出席者 (CWIに◎)	所属(職種) 氏名				
対象者	住所:		氏名:		
相談内容・現状	虐待の種類 : ・身体的 ・心理的 ・性的 ・ネグレクト・経済的 ・セルフネグレクト・その他()				
	利用サービス:				
検討内容					
結論					
残された課題					
次回開催時期	保健福祉課長	障害支援担当係長			担当職員

③川崎市

(様式第1号)

相談票

記入者 所属 _____ 氏名 _____

相談年月日	年 月 日 時 分 ~ 時 分	対応者	
-------	-----------------	-----	--

【相談の概要】

相談内容	<input type="checkbox"/> 養護者による虐待 <input type="checkbox"/> 障害者福祉施設従事者による虐待 <input type="checkbox"/> 使用者による虐待 <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> ネグレクト <input type="checkbox"/> 経済的虐待		
	誰からいつからどのような障害者の現況頻度は近隣の風評通報に至った経緯被害者を障害者であると思う理由など		

【本人の状況】

フリガナ氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日 歳
現住所				電話番号	
障害の状況	身体障害(手帳 級)(種類)		知的障害(手帳 A1 A2 B1 B2)		
	精神障害(手帳 級) ・ 発達障害 ・ 難病 ・ その他()				
利用サービス	障害福祉サービス	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無			
	その他サービス	<input type="checkbox"/> 有()		相談支援事業所	

【家庭状況】

氏名	続柄	年齢	特記事項

非虐待者を取り巻く家族の状況(家族関係・経済状況等)

情報源と保護者の了解	・相談者は、 実際目撃している ・ 悲鳴や音を聞いて推測した ・相談者は、 関係者()から聞いた ・保護者は、 この通告を(承知 ・ 拒否 ・ 知らせていない)					
	相談者(通報者)	氏名		受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> その他()	
		住所または所属機関名		電話番号	調査協力	可・否
		本人との関係	相談意図	障害者の保護・調査・相談	匿名希望	有・無

(様式第2号)

障害者虐待リスクアセスメントシート

	あてはまる場合には[]に○を記入し、該当するものを○印で囲む あてはまらない場合は×。情報が未収の場合は？。	関連情報、あるいは強みや良い点を記入
基本項目	被虐待者は意思疎通が可能か？ [] できる ×の場合： ()	
最重度	① 当事者が保護を求めているか？ [] 被虐待者自身が保護を求めている () [] 虐待者が障害者の保護を求めている ()	
	② 当事者の訴える状況が差し迫ったものか？ [] 「殺される」「○○が怖い」「何も食べてない」等の訴えあり () [] 「何をするか分からない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり () [] 性的虐待が疑われる ()	
	③ すでに重大な結果生じているか？ [] 例：頭部外傷(血腫 骨折) 腹部外傷 意識混濁 重度の褥瘡 重い脱水症状 脱水症状の繰り返し 栄養失調 全身衰弱 強い自殺念慮 その他 ()	
重度	④ 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態がみられるか？ [] 頭部打撲 顔面打撲・腫脹 不自然な内出血 やけど 刺し傷 極めて非衛生的 極端な怯え その他 ()	
	⑤ 繰り返されるおそれが高いか？ [] 習慣的な暴力 新旧の傷・あざ 入院の繰り返し その他 () [] 虐待者の認識：虐待の自覚なし 認めたがらない 援助者との接触回避 () [] 虐待者の精神的不安定・判断力の低下 非現実的な認識 その他 ()	
	⑥ 虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ [] 被虐待者への拒否的感情や態度 () [] 重い介護負担感 () [] 介護疲れ () [] 障害と介護に関する知識・技術不足 () [] 性格的問題(偏り)：衝動的 攻撃的 未熟性 支配的 依存的 その他 () [] 障害・疾患：知的障害 精神疾患 () 依存症 () その他 () [] 経済的問題：低所得 失業 借金 被虐待者への経済的依存 その他 ()	
軽度	⑦ 虐待につながる家庭状況があるか？ [] 長期にわたる虐待者・被虐待者の不和の関係 () [] 虐待者・被虐待者の共依存関係 () [] 虐待者が暴力の被害者 () [] 虐待を抑制できる人が身近にいない(その他家族・親族が無関心) [] 住環境の悪さ：狭い 被虐待者の居なし 非衛生的 その他 ()	

判断の目安：最重度：①～③に○がある場合→緊急保護の検討

重度：①～③には○がないが、④と⑤に○→保護の検討、もしくは集中的援助

中度：①～⑤には○がないが、⑥に○→集中的援助、もしくは防止のための保護の検討

軽度：①～⑥には○がないが、⑦に○→継続的、総合的援助

(様式第3号)

コアメンバー会議録

障害者本人氏名 _____

会議日時: _____

会議出席者	所属	氏名	所属	氏名

(1) 虐待事実の判断、緊急性の判断

虐待事実の判断	<input type="checkbox"/> 虐待の事実なし <input type="checkbox"/> 相談継続 (どの機関で:) <input type="checkbox"/> 相談終了 <input type="checkbox"/> 虐待の事実・疑いあり (受理) <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	判断根拠:		
緊急性の判断	<input type="checkbox"/> 緊急分離の検討 <input type="checkbox"/> 継続的、総合的援助 <input type="checkbox"/> 事実確認を継続	緊急性判断に至った事実	リスクアセスメントシート結果 【 】	
緊急時の対応の方向性	<input type="checkbox"/> 契約による障害福祉サービスの利用 (短期利用) <input type="checkbox"/> 契約による障害福祉サービスの利用 (施設等入所) <input type="checkbox"/> やむを得ない事由等による措置 (短期入所) <input type="checkbox"/> やむを得ない事由等による措置 (施設等入所) <input type="checkbox"/> 医療機関への入院 <input type="checkbox"/> その他 ()			
やむ措置を利用する理由		後見等申立	<input type="checkbox"/> 有 (氏名) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 検討中	

(2) 情報収集・事実確認事項

項目	具体的な役割分担			
	どのように	担当者	期日	留意事項

(3) 個別ケース会議

開催予定日		参加メンバー (予定)	
-------	--	-------------	--

(様式第5号)

		川 第 号 年 月 日	
障害者虐待事案に係る援助依頼書			
警察署長 殿			
市長名 印			
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。			
依頼事項	日時	年 月 日 時 分～ 時 分	
	場所		
援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い		
	<input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他()		
障害者	障害の内容		
	(ふりがな)氏名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日生 (歳)	
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他()	
	電話	() - 番	
	職業等		
養護者等	(ふりがな)氏名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日生 (歳)	
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他()	
	電話	() - 番	
	職業等		
	障害者との関係	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族() <input type="checkbox"/> その他()	
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
	虐待の内容		
障害者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由			
警察の援助を必要とする理由			
担当者・連絡先	所属・役職		氏名
	電話	() - 番	内線
	携帯電話	- - 番	番

(様式第6号)

個別ケース会議録

(計画策定時)

障害者本人氏名

会議目的			計画日	年 月 日	時 分～ 時 分	リスク度		
			評価日	年 月 日	時 分～ 時 分	リスク度		
会議出席者	所属	氏名	所属	氏名	所属	氏名		
検討した項目								
検討内容見立て								
支援目標 (長期と短期と重なり記入)	支援内容 (誰が、誰にいつまでに、どのようになど、状況に応じて記入)				達成状況 (評価時に記入)			
①								
②								
③								
④								
⑤								
対応が困難な課題(残された課題)					次回開催予定日 (評価予定日)	年	月	日

評価結果のまとめ
(新たな支援計画の必要性)

評価結果のまとめ (新たな支援計画の必要性)	
今後の対応	<input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> 相談継続(どこの機関:) <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 虐待ケースとして継続支援

(計画評価時)

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入。

④静岡市

静岡市の場合

相談・通報・届出受付票

相談年月日	年 月 日 時 分から 時 分 まで	対応者	所属機関
相談者 (通報者)	氏名	受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> その他 ()
	住所または 所属機関	電話番号他	
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族 (<input type="checkbox"/> 同居・ <input type="checkbox"/> 別居) 続柄 () <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生・児童委員 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 職場の同僚 <input type="checkbox"/> 就労支援機関 <input type="checkbox"/> 医療機関 (主治医など) <input type="checkbox"/> 警察・ <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 障害者相談員 <input type="checkbox"/> その他 ()	

氏名	性別	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	年齢
現住所				住民票登録住所 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異なる
電話番号	その他連絡先: (続柄:)			
居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 医療機関 () <input type="checkbox"/> 福祉施設 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
程度区分	<input type="checkbox"/> 区分 () <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 申請中 (月 日) <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定			
利用 サービス	障害福祉サービス	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
	その他サービス	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所		
障害の 状況	<input type="checkbox"/> 身体障害 (手帳: 級) (種別:) <input type="checkbox"/> 知的障害 (手帳: A B :)			
	<input type="checkbox"/> 精神障害 (手帳: 級) <input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> 難病 <input type="checkbox"/> その他 ()			
経済状況				生活保護受給 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

【世帯構成】

【養護者の状況】

家族状況 (ジェノグラム)	氏名	続柄	年齢	特記事項

【相談の概要】

虐待内容	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待			
相談内容	誰から・いつから どのような 障害者の現況 頻度・近隣の風評 通報に至った経緯 被虐待者を被害者 だと思ふ理由 など			
情報源と 保護者の 了解	<input type="checkbox"/> 相談者 (通報者・届出者) は、 <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> どなり声や泣き声、物音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 被虐待者 (障害者) 本人の届出 <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者 () から聞いた 保護者はこの通告を <input type="checkbox"/> 承知 <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 知らない			

【今後の対応】

<input type="checkbox"/> 相談終了	<input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次・斡旋 <input type="checkbox"/> その他 ()		
<input type="checkbox"/> 相談継続	<input type="checkbox"/> 相談支援事業者等による継続相談 (内容:) <input type="checkbox"/> 障害者虐待 <input type="checkbox"/> その他 ()		
備考:			

障害者本人氏名 _____

開催日時 月 日 時 分から 時 分 開催場所 _____

会議出席者	氏名	所属	氏名	所属

【虐待の事実判断及び緊急性の判断】

虐待事実の判断	<input type="checkbox"/> 虐待の事実なし <input type="checkbox"/> 相談継続(引継機関: _____) <input type="checkbox"/> 相談終了 <input type="checkbox"/> 虐待の事実または疑いあり <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> 虐待とは言えないが不適切な状況 (_____)	(判断根拠)	
緊急性の判断	<input type="checkbox"/> 緊急性あり <input type="checkbox"/> 緊急性なし <input type="checkbox"/> 判断が難しいため事実確認を継続	緊急性の判断に至った理由	
対応の方向性	<input type="checkbox"/> 契約による障害福祉サービスの利用(短期) <input type="checkbox"/> 契約による施設等入所の利用 <input type="checkbox"/> やむを得ない事由による措置(短期入所) <input type="checkbox"/> やむを得ない事由による措置(施設等入所) <input type="checkbox"/> 医療機関への入院 <input type="checkbox"/> その他(_____)		
やむを得ない措置を講じる理由		成年後見等の利用	<input type="checkbox"/> 有(氏名: _____) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 検討中

【更なる事実確認や関係機関との連携について】

確認すべき項目	確認等役割分担			
	どのように	担当者	いつまでに	備考

※議事内容の詳細については、別紙議事録に記載。

○ 対応会議会議録

(1) 虐待(疑いを含む)の有無

--

(2) 緊急性の有無

--

(3) 通報・届出受理機関の意見

--

(4) さらに事実確認・情報収集が必要な事項

--

(5) 訪問調査の必要性の有無

--

(6) 今後の役割分担について

--

(7) その他(処遇部会の開催の検討など)

--

静岡市の場合
【 のケース】

障害者虐待ケース会議

平成 年 月 日 時

	職名	氏名	職名	氏名
出席者				

○ 経過

○ 今後の支援方法

○ 関係機関の役割

○ 主担当

○ 支援計画等

○ その他

⑤堺市

障害者虐待 相談受付チェックシート				様式1-1							
受付日	平成	年	月	日	時	分	～	時	分	□電話 □来所 □その他〔 〕	
受付機関	□ 障害者虐待防止の相談窓口								対応者:		
相談者 (通報者) (届出者)	氏名	□匿名		所属機関名							
	住所			電話番号							
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 教育関連機関 <input type="checkbox"/> 職場・雇用先 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 ()									
【相談者(通報者)からの具体的な相談内容・虐待だと思った事項・虐待者の様子や意見等】											
虐待の可能性		<input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 性的 <input type="checkbox"/> 心理的 <input type="checkbox"/> 介護の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的 <input type="checkbox"/> その他 ()									
虐待(疑い) 者の状況	氏名	□不明		職業							
	現住所			電話番号							
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス(施設)従事者 <input type="checkbox"/> 雇用主(使用者)【企業名 所在地 】【 <input type="checkbox"/> その他 ()】									
	特記事項										
相談者の情報源		相談者は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> あざ等を見て、又は怒鳴り声や泣き声を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> () から聞いた									
本人の 状況	ふりがな			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳						
	氏名	□不明		生年月日	年	月	日				
	現住所			電話番号							
	障害種別	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> その他(疑いの場合含 ())									
	手帳	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 () 級 <input type="checkbox"/> 療育手帳 () <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳 () 級									
	障害程度区分	() □不明									
	日中活動	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス () <input type="checkbox"/> 職場 () <input type="checkbox"/> その他 ()									
	居住状況	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> GH・CH () <input type="checkbox"/> 施設 () <input type="checkbox"/> その他 ()									
	その他 関係機関	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス () <input type="checkbox"/> 医療 () <input type="checkbox"/> 教育 () <input type="checkbox"/> 相談支援事業所 () <input type="checkbox"/> その他 ()									
	医療面	<input type="checkbox"/> 特別なケアを要する事項 () <input type="checkbox"/> 既往症 () <input type="checkbox"/> その他 ()									
	経済状況	<input type="checkbox"/> 障害年金受給 () 級 <input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> その他 ()									
特記事項											
本人の 生活状況	【家族関係・居住状況など】 ジェノグラム・エコマップ等					【サービス利用状況・日中活動・雇用場面等】					
本人の 意向など	虐待を受けているという自覚 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	虐待に対する意思表示 <input type="checkbox"/> 助けを求めている <input type="checkbox"/> サインがある <input type="checkbox"/> 隠そうとする <input type="checkbox"/> 意思表示が困難 <input type="checkbox"/> その他 ()										
今後の対応及びコアメンバー会議への申送事項											

対応経過記録

日時【対応者】	対応記録

コア会議 記録シート

様式2

会議日	平成 年 月 日 時 分 ～ 時 分				記録者：
会議出席者	障害者虐待防止チーム		障害者更生相談所		
	地域福祉課		こころの健康センター		
	保健センター		精神保健課		
	障害者基幹相談支援センター				
会議資料	<input type="checkbox"/> 障害者虐待 相談受付チェックシート(様式1) <input type="checkbox"/> その他 ()				
事例分析	虐待の状況等				
	現時点で考えられるリスク要因				
虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 介護の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他 () ⇒ 事実確認、訪問調査等へ <input type="checkbox"/> 明らかに虐待事案でない ⇒ 一般相談等へ				
通報段階での緊急性の判断	<input type="checkbox"/> 緊急性有 ⇒ <input type="checkbox"/> 緊急保護を検討 <input type="checkbox"/> 集中的支援 <input type="checkbox"/> 立入調査の実施 <input type="checkbox"/> 警察への援助要請 <input type="checkbox"/> 緊急性なし ⇒ <input type="checkbox"/> 訪問調査及び聞き取り等による事実確認 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 現時点不明 ⇒ <input type="checkbox"/> 訪問調査及び聞き取り等による事実確認 <input type="checkbox"/> その他 ()				
上記の判断根拠	<input type="checkbox"/> 生命が危ぶまれるような状況が確認(または予測)される <input type="checkbox"/> 障害者本人や家族の人格や精神状態等に歪みを生じさせている、もしくはその恐れがある <input type="checkbox"/> 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない <input type="checkbox"/> 本人が明確に保護を求めている <input type="checkbox"/> その他 ()				
コア会議での対応方針及び役割分担					
役割分担	担当者(だれが)	課題(何をするか)	実施期限(いつするか)	手段(どんな方法で)	
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				

事業実施体制

本調査研究は「障害者支援状況等調査研究事業」の一環として実施した。

調査の設計・集計・報告取りまとめにあたっては、以下の構成員から成る検討会において有識者より指導・助言を受けた。

氏名	所属等
大塚 晃 勝又 幸子 下川 明美 福岡 寿 望月 春樹	上智大学総合人間科学部社会福祉学科 教授 国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長 東京都福祉保健局障害者施策推進部 事業調整担当課長 社会福祉法人高水福祉会 参与／日本相談支援専門員協会 顧問 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (五十音順)
(オブザーバー) 村岡 孝 曾根 直樹 猿渡 進平	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 相談支援係長・虐待防止対策係長 障害福祉課 地域生活支援推進室 虐待防止専門官・障害福祉専門官 障害福祉課 地域生活支援推進室 相談支援係・虐待防止対策係 (※本調査研究担当官のみ抜粋)
(事務局) 羽田 圭子 小松 紗代子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 チーフコンサルタント コンサルタント (※本調査研究担当者のみ抜粋)

(敬称略)